

平成30年第1回大多喜町議会定例会

6月会議会議録

平成30年 6月3日 開会

平成30年 6月5日 散会

大多喜町議会

平成30年第1回大多喜町議会定例会6月議会会議録目次

第1号（6月3日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	5
報告第1号の上程、説明	6
報告第2号の上程、説明	7
報告第3号の上程、説明	9
報告第4号の上程、説明	11
報告第5号の上程、説明	12
一般質問	14
根本年生君	14
吉野僖一君	23
山田久子君	29
吉野一男君	39
渡辺善男君	46
麻生剛君	54
野中眞弓君	62
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
日程の追加	73
発議第2号及び発議第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	74
散会の宣告	77

第 2 号 (6月5日)

出席議員	79
欠席議員	79
地方自治法第121条の規定による出席説明者	79
本会議に職務のため出席した者の職氏名	79
議事日程	79
開議の宣告	81
議事日程の報告	81
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
一般質問	82
麻生 剛 君	83
山田 久子 君	90
渡辺 善男 君	98
吉野 一男 君	107
野中 眞弓 君	114
吉野 僖一 君	123
根本 年生 君	127
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	136
議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	138
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	144
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	145
休会について	148
散会の宣告	149
署名議員	151

第 1 回大多喜町議会定例会 6 月会議

(第 1 号)

平成30年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録

平成30年6月3日(日)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	志関武良夫君
3番	渡辺善男君	4番	根本年生君
5番	吉野僖一君	6番	麻生剛君
7番	渡邊泰宣君	8番	麻生勇君
9番	吉野一男君	10番	末吉昭男君
11番	山田久子君	12番	野村賢一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	西郡栄一君
企画課長	米本和弘君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	和泉陽一君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	吉野正展君	産業振興課長	西川栄一君
環境水道課長	山岸勝君	特別養護老人ホーム所長	秋山賢次君
会計室長	吉野敏洋君	教育課長	古茶義明君
生涯学習課長	宮原幸男君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 麻生克美 書記 山川貴子

議事日程(第1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 3 号 専決処分の報告について
- 日程第 5 報告第 4 号 債権放棄の報告について
- 日程第 6 報告第 5 号 債権放棄の報告について
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第 9 請願第 2 号 「国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 追加日程第 1 発議第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
- 追加日程第 2 発議第 3 号 国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） これより6月会議を開きます。

（午前10時00分）

◎行政報告

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） おはようございます。

平成30年第1回議会定例会6月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議会定例会6月会議を再開させていただきましたところ、議長を初め議員皆様方には、大変お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました報告書によりご了承をいただきたいと存じます。

その報告書の中では、5月3日からのメキシコ訪問がございます。クエルナバカ市とは昭和53年に姉妹都市を結び、40年を迎える年となりますが、平成16年に町国際交流協会が訪問して以来、14年ぶり4回目の訪問となりました。この訪問のきっかけになりましたのは、社団法人日墨協会が隔年で開催をしている全国日系人大会がクエルナバカ市で開催されることになり、長らく交流のなかったクエルナバカ市と交流を深める絶好の機会として捉え、議会からは野村議長に、そして国際交流協会からは高梨会長に同行を依頼し、訪問をいたしました。

今回の訪問では、在メキシコ日本国大使館員や社団法人日墨協会、そして日墨協会主催の全国日系人大会を通じ、メキシコの地で活躍をしている日本人、日系人の皆様に多大なご尽力をいただき、クエルナバカ市との交流が実現しました。今回の訪問が、姉妹都市として、これからの人的交流、文化的交流の礎になったものと確信をしております。

2020年にはオリンピックが東京で開催をされます。国も観光立国、県も観光立県を提唱している中、本町でも関係する外国の都市と交流を深め、さらに国際交流を推進したいと考えておりますので、議員の皆様にもご理解、ご協力をいただきたいと存じます。

本日はこの後、議案案件が5件、5日は、人権擁護委員候補者の推薦に関する諮問案件のほか、条例の一部改正、補正予算など4件の議案審議が予定されております。そのほか、本

日と5日の2日間にわたり一般質問が行われるわけですが、各会議事件について十分ご審議をいただき、承認、可決賜りますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会3月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

このうち、5月24日に千葉県町村議会議長会の第1回定例会が千葉県自治会館で開催されました。役員の改選のほか、各町村から国及び県に対する要望事項を県議長会で取りまとめておりました。本町からは、有害鳥獣被害防止対策及びヤマビル防除方法の普及支援について要望しておりましたが、原案のとおり採択され、国・県に要望することとなりました。

次に、監査委員から、3月26日、4月26日及び5月25日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

次に、法律の規定に準じまして、有限会社たけゆらの里大多喜の経営状況を説明する書類が町長から提出されました。議員各位には、その写しを配付いたしましたのでご了承願います。

次に、3月19日に平成30年第1回国保国吉病院組合議会定例会が開催されました。この件につきましては、6番麻生剛君から報告をお願いします。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 国保国吉病院組合議会につきまして、6番麻生剛、ご報告させていただきます。

去る平成30年3月19日に、いすみ医療センターにおきまして平成30年第1回国保国吉病院組合議会定例会が開催されました。本町からは志関武良夫議員、渡辺善男議員、そして私、麻生剛の3名が出席いたしました。

会期は1日で、議案6件が付議されました。

議案の内容は、事業設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、一般職の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付き職員採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、平成29年度国保国吉病院組合病院事業会計補正予算について、平成30年度国保国吉病院組合病院事業会計

予算等について、いずれの議案も全員賛成で原案どおり可決されました。

概要につきましては、お手元に配付の資料をごらんください。

とりわけ、今回の予算措置につきましては、千葉大学との連携を密にすることを念頭に寄附講座の開設が提案されました。千葉大学は創立以来より深い関係がありましたが、地域医療における地域との密着、超高齢化社会へ突入した現在、先手を打って、医師を初めとする医療関係者の人材確保を目的に、今回の措置に踏み切った次第であります。

ちなみに、関係市町村の年間負担内訳としましては、いすみ市、負担割合が81パーセント、年間負担額は3,240万円、当町大多喜町、負担割合13パーセント、年間負担額520万円、御宿町、負担割合6パーセント、年間負担額240万円、合わせて合計4,000万円であります。

当町におきましては、地域の中核病院としてのいすみ医療センターへの住民の期待も大きく、救急医療におきましても多大なる活用をしている次第であります。千葉大学からの医師派遣は言うに及ばず、地域の医療の充実を図り、予防医学への啓蒙活動、市民公開講座開催などを行うなど、開かれた大学、開かれた病院、住民参加の医療システム構築の一つとして、先駆的役割を果たしてくれることと思われまます。

なお、会議の冒頭には管理者からの挨拶、そして終了時には病院長よりの挨拶があり、両者とも、いすみ医療センター、国保国吉病院の存続にかける並々ならぬ決意表明があり、過疎地であっても医療の必要性は万国共通であり、命の重さに都市と地方の格差が存在してはならないという固い信念が披露されました。また、国保国吉病院議会は一般の方の傍聴もあり、医療制度についての関心の高さをうかがい知るところとなった次第です。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、本6月会議につきましては、審議期間は本日と5日とします。お配りしてあります議事日程に従って議事を進めてまいりますので、よろしくお願ひします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

10番 末 吉 昭 男 君

11番 山 田 久 子 君

を指名します。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（野村賢一君） 日程第2、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について報告願います。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 報告第1号の説明をさせていただきます。

議案の1ページをお開きください。

繰越明許費繰越計算書について。

平成29年度大多喜町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告します。

次のページをお開きください。

平成29年度大多喜町一般会計繰越明許費繰越計算書、表内の事業者名、翌年度繰越額及び未収入特定財源について説明をさせていただきます。

初めの一般事務費（総務管理費）は、平成29年9月に発生したメキシコ中部地震に係る被災地クエルナバカ市への義援金で、翌年度繰越額は100万円でございます。

次の公民館管理運営事業は、中央公民館ホール棟屋上の防水工事で、翌年度繰越額は2,339万3,000円でございます。

次の道路橋梁災害復旧事業は、平成29年9月28日の豪雨で発生した町道3路線の災害復旧工事で、翌年度繰越額は932万4,000円で、未収入特定財源の国県支出金551万8,000円は公共土木施設災害復旧費国庫負担金、地方債270万円は公共土木施設災害復旧事業債でございます。

次の農地災害復旧事業は、平成29年9月28日の豪雨及び10月22、23日の台風21号により発生した農地2カ所の災害復旧事業で、翌年度繰越額は394万1,000円で、未収入特定財源の国県支出金133万4,000円は、農地災害復旧事業費県補助金でございます。

次の農業施設災害復旧事業は、農地災害と同じく、平成29年9月28日の豪雨及び10月22、23日の台風21号により発生した農業施設3カ所の災害復旧事業で、翌年度繰越額は709万6,000円で、未収入特定財源の国県支出金334万7,000円は、農業施設災害復旧事業費県補助

金でございます。

以上、5事業、翌年度繰越額の合計は4,475万4,000円でございます。

以上で、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（野村賢一君） 日程第3、報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） それでは、報告第2号 専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

議案つづり5ページをお開きいただきたいと思います。

報告第2号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

次のページをお願いします。

大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日公布され、平成30年4月1日から施行されたことにより、大多喜町税条例の一部を改正する必要があるため、平成30年3月31日専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

主な改正内容としまして、本町の関係するところでは主に3点あります。

1つ目として、町民税の均等割及び所得割の非課税限度額を引き上げること。2つ目としまして、土地に対する固定資産税の課税の特例をさらに3年間延長すること。3つ目としまして、生産性向上特別措置法の規定により市町村が作成した計画に基づき行われた中小企業の設備投資に係る固定資産の特例割合の規定を新設するものです。

そのほかに、たばこ税に関する改正があります。

それでは、本文に入りますが、改正条文の朗読は割愛させていただきたいと思います。

大多喜町税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

まず、第20条以下につきましては、第48条法人町民税の申告納付、第52条法人町民税の納期限の延長の場合の延滞金について改正が行われたことから、条文の整備を行うものです。

第23条第1項中以下につきましては、人格のない社団等について電子申告義務化に係る規定を適用しないこととする規定を追加するものです。

第24条第1項中以下につきましては、障害者、未成年者、寡婦に対する非課税の所得要件の額を125万円から135万円に引き上げるものです。また、均等割非課税限度額について、28万円に10万円を加算し、非課税限度額を引き上げるものです。

第34条の2中以下につきましては、基礎控除額に所得要件を創設するもので、基礎控除については、合計所得金額が2,500万円以下のものに適用することとしたものです。

次の第34条の6中以下につきましても同様です。

次の第36条の2第1項中以下につきましては、配偶者特別控除について、所得税法に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く規定を加えたものです。

次に、7ページ中段下のほうになりますけれども、第47条の3中以下につきましては、地方税法の改正にあわせ、特別徴収義務者の規定を整備するものです。

次の第48条第1項中以下につきましては、国税と同様に、大法人、資本金が1億円を超える国内法人について、電子申告を義務づけたものです。

続きまして、9ページになりますけれども、第52条第1項及び第2項中以下につきましては、法人町民税に係る納期の延長の場合の延滞金の取り扱いについて規定したものです。

次の10ページになりますけれども、10ページ下のほうですけれども、第92条を第92条の2とし、以下につきましては、第92条として製造たばこの区分を新たに創設したものでございます。

次の11ページになりますけれども、「第93条の次に次の1条を加える。」につきましては、加熱たばこを製造たばことみなす場合について規定したものになります。

次の下の段ですけれども、第94条第1項中以下から13ページにかけては、たばこ税の課税標準について、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について規定の整備を行うものです。

続きまして、13ページ下から2行目になりますけれども、第95条中以下につきましては、たばこ税の税率を1,000本につき5,262円から5,692円へ引き上げるものです。

その下の第96条第3項中以下につきましては、条例改正による条ずれに伴う改正になります。

次の14ページになりますけれども、第98条第1項中以下につきましては、第94条に売り渡し等の定義を加えたことによる規定の整備になります。

続きまして、附則第3条の2第1項中につきましては、法人町民税の申告納付に係る規定及び法人町民税に係る納期延長の場合の延滞金についての規定が改正されたことによる附則の改正になります。

附則第5条第1項中以下につきましては、個人町民税の所得割の非課税限度額につきまして、35万円に10万円を加算し、課税限度額を引き上げるものです。

附則第10条の2第3項を削り、以下につきましては、わがまち特例による固定資産税の特例割合を定める規定の整備及び生産性向上特別措置法の規定により市町村が作成した計画に基づき行われた中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例割合を新設するものです。

続きまして、15ページの下段になりますけれども、附則第10条の3第3項中以下につきましては、地方税法附則の改正による規定の整備になります。

次の16ページをお開きください。16ページ中段、第12項、法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設については、こちらにつきましては、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る固定資産税の減額措置を創設する規定になります。

17ページ、附則第11条の見出し中につきましては、土地に対して課する固定資産税の特例について、さらに3年間延長するものです。

次の18ページから21ページになりますけれども、大多喜町税条例の一部改正、第2条から第5条及び20ページの第7条につきましては、旧三級品の紙巻きたばこの税率に関する追加措置について規定したものです。

19ページの大多喜町税条例等の一部改正、第6条につきましては、軽自動車税の税率に関する表の字句の訂正になります。

21ページ附則から32ページにつきましては、施行期日、経過措置を定めたものになります。なお、町民税の均等割及び所得税の非課税限度額引き上げについては、平成33年1月1日からの適用となります。

以上で、大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定についての説明及び報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君） これで、報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（野村賢一君） 日程第4、報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君）　続きまして、報告第3号　専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案つづり33ページをお開きいただきたいと思います。

報告第3号　専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

35ページをお願いしたいと思います。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日公布され、平成30年4月1日から施行されたことにより、大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、平成30年3月31日専決処分をいたしましたので、ご報告するものでございます。

改正内容としまして、課税限度額及び軽減の対象となる所得の算定基準の見直しでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条でございますけれども、限度額、課税限度額を規定したもので、第2項では基礎額を54万円から58万円に引き上げるものです。課税限度額の合計は89万円から98万円となります。

次の第23条でございますが、軽減について規定をしたもので、軽減後の課税限度額を第2条の限度額と同額とするとともに、5割軽減及び2割軽減の所得判定の額を改正するものです。同条第2号中以下につきましては、5割軽減の対象となる算定所得となり、改正前では世帯の被保険者数に27万円を乗じた額に33万円を加えた額が世帯の総所得を超えていない場合5割軽減でありましたが、今回の改正により、被保険者に乗じる額を27万円から27万5,000円に、同条第3号では、2割軽減となる判定所得に用いる被保険者数に乗じる額を49万円から50万円にそれぞれ改正するものです。

第24条の2第2項中につきましては、マイナンバーによる情報連携により特例対象被保険者等の把握ができるのであれば、雇用保険受給資格証明書の提示が不要となることを規定し

たものです。

附則としまして、施行期日、適用区分等を規定しております。

以上で、大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明及び報告とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで、報告第3号 専決処分の報告についてを終わります。

◎報告第4号の上程、説明

○議長（野村賢一君） 日程第5、報告第4号 債権放棄の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

教育課長。

○教育課長（古茶義明君） それでは、報告第4号 債権放棄の報告について、ご説明申し上げます。

議案書37ページをお開きください。

初めに、本文説明の前に概要について説明させていただきます。

今回放棄した債権は学校給食費で、大多喜町債権管理条例の規定により、ことしの3月31日に債務者2人、件数124件、52万1,085円の債権を放棄したものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

報告第4号 債権放棄の報告について。

大多喜町債権管理条例第12条第1項の規定に基づき、町の債権について下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

1、放棄した債権の名称、学校給食費。

2、放棄した債権の件数、124件。

3、放棄した債権の金額、52万1,085円。

4、放棄した時期、平成30年3月31日。

5、放棄した債務者ごとの金額、調定年度及び件数、放棄した事由でございますが、初めに表の一番右の列、放棄の事由についてご説明させていただきます。

大多喜町債権管理条例第12条第1項の規定は、町の私債権の放棄ができる事項を第1号から第7号まで定めておまして、今回の債務者2人に対する債権放棄は、いずれも第4号に規定する債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、かつ、徴収の見込みがないためという事由により、債権を放棄したものでございます。

それでは、放棄事由以外について、債務者ごとに放棄の金額、調定年度及び件数の順に説明させていただきます。

債務者 1、50万4,555円、平成17年度から平成22年度までの6年間、120件。債務者 2、1万6,530円、平成23年度の1年間、4件。合計で52万1,085円、124件の債権を放棄したものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（野村賢一君） これで、報告第4号 債権放棄の報告についてを終わります。

◎報告第5号の上程、説明

○議長（野村賢一君） 日程第6、報告第5号 債権放棄の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（山岸 勝君） 報告第5号 債権放棄の報告について、ご説明申し上げます。

議案つづり39ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、概要につきまして説明させていただきます。

今回放棄します債権は水道料金で、大多喜町債権管理条例の規定により、ことしの3月30日に債務者33人、件数121件、金額154万3,109円の債権を放棄したものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

報告第5号 債権放棄の報告について。

大多喜町債権管理条例第12条第1項の規定に基づき、町の債権について下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

- 1、放棄した債権の名称、水道料金。
- 2、放棄した債権の件数、121件。
- 3、放棄した債権の金額、154万3,109円。
- 4、放棄した時期、平成30年3月30日。
- 5、放棄した債務者ごとの金額、調定年度及び件数、放棄した事由。

初めに、表の一番右の列、放棄の事由につきましてご説明申し上げます。

大多喜町債権管理条例第12条第1項の規定は、町の私債権の放棄できる事項を第1号から第7号まで定めており、今回の債権放棄につきましては、第2号及び第4号事由に該当するものです。

なお、第2号に規定する事由は、債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であるため、また第4号に規定する事由は、債務者の死亡、失踪、行方不明等で徴収の見込みがないためという2つの事由により放棄したものです。

それでは、放棄事由以外について、債務者ごとに放棄の金額、調定年度及び件数の順に説明したいと思います。

債務者1、1万4,146円、平成23年度、4件。債務者2、7万1,386円、平成23年度、6件。債務者3、8,785円、平成23年度、2件。債務者4、5万4,173円、平成23年度、5件。債務者5、1万830円、平成23年度、3件。債務者6、1万1,758円、平成23年度、3件。債務者7、7,000円、平成23年度、2件。債務者8、3万4,069円、平成23年度、3件。債務者9、7,220円、平成23年度、2件。債務者10、3,610円、平成23年度、1件。債務者11、1万3,984円、平成23年度、1件。債務者12、1万9,109円、平成23年度、2件。

次ページをお願いいたします。債務者13、4万568円、平成23年度、6件。債務者14、3万1,484円、平成23年度、4件。債務者15、22万6,732円、平成22年度、6件、平成23年度、6件。債務者16、7,220円、平成23年度、2件。債務者17、7万6,592円、平成23年度、3件。債務者18、6,317円、平成23年度、2件。債務者19、14万6,833円、平成23年度、5件。債務者20、5,430円、平成23年度、2件。債務者21、8,095円、平成23年度、1件。債務者22、3万3,643円、平成23年度、3件。債務者23、2万1,660円、平成23年度、6件。債務者24、1万3,275円、平成23年度、2件。債務者25、17万4,972円、平成23年度、6件。債務者26、6万2,644円、平成23年度、6件。債務者27、1万9,620円、平成23年度、2件。債務者28、8,015円、平成23年度、1件。債務者29、17万9,354円、平成23年度、6件。債務者30、8万1,984円、平成23年度、6件。債務者31、3万7,014円、平成23年度、5件。債務者32、3,610円、平成23年度、1件。債務者33、10万1,977円、平成23年度、6件。合計154万3,109円、件数121件の債権を放棄したものです。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（野村賢一君） これで、報告第5号 債権放棄の報告についてを終わります。

この後、一般質問の時間ですけれども、通告してある時間が50分からですから、それまで休憩といたします。

(午前10時40分)

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（野村賢一君） 日程第7、一般質問を行います。

一般質問は、さきの議会運営委員会で決定した順番で行います。

なお、この会議の一般質問の時間は、答弁を含めて30分以内です。

また、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影及び質問者の自己の質問時間のみ録音を許可したので、ご承知願います。

◇ 根本年生君

○議長（野村賢一君） それでは、初めに4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 通告に基づきまして質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

今回、私は、これから急増すると思われる空き土地、空き家、空き店舗の対策を早急にとらなければいけないんじゃないかという観点から、質問させていただきます。

人口減少や少子高齢化が進む本町において、今後、さらなる空き家、空き地の増加は必然的であり、今後、適切な管理が行われていない空き家、空き地が、防災、衛生、環境面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことは避けられません。

国においても、空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年5月に全面施行され、本町もその法律に沿った取り組みを早急に行う必要があります。平成27年に制定されて3年たっています。この中で、国の責務、町の役割、県の役割等も明確に規定されています。本町もそれを踏まえて早急に対策をとるべきと考えます。

そこで質問させていただきます。以前の議会で質問させていただきました。その後、この対策についてはどのように進んでいるのか伺いたい。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） それでは、根本議員さんの質問に建設課からお答えをさせていただきます。

平成29年第1回議会定例会3月会議におきまして、根本議員から空き家対策についてのご質問がありました。その後どこまで進んでいるかのご質問ですけれども、条例案について検討しておりますが、現段階では条例の提案までには至っていないというのが現状でありま

す。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 具体的にどこまで進んでいるんですか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） ただいま、条例案の担当課内での素案についてはできておりますけれども、その後まだ協議が調っていないところがありますので、まだ条例提案までには至っていないということでございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 以前の質問で、私は、29年度中にある程度の形ができて、もう今の時期はある程度、議会にその条例が諮られるのかなという思いでございました。以前の答弁もそのような内容ではなかったかと個人的には思っています。

これはいつつくるんですか。早急につくらないといけないと思いますけれども、30年度中につくるとか、いつまでにつくるんですか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 条例案の制定がおくれているということにつきましては、大変申しわけないと思っておりますけれども、今の段階で、今年度中というところまでは、ちょっとお答えができないのが現状であります。

いずれにしても、この条例案については早急に関係課で協議を進めて、制定に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） では早急にお願いします。

次に、特措法の趣旨に沿った空き家実態調査を行い、特措法の第6条に位置づけられている空家等対策計画、これは29年度に策定済み、あるいは30年度中に策定するという市町村が、国交省のホームページ、データによりますと全国で約半数、千葉県でもそれに近い約5割の自治体で、相当な危機感を持って空家等対策計画をつくる予定であるというふうにデータが発表されております。なぜ半数もの自治体が相当な危機感を持ってつくろうとしているのか、その趣旨を十分把握するべきだと思います。

特措法の法律によって、空き土地に関する総合的かつ計画的な施策を実行しなければならない。国、県、町の役割を明確にこの法律は規定していると思いますけれども、町の役割に

ついてはどのように認識していますか。

すみません、じゃ、もっと細かく言います。空家等対策の推進に関する特別措置法の中に、市町村は国の基本方針に則した空家等対策計画策定及び協議会を設置するんだと。これは強制ではありませんけれども、つくるんだと。その中で、住民に最も身近な市町村による空き家等対策の実施が重要であると明確に書かれています。

町がやる気を起こせば、国・県はそれなりに財政面とか補助するよと。国はそれについて補助しなさいみたいなことも書かれていますよね。やはり住民に最も身近な市町村が本当に大切な役割を担っていると思います。その辺の認識はいかがですか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） ただいまの根本議員のご質問にお答えさせていただきます。

町では、特措法の内容は理解しているつもりでございます。ただいま協議会等というような話がありましたけれども、その協議会につきましては、空家等対策計画をつくる場合において、協議会を設置して、その中で検討して計画を定めるというふうになっておりますので、計画を策定する際には協議会等を設置しまして、幅広く意見を求めた中で、計画を策定していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 私が言いたかったのは、空家等対策計画ですね、これをつくって、町が本当に空き家対策に真剣に取り組んでいるか、取り組みなさいというのが法律に書かれているわけですよね。なぜこれを、もう3年もたっているのに進展がないのか。

私もいろいろなところをぐるぐる回っていると、空き家問題に関することは非常に町民の関心が高いです。それはいろいろ聞いてみると、今はいいんだけど、私たちのところも10年後、20年後、今、子供がいても東京に行って、帰ってきそうもない。子供はいるけれども独身で50、60になる。高齢者だけで暮らしている世帯も多い。あしたは我が身なんです。これは早急にやらないと本当に大変なことになります。

私は、地元は新丁ですので、何人かと、今後の新丁の空き家がどうなるか調査させていただきました。今、100件ほどありますけれども、10年後、20年後、30年後、残るのは15件か20件だぞと。その対策を早急にとらないと、本当に大多喜町はどうなってしまうか心配でなりません。その辺の認識はいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） ただいまの質問についてお答えをさせていただきます。

空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空き家対策法では、主に2つの目的が示されています。

1つは、適正な管理が行われていない空き家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体、財産を守り、その生活環境の保全を図ること、まずこれが1点。

2つ目は、これにあわせまして、空き家等の活用を推進するために、空き家等に関する施策に関し、空家等対策計画の作成、その他空き家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとあります。

この空家等対策計画につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の第6条で定められているところでありますけれども、この条につきましては、空き家対策等に関する対策についての計画を定めることができるとされておりまして、必ずしも策定しなければならないというふうにはされておられませんので、今後さらに空き家がふえた場合には、地域住民の生活環境に影響を及ぼすことは考えられますが、現段階では、1点目の管理不全な状態にある空き家等に関する措置について定める空家等の適正管理条例の制定、議会に対しての提案に向けて努力してまいりたいというふう考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） どっちにしても早急に対策を練ってもらいたいと思います。

次にいきます。

平成30年5月23日、国交省において、空き家対策の推進のための新規制度等に係る説明会、これが各自治体、地方公共団体向けに、新しい新規制度があるという説明が国交省、東京で行われ、聞きましたら300人近くの市町村の方がこれに参加したと。

前回の議会の答弁の中でも、これからいろいろ勉強もしていかなくちゃいけないという答弁がありました。ならば、こういったところに行ってもっと勉強しないと、各市町村がどれだけ危機感を持っているのか。この案内は来ていると思いますけれども、これは課長のほうにもこういったのがあるよということをお知らせしてあると思いますけれども、なぜこういった説明会に出席して勉強しようとしなのか。いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 大変申しわけありません。その説明会については、ちょっと私の

ほうでは見ておりませんでした。

ただいまの空き家に対する説明会等につきましては、これは制度も変わるかと思しますので、さまざまな情報を入手するよい機会でもありますので、そういう機会がありますれば、積極的に参加をして情報収集、制度の把握に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 空き家対策を行うには、町の今現在の財政状況から見て、町の単費じゃできないですよ。国・県の補助を受けないとできないと思っています。そうすると、要はいかに県・国の金をもらって、町の空き家対策を企てていくか、これは非常に大切なことだと思います。

その中で、平成20年から空き家再生等推進事業ということで、社会資本整備総合交付金が出て進んでいると思います。これに加えて、平成28年度から空き家対策総合支援事業、個別補助という形で、新しい補助金の内容がたくさん書かれていますよ。これは国交省だけじゃなくて、農林水産省でやっているものもある、経済産業省でやっているものもある、いろいろな補助金を受けるシステムがあります。

それについては、先ほど言いました計画がないと補助金は受けられないんです。実態調査を行い、計画をつくって協議会を設置しないと、こういった新規制度にかかわる補助金は受けられないんです。どうですか、早くつくって国・県の補助を受けて、空き家対策を早急に行うべきです。どんどんつくったらいいんじゃないかと思っています。

それで、私もいろいろ調べさせてもらったけれども、空き家対策の計画、どこも大体似通ったものです。千葉県にこういうふうにつくりなさいというひな形もあります。

せんだって東京に講習に行かせてもらいました。そのとき講師の方々から、倶知安の空き家対策計画、これが非常に素晴らしいと。これはコンサル等に任せず自分たちでやったそうです。わずか十数ページです。本当に簡便に書かれています。コンサル等に頼むと、お金ももらう都合上でしょう、分厚いものになりますけれども、そうじゃなくて自分たちで、私も見ましたけれども、これならそんなに時間をかけずにつくれるんじゃないですか。

早く計画をつくって、国の補助金をもらって空き家対策に進むべきだと思います。皆さんもご存じのように、こういった補助金というのは、出初めのころは大盤振る舞いするんですね。しかし、ある程度市町村が行うようになってくると、どんどん縮小していくんです。それは皆様もよくご存じだと思います。

この倶知安とかほかにつくったやつを参考にして、この中に管理条例も一緒に、要は管理は所有者の責務であると、適正に管理しなさいということを明記すれば済むんじゃないですか。そのほかにまた細かく管理規則の規約とか何とかをつくっていけばいいのであって、先に大もとになる対策計画ができないで、なぜ個別のやつを先につくるんですか。対策計画の中にこういった計画をつくりますよということを書いて、それから個別の管理規約とかいろいろあるでしょうけれども、それをつくるべきじゃないですか。先に大もとの管理計画がなく個別の計画をつくるというのは、順序が逆だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） ただいま、空き家の対策計画をやって個別の計画ということがあったと思いますけれども、あくまでも空き家対策計画と適正に管理をする管理条例、これは別物というふうに考えております。

そして、根本議員のご質問である、空き家の活用に向けた補助事業を利用すべきではないかということにつきましては、空き家に対する補助事業、空き家再生等推進事業と空き家対策総合支援事業、これにつきましては根本議員さんの言われているとおり、この事業の対象とするには空家等対策計画の策定が前提となっております。

空き家再生等推進事業、空き家対策総合支援事業とも、空き家を地域活性化に資する滞在体験施設や交流施設、また文化施設等にするための空き家等の取得、これは用地費用は除いたものでありますですけれども、移転、増築、改築に要する経費や、空き家を除却し、ポケットパークなどの地域活性化のために使用されるための経費に対して、補助されるものでございます。

現在、町の総合計画では、空き家等を活用した移住促進等は計画にありますけれども、空き家再生等推進事業等の対象事業になり得る事業がないのが現状でございます。

そして、空き家等を活用した活性化施策等につきましては、現在の総合計画に基づき進めるとともに、現在のまちづくりに関する計画の見直しや新たな施設等が必要となった場合、関係課と協議した上で、この計画の策定に努めることとしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 今、出ました関係課との協議、前回の質問の中で、関係課との協議を早急に進めるといふ答弁があったように記憶しています。関係課との協議は何回ぐらいやつ

て、どの程度進んでいるんですか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 平成28年のときに、現在の、今進めております管理条例の素案をつくるときに、関係課の担当者に出席をいただきまして素案を協議、このときにまず1回、素案のときに協議をしているところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） なかなか進みぐあいが遅くて、もっと早くやってほしいなという思いでいっぱいでございます。

次に行きます。

その空き家問題を解決するのに、当然、所有者がわからない、不明と、この多くは相続登記をしていない。ただ、買った方が、その所有者が活着ているか死んでいるかわからない場合も非常に多いと思います。この問題も早急に決着というんですか、いい方向に持っていかないと、本当に空き家対策ができないと思いますけれども、この辺の対策はどのようになっていますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） それでは、根本議員さんのご質問に、固定資産税課税の観点からお答えさせていただきたいと思います。

相続登記未了の土地への固定資産税の課税については、現在、相続登記ができるまでの間、遺族の方へ相続人代表者の指定届出書を送付し、提出していただいているところであります。提出がない場合は、地方税法に基づき戸籍の調査を行い、相続人代表の方へ相続人指定通知書を送付の上、納税通知書を発送しているところであります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 非常に重要なことだと思いますので、これも早急に対策を練っていただきたいと思います。

続きまして、空き家対策を行うには、役場の職員の方には申しわけないけれども、建物についてはいろいろとわからない面も多いと思います。やはり専門業者、建築士さんとか、法律のことでいえば司法書士さんとか、あと建物の調査とかであれば、そのほかにもいろいろな関係団体があると思います。その方々の意見を聞きながらこれを進めていかないと、勉強

するといっても役場の職員の方が一から勉強しているのでは、なかなか時間がかかると思いますので、民間業者と協定を結んで、これは協定を結んでいるところも幾つかあると思いますので、そちらとやる必要があると思います。時間の関係上、これは答弁はいいです。

続きまして、以前質問させていただきました、今、空き家バンクというものを町はやって、大変な好評で、出るとすぐ売れてしまうような形のございます。今後は、空き地バンク、空き土地バンク、これも前回質問させていただいたときに、前向きに検討するよと。これから特に町場等は空き地が非常にふえてくると思います。その適正な管理をしている土地については、町が空き土地バンクを開設して、売るのが貸すのか、そんなものの仲立ちをするというような形をとるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） それでは、空き土地バンクの関係で、企画課の観点からお話しさせていただきます。

平成29年の第1回の議会定例会3月会議でお話があったと思います。前向きに推進していきたい旨の答弁をさせていただきましたが、現状の体制の中で、新たな制度、組織について大変厳しい状況もございましたので、現段階では以前の質問と大きな進捗はないという状況です。

なお、国土交通省におきましては、昨年10月末より、全国版の空き家・空き地バンクの試行運用を開始したところです。本町におきましてもこの制度に参加をいたしまして、現状では空き家についてのみの登録をしておるところでございますが、今後も制度創設に向けまして、町内の不動産業者等を交えまして、運用方法等の協議を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 前回の答弁と全く変わっていません。空き地、空き家に対する認識が非常に薄いんじゃないかと。

要は人口減少、少子高齢化、これに伴って何がふえてくるかということと空き家なんです。空き家が縮図なんです。空き家をいかに減らすか、いかに少なくするかということが、大多喜町にこれから課せられた課題なんです。空き家が少なくなれば、本当に町はそれだけ活性化するという事ですから、十分認識を持ってやってもらいたいと思っております。

次に、空き家対策を行うには十分な体制づくりと予算措置が必要であると考えます。その体制づくり。

私、大多喜町の職員名簿を見させていただきました。その中に分掌事務というところがありますけれども、空き家を担当する部署はどこにも記載されていません。これをもつても空き家に対する認識が非常に薄い。空き家なんかやらなくてもいいよと、重要な問題じゃないよというようなことがうかがわれます。

なぜ分掌事務に空き家はどこがやるというのが書かれていないんですか。これは主なものを書くというふうに聞いています。空き家対策は主なものじゃないんですか。いかがですか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 分掌事務全てをここで見た、読んでいるあれではありませんので、どこにこれが入っていないとかというのは、一概にお答えすることができないんですけれども、町の空き家対策という、いろいろな例があると思うんです。例えば、この法律の一番最初のスタートとしては、不適切に管理されるという部分、そういったものが一つのスタートになっている経緯だと思います。そういったものについては、当然のように環境生活のほうでも対応しております。それと、当然ほかにはいろいろな課でも対応しております。空き家バンクも現実やっております。

そういう中で、まだこの条例を町がつくっていない中で分掌事務に加えるというのは、今の段階では非常に厳しいのかなということで考えております。

○4番（根本年生君） わかりました。ちょっと時間がないので申しわけないです。よろしくお願いいたします。

それで、最後に、やはりこれは早急にしないといけない。いすみ市のほうでもこの間、略式代執行ということで、1件、増田橋の先に焼け残った建物がありましたね。あれ、市の単費で300万ぐらいかかったそうです。やったそうです。それも対策計画がないので国の補助金等を受けられず、全て単費でやったそうです。

やはりそういった観点からも、今後、放置された家屋、申しわけないけれども、どこの部落に行っても1つ2つあります。いつ壊れてもおかしくないような建物があります。そういったものを、計画をつくっていれば国や県からの補助金でできるんです。今のままだと全て単費でやらなきゃいけないんですよ。

いかがですか、町長。この空き家対策、一刻も早く早急に進めるべきだと思いますけれども、強い決意をお願いします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 根本議員も今、いろいろご質問をいただきまして、空き家に対する考

え方としては大体皆さんも同じだと思います。地方の地域にとって、空き家というのは非常に心配の種であることは間違いがありません。

それで、さっき課長の説明にもありましたけれども、まず2つの観点からやっていくことなので、まず1つは、地域住民がその空き家に対して大変迷惑をこうむる。今のいすみ市のはまさにそうですよね。だから、そういったことをまず先にやりましょうと。

それで、もう一点のものについては、補助事業につきましては、町が空き家を全体にどうやって活用するんだという計画を立てなきゃいけないので、それを町の予算で全部計画を立てるとするのはなかなか難しい。やはり民間の事業者を入れた形の中でなければ、またそこに所有者がいますので。

ですから、2つの観点でやっていかなきゃいけないんですが、まず最初にやるべきことは、地域住民の皆さんに空き家が非常に環境に悪影響を与えるような、そこのところについてはまず早急にやっていかなきゃならんと、そういうふうに思っています。

○4番（根本年生君） じゃ、早急に進めてもらいたいと思います。よろしくお願いします。
終わります。

○議長（野村賢一君） 以上で、根本年生君の一般質問を終了します。

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（野村賢一君） 次に、5番吉野僖一君の一般質問を行います。

○5番（吉野僖一君） 議長さんの許可がありましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

今回、メキシコ、クエルナバカ市との姉妹都市提携40周年記念ということで、表敬訪問されました。メキシコ地震のお見舞い金を持参しての表敬訪問ということで、次のことについてお伺いします。

メキシコ・クエルナバカ市と大多喜町との今までの経過、なれそめというか、どういうあれでこういうふうになったのか、議事録というか、最近余り出てこなかったのか、何年ぶりということでもありますので、その辺をもう一遍チェックしたいと思いますので、現在までのメキシコ、御宿と大多喜とのそういう流れですね、ちょっと説明できればお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） それでは、吉野議員の姉妹都市の経緯に関する一般質問に、総務

課のほうからお答えをさせていただきます。

姉妹都市の締結につきましては、1609年に岩和田沖で遭難したフィリピン総督ドン・ロドリゴ一行の乗組員を地元漁民が救助し、時の城主本多忠朝が大多喜城に迎え、手厚くもてなしたことが背景でございます。

町では、大多喜城が昭和50年に再建され、大多喜城下とドン・ロドリゴ総督の関係を大多喜お城まつりによって再現して後世に伝え、メキシコ合衆国との友好親善を深めるために、メキシコ大使と書記官領事を招待したところ、大使の心遣いにより、1609年の出来事のお礼を申し上げたいということから、昭和53年11月1日にメキシコ合衆国のロペス・ポルティエリョ大統領が大多喜町と御宿町を訪町されました。

この大統領の日本訪問に先立ち、大多喜町、御宿町の両町長を招待したいとの通知を受け、7月31日から8月12日まで両町長がメキシコ合衆国を訪問し、大多喜町はクエルナバカ市と、御宿町はアカプルコ市と、それぞれ姉妹都市協定を締結したものでございます。

その後のクエルナバカ市との親善訪問でございますけれども、昭和54年に観光協会が親善訪問を実施し、平成9年と平成16年に、大多喜町国際交流協会がメキシコ合衆国友好親善訪問が行われました。今回の親善訪問を加えますと、大多喜町からクエルナバカ市への訪問は、協定締結時を除くと4回でございます。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ありがとうございます。

一応経過報告、今までの歴史というか、そういうことで、大多喜町のホームページに歴史ということで、私もふだん余りこういうのを見たことがないので、復習の意味で、総務課長さんに説明いただいたとおりでございます。

今回の訪問に関しましては、昨年の秋に町執行部と議会とでメキシコを訪問したいと伺ったんですけれども、観光で行くんだか公務で行くんだかわからないということでちょっと紛糾しまして、結果的には議員のほうから。前回の最初の町長さんのときには、国際交流協会の人たちからあれが出ていますね。今回、そういうあれも受けて、飛行時間14時間ですか、何か長距離のフライトで大変だったと思いますけれども、その辺についてはこれで。できましたら、本当は昨年の秋も議員も行ければよかったのかもしれないですけれども、もう過ぎたことですので、その辺はカットします。

続きまして、今後の国際交流ということで質問させていただきたいと思います。

今までは、野球とかそういうスポーツを通じての交流とか、そういうことがあったんです

けれども、今後の交流について、やっぱり遠距離ということもあるし、日本全国の各市町村も、結構メキシコとの交流は盛んにやっておられるんですけども、予算面でちょっと簡単にはいかないの、そこら辺が、10年置きとか20年置き、今回は40年ということなんですけれども、今後の計画について町のほうほどのように考えておるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） 今後の国際交流についての質問に、生涯学習課のほうからお答えをさせていただきます。

今回のメキシコ合衆国クエルナバカ市への親善訪問の目的の一つは、姉妹都市でございますクエルナバカ市の市長を初めとする多くの市民の皆様、ことしのお城まつりに参加していただくということでございました。お城まつりの参加について、クエルナバカ市の関係者からぜひ参加したいという前向きな回答をいただきました。また、社団法人日墨協会の役員さんからは、お城まつりにあわせましてツアーを組んで、大多喜町のほうに来る計画を立てると、そのようなお話もいただいたところでございます。

先ほど議員さんおっしゃいましたように、かつてはメキシコの少年野球団のホームステイの受け入れ事業などの交流も行っておりましたが、今回の訪問を契機に、今後どのような交流が図られるか、クエルナバカ市の担当者や日墨協会の関係者などと協議を進めまして、交流の内容をよく精査した上で、町の国際交流協会と連携を図りながら、新たな人的、また文化的、経済的交流の可能性を探っていきたいというふうに考えております。

また、国のほうでは観光立国を、また県では観光立県を提唱している中でございます。本町でも、これまで交流を図ってきました台湾の集集鎮あるいは中国の蘇州市などの都市との交流も深め、さらに国際交流を図ってまいりたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ありがとうございます。

今、台湾の集集鎮のことがありました。それは仲介も、副町長さんも鳥塚さんも初めて行ったりして、その後、フェイスブックで、向こうの現地の写真とか新聞とか、いっぱい記事が出たんですけども、今回は何かそういう情報は全然入ってこなかったんですけども、その辺の報告はできますか。後でも資料をできれば。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） 今回のメキシコ訪問の報告ということでしょうか。

○5番（吉野僖一君） そうですね。

○生涯学習課長（宮原幸男君） では、後ほど報告書的なものを作成しまして。

○5番（吉野僖一君） そうですね、経費とか、できればわかれば。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） ちょっと補足させていただいて、姉妹都市の交流ということで、今回行おうということで、広報のほうに記事を載せて、広く町民の方に周知させていただきたいということでございます。

○5番（吉野僖一君） 了解、わかりました。じゃそういうことでひとつお願いします。

できるだけ、インターナショナルということで、国際交流ということで、若い人が、20年前ですか、野球チーム、その人たちが今どうなっているか、その辺を知りたいんですけども、ちょっと場所が遠いし、やっぱり難しいと思うんですが、今後よく検討してやっていきたいと思います。

次に、これはもっと早くやってほしかったんですけども、メキシコ通り起点のメキシコ塔の復元について、町はどのように考えておるか。よろしくをお願いします。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） メキシコ通りの起点でありますメキシコ塔の復元についてという質問でございますが、生涯学習課のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

メキシコ大統領友好の塔の再現につきましては、平成28年12月会議において、山田議員からの質問に対しまして設置をするという内容の答弁をさせていただきます。そこで、昨年度から関係者の皆様にご協力をいただきまして検討会を開催し、設置に向けた検討を行ってまいりました。

今後は、来年度の予算化に向けまして、準備、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 今、来年度ということなんですけれども、お城まつりにあわせてできないでしょうかね。

というのは、これは前の、カラーでちょっと小さいので出ています。こういうメキシコ通りの向こうの、いろいろ出ていますけれども、御宿町はこういう立派な、こんな立派なものをつくれとは言わないけれども、こういう石碑ですよ。前のやつは材質が何か知らないけれども、もう壊しちゃってないということなんだけれども、こういう石碑か何かでもって後

世に伝達できればいいかなと思うんですけども、その辺は今ほどのような考えで、場所的なこともあると思うけれども、今までのところが、ちょうど大高の子供たちの迎えの車のターンするみたいな駐車場等になっていますよね。場所的には踏切のところに、旧道のところが空地があるんじゃないか、そこら辺を予定している、場所的なあれはどうなっているんですか。その辺をちょっと。材質と。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） 設置場所という質問でございますが、議員さんのおっしゃるように、メキシコ通りの起点であります大多喜高校の入り口については、車両の回転場所、また駐車場として整備されておりますので、設置するスペースがないというふうに思われます。南廓踏切そばの町有地を候補地として考えているということでございます。

あと、補修方法等につきましては、今後、公募等によりまして作品等を募りまして、選定を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） その公募でやるということで、多くの皆さんの意見を聞くということで、問題は、後世に伝えるには材質的なものを、今までの材質はどういったものだったんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮原幸男君） 今までのものは、トタンだったというふうに伺っています。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） できればメキシコ産の石を使って、その辺で石碑で、こういうふうなもので、歴代ずっともう来ているので、そういうことでできればと思うんです。

それと、メキシコ通りの中ほどに、ちょうど御禁止川の展望台、休息所があるんですよ。そのベンチが三角形でもう腐っちゃっているんですよ。この前、県民の森の入り口の石段下に、10脚ぐらいだったかな、ベンチがあったんだけど、やはり材質が木で腐っちゃっていたので、それは撤去しちゃったんですよ。

その辺を、今後維持管理していくのに、やはり木でなくて、石材とか腐らないようなものをつくっていただければと思うんですけども、その辺はどういうふうに対応するんでしょうか、お伺いします。

○議長（野村賢一君） 関連した質問ということで。

○5番（吉野僖一君） メキシコ通りの質問です。

○議長（野村賢一君） 椅子とそれと……。じゃ、町長、お願いします。

町長。

○町長（飯島勝美君） 今回の質問の中で、通告にないものもありますけれども、そこは答えは控えさせていただきたいと思いますが、とりあえず今回、いわゆるモニュメントの設置につきましては、結局、大多喜高校の生徒さんが通学に非常に危険であるということで、道路改良を行いました。これは4年かけてでき上がったわけでございますけれども、その際に、そのモニュメントは腐食をしていたということで撤去してもらいました。

今後、そういった過去の設置の状況を見ますと、今、議員さんのおっしゃるように、ずっとつくったものが長く残せるような、そういうものであればいいなと思います。しかしながら、町の単独でどうこうではなくて、いろいろ多くの方に公募して、今、議員さんのおっしゃったような永久的なといいますか、本当に長く残せるような、そういうものでやっていければいいなというふうに考えているところであります。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ありがとうございます。

そういうことで、簡単で申しわけないですけれども、時間が大分余っちゃいましたけれども、今後、他町での取り組み、こういう石碑、モニュメントなどつくられたわけじゃないけれども、さっき言ったこういうものであればありかなど。

これも、いすみ鉄道社員のブログの中に出ていまして、引用させていただきましたけれども。

そういうことで、観光の大多喜のお城をまして、メキシコとの人道的なことも、そういうこともNHKの大河ドラマ、誘致をやっていきますけれども、メキシコの難破船のあれを再現してあれば、人命救助ということでNHKさんも取り上げてくれると思うので、その辺、今後ともいろいろ、ちょっと質問がずれていますけれども、重々わかっています。そういうことで、友好に、メキシコとのそういう思い出を、皆さんの公募で募集して、NHK大河ドラマと出ちゃいましたけれども、そういう絡みもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で、吉野僖一君の一般質問を終了します。

一般質問の途中ですが、ここで休憩に入りたいと思ひます。

(午前 11時41分)

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇ 山 田 久 子 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

11番山田久子君の一般質問を行います。

山田久子君。

○11番（山田久子君） 11番山田久子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

本日は、子育て支援対策の強化について質問させていただきます。

現在、政府は、2019年10月を開始とした幼児教育無償化を検討しているようです。本町でも子育て支援に力を入れてくださっておりますが、若い核家族世帯の方を初めとし、より支援の充実を求めるお声をいただいております。

本日の質問は、お子さんが成長し、親世代がかわられても要望としていただくご意見でありますことから、町として取り組みが必要な課題であると考えます。

町の保育園は定員数にも余裕がありますことから、さらに子育て支援策の強化をし、働きながら子育てできる大多喜町を目指してはどうかとも考えるところでございます。

初めに、平成27年12月会議で質問させていただきました病児・病後児制度のその後の進捗状況と今後の町の方針はどのようになっているのかお伺いをします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） それでは、病児・病後児制度の進捗状況と今後の町の方針について、教育課のほうからお答えさせていただきます。

病児・病後児制度につきましては、大多喜町第3次総合計画、その実施計画の子育て環境の中に、保育サービスの充実を図るために、地域の医療機関との連携や広域での取り組みを推進することを盛り込み、広域での実施を含め検討しているところでございます。

しかしながら、開設場所が町外、大多喜から遠距離にあたり、町内での開設では町内に小児科の専門医がないこと、また、設置した場合、利用者の有無にかかわらず、利用者が想定される平日は、常に看護師、また保育士を確保することが必要となりますので、設置者

が民間であっても、また町であっても、町内に施設を設置することが困難な状況であります。

今後につきましては、現在開業している病院に小児科が設置されるか、もしくは小児科のある病院が新たに開業された場合に、設置協議をしてまいりたいと考えますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ただいまのご答弁ですと、小児科が開設されたらということ、非常に厳しい問題、現実問題というのが想定されるという中で、言葉をかえれば、やらないとおっしゃっているのかなというような認識にとられてしまうところなんですけれども、先ほど課長のほうからお話がありましたように、基本計画の2次及び第3次、これは平成29年度から32年度に該当するかと思います。私が先ほど質問させていただきましたのは平成27年の12月会議ということで、その後立てられた計画だと思っておりますが、この中には、基本目標の中に「保育サービスの充実【重点】」とあり、病児・病後児保育の実施に向けた取り組みがうたわれております。これを見まして、保護者の方の中には、少しでも早い実施をしていただきたいということで、お待ちになっている方もいると思います。

町でつくられた実施計画というのは、町はどのように考えてこの実施計画をつくられているのか、また、この実施計画の重みというのをどのようにおとりになっているのか、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） この第3次総合計画、当初から病児・病後児制度につきましては、重点項目ということで盛り込んでおりますので、今まで何もしなかったわけではございませんで、医師等、また広域の連携に向けていろいろ協議してきているところなんです、それでも実施に至っていないのが実情であります。重点的に取り組んでいくということは、今後変わりなく実施していく予定でございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） それでは、広域で重点的にということですが、この広域でというのは、どこの行政区なり、どこと話し合いをしていただいて対応していただいたのか、経過を教えてくださいと思います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 広域といいますのは、夷隅郡市内ということで、この後もちよっと出てきますが、当初、いすみ市、御宿町、また勝浦市、大多喜というところで、共同でそ

ういう施設を設置するという案がございましたが、先ほども申し上げたとおり、設置した場合、遠距離であったりとかそういうところもあって、現在は、いすみ市と御宿町、また、長生郡市ですけれども、一宮町が共同で設置しているところでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 私もその件に関しては承知をしております。この件に関しましては、先ほども申し上げましたが、平成27年12月に私が質問させていただきましたときに、もう既に実施がされていた事業だと思います。その後には、基本計画を立て、取り組んでいきますという、こういった方針を示していただいたと思いますので、その後どのような努力を町はしていただいているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） この施設自体は28年度から設置されたと聞いております。町がそれに参加しなかったという経緯がありますけれども、それについて、勝浦市さんであったり、また、町内の医療機関、そういうところにもお声がけをして、どうかと打診をしているところでございますが、今はできていないのが現状でございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） お話ししても堂々めぐりになってしまう感じを受けるんですけれども、子供の数が少ないからこそ、子育てしやすい町をつくり、若い世代が子供を産み育て、継続的な人口増につなげていくようにしなければいけないのではないかと考えるところでございます。若い世代がふえるということは、しいては税収アップにもつながっていくものと考えます。

ほかの行政区で取り組んでいることがなぜ本町でできないのかというのが若い方の疑問でございすけれども、この点は、どのように私は町民の皆さんにお答えしたらいいんでしょうか。町はどういうふうに私が答えたらいいとお考えになられますか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 町としては、今後も、実施計画に盛り込んで推進してまいりますので、待っていただくというか、町の取り組みを注視していただきたいということでしていただければと思います。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） そうしますと、今、第3次の実施計画では平成32年度ということで期間が打ってあると思いますが、そこまでにはもうちょっとはつきりとした、町民の皆さん

の期待に応えていただける制度というものを提言していただけるというふうに期待をさせて
いただいてよろしいでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） そこはちょっと断言できないところでありまして、それも含めて
今後やっていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。私が納得してはいけないところがございますけれど
も、しっかりと取り組みをお願いしたいと思います。

次に移らせていただきます。次に、今そういうわけで、大多喜町には病児・病後児の施設
がないということで、町外の病児・病後児施設を利用した場合の助成制度の創設をしてほし
いということで伺わせていただきます。

病気または感染症等で保育園に行けず、両親が働いており看病ができない場合などに、病
児・病後児保育制度のない本町において、町外施設を利用した際の利用料金の一部を助成し
てほしいとのお声をいただいておりますけれども、町の見解はいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 病児・病後児保育施設利用時の助成制度の創設についてですが、
先ほどちょっと触れさせていただきましたが、現在、大多喜町の近隣に設置されている病
児・病後児保育施設は、いすみ市、御宿町、一宮町が委託して運営している、いすみ市岬町
にあります外房こどもクリニック内「パウルーム」が、1日6人の定員により開設されてお
ります。この施設は、大多喜町の方でも登録していただければ利用が可能となりますが、利
用する際の、先ほど申し上げましたとおり、遠距離で、送迎時間が近いところでも1時間、
遠いところでは2時間程度かかるというふうに考えております。

そういうことからして、大多喜町民の利便性及び施設の定員数等を勘案しますと、助成制
度を制定することは、現時点では考えておりません。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 実は、私も最初そのように感じておりました。大多喜町からいすみ
市となるとやはり1時間ぐらいかかりますので、どうなんだろうということでお話をさ
せていただきましたところ、それでもやはり利用しなければいけないときがあるんですとい
うのが保護者の方のご意見でございました。

その中で、パウルームさんですと、1日5,000円の費用が料金として定められていると。

その中で、今お話がありました御宿町、いすみ市等は1日2,000円でお預けすることができるということでございました。本町はパウルームさんと契約をしておりませんので5,000円ということで、5,000円はやっぱり、主婦がパートに近い状況で働いている中では大変金額としては高い、高額なものになってくるということで、少しでも町として、病児・病後児施設がないのであればここを補助していただくことはできないかというお声がございました。

町として補助ができないということは、例えば、参加をした場合に、中長期的な助成金のようなものをパウルームさんにお支払いしなければいけないからできないのか、その辺というのはどういう状況なのかをお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） そういう手続的なことではなくて、利用実績等をちょっと調べさせていただきましたが、開設当時から3年間、大多喜町の方が利用した日が1日1人ということでありましたので、そういう観点から、利用者数が少ないということもあり、先ほど答弁したとおり、創設は現時点では考えていないということでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 利用者数が少ないということでございますけれども、それは1つは遠いということが当然のことながらあると思います。それと、やはり金額が高いので使えないという、この辺のもどかしさもあるかと思えます。

それから、今までの保護者さんは何とか使わずに済んだかもしれませんけれども、これから子育てをしていく保護者さんの中には、それでもこのいすみ市の施設を使わなければいけないという、そういった方も出てくるのではないかと思います。今までなかったからこれからはないではなくて、これからそういう困る方も出てくる可能性は大いに考えられるという中で、ここの助成というものをしっかりと、せめて助成というところを整えてあげて、子育て支援をしてはどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 先ほど山田議員が言われたとおり、核家族の方が多くなっているということでございますけれども、現時点では、先ほど申し上げたとおり、利用者数が少ないとかそういう理由もありまして、今後、核家族がふえて、そういう方がふえてきた場合には、そういう対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。ふえて相談したときにはもう保育園卒業とかという、

そのくらいのスパンになってしまうんですね。できるだけ早目に再度ご検討いただくことができればと思います。

次に移らせていただきます。大多喜町一時保育事業の利便性の向上の観点から、当日預かり制度についてお伺いをさせていただきます。

現在町で実施をさせていただいております一時保育事業は、基本的に7日前までの申し込みが必要となっております。保護者の傷病、事故、看護、葬祭などは、予想がつかないものがございますし、ほかの兄弟の関係で当日用事ができることもございます。当日でも一時保育事業の利用がしやすいように、申し込み制度の緩和をさせていただくことはできないものかと考えます。町の見解をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 大多喜町一時保育事業の利便性向上ということについてお答えさせていただきます。

現在実施しております一時保育事業は、大多喜町一時保育事業実施規則により申し込み方法等を定めて、保護者の就労や、先ほども議員さんがおっしゃられたとおり緊急性のある場合、また、保護者の負担軽減のために一時保育を実施しているところでございます。

ご質問の利便性向上、当日預かりでございますが、先ほど申し上げました規則第8条で、申し込みについて、利用を予定する月の前日の1日から24日、また25日、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、利用する7日前に申し込むことが規定されております。ただ、同条のただし書きにあるとおり、やむを得ない理由の場合は、現在でも、日曜、祝祭日の閉園日を除きまして、当日申し込みの受け入れはしているところでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） それは、日常的に当日でも申し込みをしていただければ、利用させていただけるというふうに解釈をさせていただいてもよろしいということなんですか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 平日でも、その日の朝ですね、申し込みいただいても、当日の受け入れはさせていただいているところでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

そうしましたら、その旨をぜひ保護者の皆様にわかりやすく周知などしていただけるとあ

りがたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 保育園に入園されていないお子さんもいらっしゃると思いますので、何らかの方法で周知を図っていきたくないと存じます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） よろしく願いいたします。

続きまして、ファミリー・サポート事業の創設についてお伺いをさせていただきます。

ファミリー・サポート事業とは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員とし、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

移住等をされてこられた核家族世帯やひとり親世帯の方は、地縁血縁が少ないため、子育てのお手伝いをちょっとお願いできる方がいなく困ることがあるとのことから、支援策を求めお声をいただきました。

ファミリー・サポート事業の創設をしてはどうかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） ファミリー・サポート事業創設についてお答えさせていただきます。

確かに、ファミリー・サポート・センター事業を実施すれば、子育て支援には有効であると考えておりますが、現在町で実施しております、先ほど申し上げました一時保育事業と重複する部分もあります。

また、仮にファミリー・サポート・センター事業を実施した場合は、ファミリー・サポート・センター設立及び運営を町が行うことになり、事業創設にはかなりの準備や対応が必要になることが予想されます。

昨年4月から、子育て支援に一貫性を持たせるために、教育委員会として、保育園の運営等の子育て支援関連の事務関連業務を移管しております。保育園から小学校、中学校と一貫した支援に取り組んでいるところでございますが、ファミリー・サポート・センター事業を実施していくには、現在の体制では事業を計画していくことは困難であると考えますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ファミリー・サポート事業、保育園の一時保育ということでもお話がありました、小学生も範囲に含めて考えていただきたい。土日も含めて考えていただきたいというところでございます。

大多喜町に移住してきていただいた方の中には、特に土地を購入し家建てられた方が、子育てを手助けしていただけるお知り合いが少ないということも言えるようです。土地や家の購入、移動のための自動車の所持、子育て費用など、共働きでないと経済的に難しい部分がある方も多くいらっしゃるようです。先ほどの病児・病後児対策にも、この制度が創設できれば対応できる部分もあるのではないかと考えます。

先ほど、事業ということで、大変人手がないということでもございました。私も、本当に役場職員の皆さんが人手がないということは認識しておりますけれども、その中でも、他町村といえますか、他の行政区では、社会福祉協議会や民間団体への委託事業として取り組まれているところもございます。この6月1日からは、酒々井町では、子育て支援センターの事業として相談受け付けを始められたようでございます。本町でも前向きな取り組みを行うことができないかと思いますが、再度町の見解をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） ファミリー・サポート事業については、会員数が登録50人以上ですとか、さまざまな研修を行った上での実施とか、そういうものがありますので、現時点では実施は困難であるというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。全てやらないということで、非常に町の子育て支援に対する施策、考え方、子育て頑張ります、若者の定住とおっしゃっていただいている割には、非常に情けないお答えをいただいているなというところで残念に思っております。

時間の都合もありますので、次に進めさせていただきます。

最後になりますが、子供の遊び場の確保に関する町の見解についてお伺いをさせていただきます。

本町には、これまた児童館がないという状況でございます。乳幼児の場合、平日ですと、先ほどもお話がございましたように子育て支援センターの利用ができますが、土日はできないかと思っております。小学生も、学童保育を利用されていない児童や休日、特に雨の日の遊び場、居場所を整備してほしいとのお声を保護者の皆様からいただいているところでございます。

町の空き施設を活用し、整備をしてはどうかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 町の空き施設を活用した子供の遊び場の整備でございますが、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、保育園が開園している日であれば、町の空き施設を活用しなくても、両方の保育園に併設しております子育て支援センターがございます。そこには保育士が常駐しておりますし、子供の遊び場として安全に利用が可能であると考えます。

また、日曜等の保育園の閉園日に町の空き施設を活用するとなると、やはりそこには人的配置など管理面から整備する必要がありますので、安全面に考慮した空き施設対応の屋内の遊び場の整備は困難であると考えます。

なお、現在ある施設、B&G海洋センター及び図書館等も有効利用していただければというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 課長がおっしゃいますように、図書館の読書会など、小さなお子様も見えてくださっております。本当にいい取り組みをしていただいているところですけども、もっと小さいお子様たちの遊び場がやはり欲しいということと、小学生ぐらいの活発な男の子たちの遊び場、雨の日の居場所ということでも求められているところでございます。

例えば、場所を提供していただければ、おもちゃとかそういうものに関しては、ご家庭で使わなくなったものを寄附していただいて集めるということもできるのではないかと、このようなご意見もいただいているところでございますので、再度また検討いただくことができればと思います。B&Gということでお話ございましたけれども、B&Gといっても、なかなか遊ぶという形ではないと思いますので、もう少し気軽に遊べるような場所も検討いただければと思います。

お時間もございますので、こちらのほうはまたご検討をお願いしまして、次に、外の遊び場の整備についてお伺いをさせていただきます。

かつては広く社会に、子供は外で遊んで学び育つものという認識があり、子供たちは、外遊びを通して人間関係や社会規範などを学び、体力や運動能力も自然と身につけてきたように感じますが、いつの時代の子供たちにも外遊びは欠かせないものであると思います。子供の成長過程における外遊びの必要性、重要性を認識し、子供が外で伸び伸びと遊ぶことができる、親子の触れ合いもできる環境づくりが求められているところでございます。

町外の方にも遊びに来てもらえる屋外の遊び場、遊具の整備を町として取り組んではどうかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 子供の成長過程に即した子供が外で伸び伸びと遊ぶことができる環境づくりの整備について、お答えをさせていただきます。

子供が外で伸び伸びと遊ぶことができる環境を整えるのは、遊具の設置だけではなく、何かあったときに即時に対応するためには、管理面も考慮する必要があります。さらに、子供の成長過程に即した施設となりますと、広範囲の年齢に対応するには、規模的にも教育課が所管している施設の中では、対応できる施設は現在のところありません。新たに整備していくことは、教育課としては計画しておりません。

なお、閉校となった学校には、遊具等もそのまま残しております。定期的に点検も行ってまいりますので、利用することはできますが、利用される方の自己責任にてお願いしているところでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 以前にも、県民の森の活用ということでご質問させていただきました。その際に回答としては、非常に難しいという回答でございましたけれども、町長は大変前向きにご検討いただいたというふうに耳にしております。

若いお母さん方から、休日に町外の公園へ出かけ、お金を使っている、大多喜町には飲食店やお店があるので、町に遊び場があれば町でお金を使えるというご意見や、お父さんから、子育て支援というなら子供の遊び場ぐらいつくってほしいというご意見もいただいております。

町としては、こういったご意見に対してどのようにお考えになりますでしょうか。前向きに、遊び場ということで、県民の森以外にこだわるわけではありませんけれども、何かご検討いただくことはできないのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、山田議員さんのご質問にありましたように、県民の森に一時計画したこともございます。しかしながら、県との協議でなかなかそこは実現できなかったということもございます。

しかしながら、諦めているわけではございませんで、民間の事業者も含めてですね、そういったことの中で協力してできるようなこと、そういったことを模索しながら、最終的には何とか実現したいなと思っております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） どうもありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

子育て支援策として求められているものは、多岐にわたってきているように感じています。それに応えるべく、各行政区は少子化対策としてさまざまな支援策を打ち立て、取り組みをしております。そして、その支援策の情報も多く飛び交っており、施設とともに行政の熱意も比較がされているように感じております。本町としましても、一層の子育て支援対策にお力添えをいただけることをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） 以上で、山田久子君の一般質問を終了します。

◇ 吉 野 一 男 君

○議長（野村賢一君） 次に、9番吉野一男君の一般質問を行います。

吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 9番吉野一男でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今回は、大多喜町特別養護老人ホームの今後の見通しについて質問させていただきますので、誠意あるご答弁をお願いいたします。

大多喜町特別養護老人ホームは、大多喜町が合併した昭和29年に着工し、翌年昭和30年に開設され、養老院の後継施設として昭和53年に着工し、翌年昭和54年に、大多喜町及び近隣市町村の高齢者に健全で安らぎのある生活と生きがいの老後を過ごしてもらうための施設を目指し、当時としては、地域の先駆け的な施設として開設して、現在まで大多喜町唯一の特別養護老人ホームとして、町により運営されてきたと認識しております。

この施設は、町が合併した直後から継続している施設であり、開設当初から現在まで、大多喜町の代表的な福祉施設として、大多喜町はもとより、周辺地域の福祉に多大な貢献をしてきた施設であると思います。

近年、全国的に少子高齢化が進む中、大多喜町も少子高齢化が急激に進行しており、高齢者のみ世帯が急増しております。この施設は、比較的安い料金で利用ができ、何よりも町で運営しているとの安心感から、これからますます需要が高まるのではないかと考えます。

そこで、特別養護老人ホームの今後について、以下の質問についてお伺いいたします。

1、施設と職員の状況について。近年は赤字経営が続いており、今年度も予算の段階から赤字が見込まれており、施設の運営が続けられるのか疑問の声が聞こえてきます。これまで

もこのような場で議題にされておりますが、改めて伺います。赤字の主な要因は何か伺います。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 赤字の主な要因は何かというご質問にお答えさせていただきます。

赤字の要因につきましては、多くの要因があると思われませんが、中でも最大の要因は、本来、当施設は1階から3階の3フロアに長期利用者の定員80名、短期利用者の定員4名、合計で84名の入所が可能ですが、介護士の不足により、昨年10月から1階のフロアを一時的に閉鎖し、2階、3階の2フロアでの運営を余儀なくされているための利用者の減少に伴う収入の減少が最大の要因と考えます。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 答弁、大変ありがとうございました。

続きまして、1点飛ばしまして、後ほど時間がありましたらお願いしたいと思います。

3番目として、昨年度は臨時介護士の離職が多い反面、新しい臨時職員が雇用できていないようですが、赤字の解消には利用者をふやすことが必須であると思います。しかしながら、職員がふえなければ利用者をふやすことはできないと思いますが、今後、臨時職員の採用についてどのような方法をとるのか。また、臨時職員の賃金や手当をふやす予定はあるのか伺います。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 当施設は、収入の多くを介護報酬に頼っていることから、利用者の増減は収入に大きく影響を受けると考えられます。

ご指摘のとおり、赤字の解消には、職員をふやし、利用者の増を図る必要があります。臨時職員の求人につきましては、継続的にハローワークに求人をかけ続けておりますが、応募はほとんどなく、非常に厳しい状況ですが、引き続きハローワーク等に求人を継続してまいります。

しかしながら、今年度、外国人技能実習生3名の来日が予定されていることから、外国人技能実習生の育成に努力し、状況を精査した上で、可能であれば、今後も継続的に受け入れ人数をふやしていくことで、介護士不足の解消を図っていきたいと考えております。

また、臨時職員の賃金につきましては、夜勤時の賃金額について、平成29年度の夜間勤務1回につき1万8,918円に対し、平成30年度は3,482円増額を図りまして、2万2,400円に報

酬予算の賃金体系に合わせて引き上げを実施しまして、近隣の施設と均衡を図らせていただいております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） ありがとうございます。

続きまして、4月から新たな年度がスタートしているが、赤字の解消または縮小に向けて何か対策をしているのか伺います。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 施設は平成26年度から赤字経営となっております。そのため、現在、業務内容及び介護報酬に対する加算の見直しを進めております。ことしの4月異動分からサービス提供体制強化加算の増額を実施しております。

また、現在、日常生活継続支援加算、こちらにつきましては36単位という単位になりますが、こちらの適用を目指しております。

業務内容の見直しにつきましては、入居者の生活に直接関係することから、まずは介護報酬に対する加算の適用を優先して実施しておりますが、今後は、徐々に業務内容の見直しも進め、増収及び支出の削減を図り、赤字幅の縮減に努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） ありがとうございます。

続いて、今後の施設の運営方針について。今年度、大多喜町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業が始まりましたが、この計画の中に、町内に新たに特別養護老人ホーム建設に関し表記されておりますが、新たに特別養護老人ホームが新設された場合、職員及び利用者の奪い合いになるのではないかと伺います。

大多喜町特別養護老人ホームは、50名前後の利用者が入所しており、全職種で45名程度の職員が勤務していると思っておりますが、建築後約40年を経過している施設であり、施設の老朽化に加え、設備が古く、他の施設と比べ、職員の負担が多い施設であると伺います。近年は、近隣に最新の設備を備えた新しい施設を開設しており、さらに本町にそのような施設を建設された場合、介護士や利用者は当然、きれいで設備の整った新しい施設を選び、ますます職員や利用者が減少し、赤字がふえる悪循環になるのではないかと伺います。

そこでお伺いします。ことし3月6日の福祉経済常任委員会で、今年度中に今後の方向性

を示すとのことだったが、現状はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 新年度に入りまして、一部職員の入れかわりがありました。新たなスタッフとなった時点から施設内で会議等を開催しまして、まず施設内の職員で検討を開始しておりますが、現在のところ有効な解決策に至っておりません。今後さらに協議、検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） ぜひ協議、検討をしていただきたいと思います。大変ありがとうございました。

続きまして、入所者が生活しやすく、職員の負担の少ない施設を目指し、施設を改築または新築をする考えはないのかお伺いします。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 施設を改築または新築する考えはないかというご質問ですが、ご指摘のとおり、施設は老朽化が目立ち、今後、職員や利用者を募集しても、今よりもさらに集まりにくくなることは避けられないと考えますが、現に施設には入所者が入所中であることから、大規模な工事は好ましくないこと、さらに、現状の施設が建っている土地は傾斜地であり、周辺の土地との高低差があることに加え、他施設の建物が隣接しており、大型の重機の搬入や使用が難しい状況にあります。

また、新たな場所への建てかえにつきましては、土地の確保や設計、建設等に膨大な費用と期日を要することが見込まれ、さらに、現在使用中の建物の撤去等も発生することから、現状では実現は難しいものと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） ありがとうございます。

そこで、どうしても職員が集まらない場合は、他の施設とすみ分けをするようなことは考えられないか。特に、定員が29名以下の地域密着型で運営している施設もあるとのことだが、町民で入所の可能な施設がないと方や一時的に入所を受けることができる施設として、現行の施設より少人数で運営が可能となる小規模な地域密着型の施設として施設運営を継続することは考えられないか、お伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 現行の施設より少人数で運営が可能となる小規模な地域密着型の施設としての運営をしたらどうかということですが、今後、職員の増員がままならない場合は、現行の職員で運営が可能な規模で施設を運営することも検討の一つであると思われれます。

また、地域密着型への移行の件ですが、地域密着型へ移行した場合、原則的に利用が可能な方は大多喜町在住の方に限られることとなります。収入の面では、1人当たりの1日の利用報酬は変わらないものの、利用者の人数が現状の約半数になり、それに伴い収入も現在の半分程度になることとなります。そのため、現状の施設運営経費を単純に半分にしても赤字となる計算となるため、現行の業務内容や施設管理の抜本的な見直しを行い、支出の大幅な削減が絶対条件となります。

しかしながら、ご提案をいただきました施設の地域密着型への移行につきましては、今後、施設の方向性を検討する上で、検討を要する有力な方向性の一つであることは考えます。

今後、採算性の面からも十分検討をする必要があるため、施設内会議等での協議とあわせて、採算性についての試算を重ねて、慎重に検討を進めていきたいと考えます。

なお、施設内会議等で一定の結論に達した場合は、まず、町長の諮問機関であります大多喜町特別養護老人ホーム運営委員会で協議していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） ありがとうございます。

続いて、施設の方向性について、今年度中に結論を出すとのことであり、現時点で詳細についての結論は難しいと思うが、大筋の方向性について示すことは不可能かお伺いします。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 現時点で大筋の方向性についてということですが、当施設は、開設以来、高齢者が安心して生活できる施設として多くの方に利用していただいていたのですが、入所者の高齢化と介護度の重篤化及び介護士不足等により、近年は赤字経営となっております。

現在も多くの入所者が生活し、また、多くの職員が勤務をしております。そのような中で、このまま今の状態が続いた場合は、あと4年から5年で留保資金を使い切ってしまう可能性があります。まずは、赤字幅の縮小に努めると同時に体制の立て直しを図っていきたいと考

えますが、あわせて施設のあり方や規模を縮小して運営を継続することや、ご提案をいただいた地域密着型施設を初め、あらゆる方法を視野に入れて十分に検討を重ねていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） ありがとうございます。

答弁の中でもありましたが、今の状態が続いた場合は、あと四、五年で留保資金を使い切ってしまうため、赤字幅の縮小に努める、あわせて施設のあり方や規模を縮小して運営を継続することや、地域密着型施設を初め、あらゆる方法を視野に入れ、十分に検討を重ねていきたいとのことですが、最後に町長にお伺いいたします。

現在の特別養護老人ホームは、今のままの継続が一番望ましいものと思いますが、このような経営状態が続くと代替施設の整備が必要であると考え、ご見解をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいま吉野議員からいろいろご質問をいただき、所長のほうからいろいろご答弁させていただきました。所長のほうにつきましては、今の特別養護老人ホームの現状というものをしっかりと踏まえた上で、答弁をしていただいたところでございます。

しかしながら、今の特別養護老人ホームにつきましては、今お話にもありましたように、資金が今の現状でいきますと今答弁したとおりなんでございます。

赤字の要因のもう一つ、全体の大きな流れの中で考えますと、平成27年に介護保険法が改正をされました。そのときに2つあるんですね。1つは介護報酬が引き下げられたということ、もう1点が、介護度の度数のアップといいますが、当時は1から5までの方が、今は3以上という、そういう2つのハードルを課せられたと。そういう中で、その時点から赤字が進んできたところでございます。なかなかそれを解消することは現在まで至っていないところであります。

もう一つは、そのことがなぜ赤字に転換をしていったかというのは、40年という古い施設で、これはその当時の建設の経緯から考えますと、まだまだ元気に、自分で用を足せる人が入っていたんですね。今現在、入所している方の平均年齢がやや90歳になっています。そうしますと、食堂はあるんですが、食堂に自分で行って食べられる、食べている人はいないんですね。全部ベッドまで運んでいくと。また片づけるという状況にありまして、当時から思いますと、相当介護士の手がかかるということで、非常に効率の悪い施設となっているとい

うことでございます。

そういったことを考えますと、先ほど地域密着型という考え方が一つあります。またもう一つは、大多喜町は特別養護老人ホームを町単独でやるというのはなかなか難しいなと思っています、そういういろいろな状況を考えますと。民間の施設活用も含めて、民間と町と両方で、皆さんが福祉の後退をしないようにしていくということが重要であると思っています。

特に、さっきのご質問にもありましたけれども、大多喜町のこの施設は大人数の施設でございます。そういうことで、なかなか入居者も喜んで入っているものではないんですが、ただ料金が安いということで、そういったところがあります。

今の施設は、いわゆる個室で確かに立派なんですけど、料金は高いと。だから、入居者にとってはそういう施設を好む人もいますし、どうしても困っている人は安いところということもありますので、両者をうまく活用した中で、それが自立ができればというふうに思っています。

これから30年度では、方向性をしっかりと決めていかなければならないと思いますが、先ほどの地域密着型も一つの大きな要素であると、そんなふうに思っています。30年度である程度の方向性をまとめまして、資金が枯渇しないうちに何とかその結論を出していきたいと思えます。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 大変ありがとうございました。そういうことで、資金がなくならないうちに、そういうものの方向性をぜひ出していただきたいと思います。

それと、先にちょっと送ったんですけれども、2番のほうで、昨年度は介護士不足に苦慮していたが、ちょっと時間がありますので、現在はどうなっているのか。また、現在、昨年度と比較して介護士の人数はどうなっているのか、お伺いします。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 昨年と比べて現在の介護士はどのようになっているかということですが、昨年度は、介護士、特に夜間勤務が可能な介護士の不足でシフトの調整に苦慮しております。それに関しましては今年度も大きく変わってはおりません。

ご質問の介護士の人数ですが、昨年度末の介護士の人数は、正規職員16名、この中には育児休暇取得者1名を含んでおります。臨時職員6名、パート職員4名の合計26名でございました。4月1日以降につきましては、正規職員17名、臨時職員5名、パート職員3名の25名で、総数は1名の減となっておりますが、育児休暇を取得していた職員が1名復帰したこと

により、昨年度末と今年度の実質人数は変わらない状況でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） ありがとうございます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

ここでしばらく休憩します。

（午後 1時55分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

◇ 渡 辺 善 男 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、3番渡辺善男君の一般質問を行います。

3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 3番の渡辺善男でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

今回の質問事項は、若者の定住化施策の拡充についてでございます。

漠然としておりますので、5つの小さな項目に分けて順次質問させていただきますので、明快なご答弁をお願いいたします。

飯島町政はこれまで、財政の健全化と人材育成、若者の定住化の3つを施策の柱としてきました。いずれも本町の運営基盤を維持する上で重要な事項と理解しておりますが、それぞれの項目で具体的な動きや結果が表面化、浸透してこない町民の実感につながらないというふうに思われます。

今回は、3つの施策の柱のうち、喫緊の課題であります若者の定住化に係る施策の現状と今後の取り組み、さらには施策の拡充について、どのような考えをお持ちか伺いたいと思います。

まず初めに、若者や若年世帯のニーズをどのように捉えているかお伺いします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 若者の定住化施策の拡充についてということで、企画課からお答えさせていただきます。

定住化施策を含みます諸施策の推進につきましては、第3次総合計画に定められた施策に基づき推進しているところですが、この総合計画の策定に当たりましては、住民の皆さんを対象としたまちづくりアンケート調査や住民懇談会等を実施いたしまして、分野ごとの課題を取り上げ、その課題解決に向け、必要な施策を計画に盛り込んだところでございます。

総合計画の策定に向け実施しましたまちづくりアンケート調査によりますと、若年層世帯では、若者の定住化・住宅施策に対する重要度は非常に高く、町の取り組みに対する満足度は低いというアンケート結果となっております。

また、定住促進のためにどのようなことに力を入れるべきかの問いについては、「企業誘致等により働く場を増やす」が47.5パーセントで最も高く、「購入・賃借しやすい住宅や住宅地を整備する」が39.8パーセントで2番目に高い調査結果となっております。このような結果を受けまして、現在、施策の推進を図っておるところでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 答弁ありがとうございます。

町内在住の若者に対する施策の展開は妥当と思われまじけれども、俗に言うUターンやJターンを考えている若者や若年世帯の把握を試みたことがあるかどうか、お伺いします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 町として、UターンやJターンを考えている若者や若年層世帯の把握をしたことはこれまではないと思われまじますが、本年3月にUターン促進セミナーというのが東京にて開催され、担当者が出席してまいりました。このセミナーは、新規移住者を対象ではなく、Uターン移住者を対象にした移住促進セミナーでございました。このセミナーで大手広告会社の調査報告がありましたので、その報告の一部を紹介させていただきたいと思ひます。

1つ目は、地元を離れ上京した人のうち、50パーセントの人はグローバルな仕事がしたい、残りの50パーセントは仕事があれば地方で仕事がしたいと考えているとのこと。

2つ目として、上京のきっかけは、50パーセントが進学、就職が20パーセント、転勤・転職が20パーセントとなっており、その大部分の理由が、あこがれやひとり暮らしへの期待のようです。

3つ目として、Uターンへの意向は、60パーセントの方が戻る予定としており、いつかは戻ろうと思っている方を加えると80パーセントに上るとのことです。

4つ目として、Uターン時の年齢は平均37歳で未婚の方、Uターン先は50パーセントが同郷や妻のふるさとへ帰るとしています。

5つ目は、Uターンの96パーセントの方は、ふるさと以外の地域は検討しないと、そのきっかけは両親のこと、東京でのストレス、地元愛というふうになっております。

以上、調査内容の一部をお話をさせていただきましたが、現在、多くの自治体で行われている定住施策は新規移住者を対象としたものが多く、一度ふるさとを離れた人たちは、地域の情報を知ることによりふるさとを思い、いつ帰ったらよいのか考えているという状況のようです。このような調査結果をもとに、ふるさとを離れた人たちを対象としたUターンやJターン希望者へ向けた取り組みも、今後推進していく必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 貴重な説明をありがとうございました。

新規移住者と申しましても、それはそれとして大変進めなくてはいけないことだと思えますけれども、いろんな事情があつてふるさとから離れている方で、何かのきっかけがあればまた戻りたいと、いろんな理由があると思えますので、そういった方面も今後の定住化施策の中で盛り込んでいただけるとよろしいのかなというふうに考えております。

次に、若年世帯向け分譲地の整備とか、また都内を通勤・通学圏にするための高速バスの運行、また雇用創出のための企業誘致等、いろんな政策を展開しているわけですが、実際に実績と今後の展開を体系づけて町内外に強くアピールするということが必要ではないかと考えておりますが、いかがですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 町ではこれまで、定住化に向けましたさまざまな取り組みを実施してまいりました。

ここで改めて定住化に向けた施策の実績と取り組みを挙げさせていただきますと、1点目は、遊休町有地を活用した低価格の分譲地の整備として、上瀑保育園や総元保育園跡地等の空き町有地の分譲10区画により12世帯の定住、また、今年度においても分譲のための4区画の宅地造成を進めております。

2点目として、町内企業勤務者向けの住宅6戸を整備いたしました。また、今年度におい

ても、さらに14戸の整備を実施し、定住者の増加を図るものです。

3点目として、企業誘致による働き場所の増加として、グランブーケ大多喜、盛本学園、藤井商店、良品計画等、企業の誘致によりまして働き場の確保を進めてまいりました。また、現在、三育学院中等部の誘致に向けた手続を進めているところであります。

4点目として、高速バスの運行により、大多喜を首都圏までの通勤・通学、定住圏内とし、さらに、交流人口の増加に向けた観光入り込み客の増加にも貢献しております。

以上、定住化施策の一環としての取り組みの主な内容を挙げさせていただきましたが、これらの取り組みについては、1つの事業展開だけでは解決するものではなく、さまざまな条件と事業施策により、定住化対策を進めていかなければならないものと考えております。

議員の言われるように、これらの取り組み内容等について、今後、広報紙やホームページ等により、町の定住化施策の取り組み等を幅広く紹介していきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 答弁ありがとうございます。ぜひそのようにしてほしいと思います。

どの自治体も同じような施策を展開して、若者や若年世帯の増加に躍起になっていると、これはご承知のとおりです。こうなると発信力が重要な決め手となると思っております。あらゆる情報媒体を駆使して、イメージアップが必要ではないかというふうに考えておりますが、いかがですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 移住・定住に向け、各自治体で実施している定住化施策をいかに若者や若年世帯に知っていただくかが、大変重要なことであるというふうに思います。

現在、町で実施している情報発信媒体は、広報紙やチラシ等の紙媒体とホームページやフェイスブック等の電子媒体に頼っていますが、昨年度は、これまでの情報発信媒体に加え、全国版の子育て支援専門雑誌への大多喜町の紹介記事を掲載いたしました。その結果、多くの若年世帯からの問い合わせもあったところですが、このような雑誌掲載には広告料金が発生してしまうということもあります。

今後、効果的でわかりやすく、かつ費用対効果が出るような情報発信に努めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

最近感じていることですが、年齢層によって、情報そのものの取得方法がさまざまというふうに感じております。伝え手側は、例えば、新聞広告に載せたから、雑誌に載せたからという感覚をどうしても持ってしまうかもしれませんが、この前の会議でも、私が議員なりたてのときかと思えますけれども、伝えたということと伝わったという、微妙な感じ方、意味は違うと思います。伝わらなければ意味がないことでもありますし、ぜひその情報媒体、その辺のところ、生きた情報がどうやったら伝わるのかという、使う媒体そのものもご検討していただけるといいのかなと感じております。

それでは次に移ります。

町外から若者を取り込む、また、若年世帯を呼び込む施策の現状はどのような状況か、お伺いします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 町外から若者を取り込むという観点からは、まずハード面については、今年度、横山地先に計画しております企業就業者向けの住宅の建設により、町内企業へ勤務されている町外からの勤務者の方々に移住していただくことや、船子地先の分譲地の整備により、移住・定住を推進してまいりたいと思います。

ソフト面での現状の移住・定住に向けた施策といたしましては、地域活性化センター、移住・交流推進機構の助成事業を活用いたしました、大多喜町を知ってもらうための子育て世帯を対象にした日帰りツアーの開催を2回ほど計画しております。

都内に出向いての移住相談会も、昨年度に引き続き今年度は3回予定しております。また、移住促進動画の作成により、全国移住ナビや町ホームページへの掲載により、移住・定住に向けた大多喜町の紹介を推進してまいりたいと思います。さらに、移住ガイドブックを作成いたしました、あわせて町の魅力の紹介を図っていく予定でございます。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 答弁ありがとうございます。

きのう、老川でちょっとしたイベントがありました。そこにお客さんとして見える方は、ほとんどが私、知らない人が多かったんですけども、その中で、受付の一角で、町の企画課の若い職員、本当に若い職員が大多喜町を売り込むというPRをしていました。若い人が若い人向けにPRするというのも、また感じのいいものだなというふうにした次第です。

これからも、先ほど課長のほうから説明はありましたけれども、よく打って出ると言いますが、いろんな機会があるたびに大多喜の魅力をアピールし、情報を発信していただけると

いいのかなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

いろんな施策を打つわけですけれども、その施策を展開する中で、経験豊富な、その道にたけた方、専門家のアドバイス等を受けているかというのは気になるところですが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 専門家のアドバイスを受けているかのご質問ですが、セミナーや各種研修会等による情報や事例の収集、また、移住・交流推進機構の助成事業を活用した場合については、事業の実施についてのアドバイス等は受けておるところですが、その他の定住化施策全般についてのアドバイス等は受けていないのが現状でございます。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

それでは次に移ります。

教育の充実や生活環境整備にあわせて、町の魅力を高めるために、若者や若年世帯を意識した施策を拡充する考えがあるのか伺います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 若者や若年世帯が移住・定住に向けての大きな要素といたしまして、子育て環境の充実が挙げられると思います。

現在、町では、保育園児から中学校までの英語教育の充実、小・中学校の給食費の無償化、学校への冷暖房設備の設置、登下校時の交通手段の確保等、このほかさまざまな施策がございいますが、教育環境の充実や三育学院中等部の誘致等によりまして、教育のまち大多喜を目指して推進しておるところです。

さらに、住宅や住宅地の整備、働く場の確保等、若者や若年世帯のニーズを的確に捉えることによりまして、必要な各種施策を今後も積極的に推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

社会増がなければ、8年後に20歳を迎える方は、ことし統合した大多喜中学校へ入学した生徒ということになります。それだけは避けたいというのが皆さんも感じていることだと思います。思い切った施策の展開が必要ではないかと。自然ですとそういったことになってしまいますけれども、何らかの手を打って、8年後には20歳を迎える方が予測よりもずっとふえるとい

うためには、大胆な施策も取り入れなくちゃいけないんじゃないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 思い切った施策の展開が必要ではないかのご質問ですが、先ほどもお話がありましたが、どこの自治体も同じような施策を展開していると、こういった中で、情報発信の重要性と他の自治体にはないような定住施策が求められていると思います。

これまでの定住化施策の効果と今後の展開について、関係各課と必要な施策の協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

財源とかいろいろな関係があって、なかなか、口で言うのは簡単だと思いますけれども、施策の柱ということであるならば、多少のめり張りをつけて、大多喜町が若者に対してという、そういう表現も大事じゃないかなというふうに考えておりますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

この施策の推進に当たりまして、プロジェクトチームを編成して、結果重視のP D C Aサイクルの推進体制を構築する考えはあるか伺います。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 現状の移住・定住施策の推進に当たりましては、企画課を窓口といたしまして、主にソフト面についての移住・定住施策を進めているところです。

前の答弁でも説明させていただきましたが、移住・定住施策は、町の魅力の紹介や各種助成制度の充実等のソフト面と、住宅と住宅地やインフラの整備によるハード面、それぞれの政策が相まって移住・定住へとつながっていくものと思っております。

その中で、実施した施策に対してのP D C Aサイクルの確立については、大変重要であると認識しておりますので、定住化施策事業の推進に当たりましては、目標達成に向けた体制や手法について、関係各課により十分協議の上、進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。別に大げさに、1つ新しい課を設けたらとか、新しい室を設けたりとか、そういったことではなくて、今ある人材の中で横断的にそれをなし遂げるんだという、そういった体制というのも大事じゃないかなと。

あえてPDCAと申し上げましたのは、チェックというところがおろそかになってしまいますと、ことしの4月1日、来年の4月1日、再来年の4月1日もずっと同じような状態が続いてしまうということで、そのところはある意味、営業感覚で進めていかないと、別に企画課だけの話ではありませんけれども、みんなでそういったところの意識という、これは柱のもう一つの人材育成、意識改革というところにも関連してくるのかなというふうに思っておりますので、ぜひその辺のところを意識していただきたいというふうに思います。

若者が減少するという事は、町政運営の根幹にかかわることだと思っております。最重要課題と位置づけていくことは正しいと思っておりますけれども、かといって行政だけで解消できることではありません。一人でも多くの若者にこの町の将来を託すべく、真剣な取り組み体制とメッセージを発信することが大事ではないかと思っておりますが、いかがですか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 第3次総合計画におけます前期基本計画では、3つの重点プロジェクトに整理をし、その一つとして定住促進プロジェクトを設定し、重点的に推進していくこととしております。

この定住促進プロジェクトは、若者や子育て世代から高齢者まで、誰もが住み続けたい、住んでみたいと思える良好な住環境を整備し、定住を促進するため、結婚、出産、子育て支援、教育、住宅政策、移住支援に関する施策で構成をしております。

一人でも多くの若者に住み続けていただき、「ひと まち みどり 未来に光り続けるふるさと 大多喜」の実現に向け、さらに役場内の横断的な連携と地域との協働により、定住化施策事業の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

最後に、通告はしておりませんが、町長に一言お伺いしたいと思います。

私は、政策、施策というのは常に光と影があって、賛否両論あると思っております。それにしても町長は2期、今は3期目に入っているわけなんです、実績についてはもう少し強くアピールしていいと思う、ちょっと奥ゆかし過ぎるんじゃないかなと思っております。

とにかく、企画力と発信力というのがやっぱり必要じゃないかなというふうに思っておりますが、今後に向けて、若者の定住化、本当に柱だと思います。ほかにも事務事業、大事なことはいっぱいあります。職員名簿の事務分掌を見ても、こんなに町のやることはあるのかと思っておりますが、それにしてもやっぱりメインは、私も知り合いから、ことしの飯島町政の目

玉は何だと聞かれ、飯島町長の進めているのは何だと聞かれたときには、たまに戸惑うときがあります。そういった意味で、町長から強い言葉を、短くて結構ですので、よろしくお願ひします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 私は、どちらかというと仕事一本でやってきている人間でありまして、どうしても宣伝というところには非常に弱点があります。

そういうことで、私は余り自分が仕事したことを言うことはないんですけども、確かに議員のおっしゃられるとおり、今、広報というのは非常に重要な要素なんです。このことによつて物すごく動き方は変わりますので、その点はこれからも広報について、もう少し私も力を入れたいと思います。

ただ、私の今までの人生経験でいいますと、仕事一本と、とにかく進むだけの人間でありましたので、その辺は、今の議員の助言をこれからしっかり受けとめて、広報にも力を入れたいと思います。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 誠意ある答弁ありがとうございました。

大多喜町第3次総合計画と前期基本計画、第3次実施計画には多くの事務事業が盛り込まれております。その着実な推進を図るためには、推進体制と原動力が不可欠と思っております。

まちづくりのパートナーとして、その推進に協力することを約束して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で、渡辺善男君の一般質問を終了します。

◇ 麻 生 剛 君

○議長（野村賢一君） 次に、6番麻生剛君の一般質問を行います。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） きょうは日曜議会ということで、そしてクールビズでやらせていただきます。暑い中、傍聴の方々の午前から来てくださっているその熱意は、しっかりと私ども議員各位に伝わっております。そして、きょうは執行部の皆さんも、町民の皆さんから見られている、答弁もしっかり力強く、そして実行力に伴った施策を行うという、その意思でや

っていると思います。本当にご協力ありがとうございます。

私は今回、今、町で最も大切な教育機関である大多喜高校が存立の危機であると、その問題について取り組ませていただきます。

この問題は、私以外にも過去、多くの議員各位が取り上げさせていただきました。麻生勇副議長は看護課の設置ということで、高齢化社会、そして福祉社会を見据えた中で、大多喜高校にはこういう専門が必要であるということで、過去質問していただいております。

そのほか、ご存じのように根本年生議員は、再三再四この大多喜高校の問題を取り上げ、とりわけ行政官を派遣して高校と町とのパイプを図り、町民に大多喜高校のよさと、そして志望者増のために何が必要か、そういうことをするのが役所の役割ではないかと、常日ごろ切々と我々に教えていただいております。

今、その提案を見た場合、ほとんど日の目を見ておりません。ということは取り組んでいないわけです。どんなにいいことを言っても相手に響かない、どんなにいいことを提案しても相手に届かない、これは一方通行です。一方通行では、どうでしょうか、せつかくの施策も実現しない。

私は思ったんです。できない理由を探しているのが今の大多喜高校である。苦しいから、誰もやったことがないから、そうではないんです。これだけ議員各位が矢継ぎ早に、大多喜高校を救うために、一の矢、二の矢、三の矢、そうやってやっている。それをしっかり受け入れる素地がない。だから大多喜高校、休学ですよ。大多喜高校のことを、どうですか、皆さん、千葉県内で今どの程度の方が知っているのでしょうか。かつては名門校である、進学校である、幾多の多数な有為なる人材が出たと。

しかし、今やもう風前のともしびです。このまま手をこまねいては、早晩、歴史の表舞台より消えていくことになるでしょう。既に私は、いろんな理由を挙げる方々があります。過疎地域であるとか、交通網が悪いとか、進学実績に乏しいとか、これらもろもろの欠点は指摘されているとおりです。全て事実です。

ここでこそ、どうでしょう、皆さん、今、崖っぷちにあるこのときほど、長期的視野に立った抜本的解決策を提案し、そして実行していかなくは、大多喜高校は存立しません。今のようなどこにでもある学校、つまり特色のない学校では魅力がない、そんな学校を受ける人はいませんよ。

最も大切なことは、時代の要請に応え、そして、出口戦略が明確になっているかが問われているんです。

そこで私は、SGH、スーパーグローバルハイスクールの導入を提案します。これは国際人を重点的に育成する学校制度のことです。今日の我が国は縮小社会です。じり貧国家です。こういうときこそ世界に打って出る人材育成が求められておるんです。我が国を存続させ、発展へと導くためには、人材への投資が急務であります。

将来への明確なビジョンを描けるか。それはとりもなおさず、高校生活が単なる上級学校、大学への通過点ではなく、明るいバラ色の未来へと導くための人生行路と位置づけられるんです。

学校における語学教育の重視は当然であります。英語にとどまらず第二外国語の取得を目指し、海外との交流、留学への手助けを可能にさせるネットワークづくり、常に国際機関、貿易機関、世界への技術指導を担える人材育成はもちろんのこと、外交、防衛まで幅広い分野への進出可能な人材発掘の一助となることを手がけていきたいんです。

挑戦なくして新たな創造はあり得ません。若い人材を未来へと橋渡しをする教育機関としてこそ、存続する価値はあります。ローカルにしてグローバルに、新たな建学の理念として取り組む意思があるのかどうかお伺いしたいと思います。

それでは、最初に教育委員会教育課長よりお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 大多喜高校のためにSGH、スーパーグローバルハイスクールを導入することについて、教育課からお答えさせていただきます。

麻生議員ご提案のSGH、スーパーグローバルハイスクールは、文部科学省が指定した高校で、将来、先ほど議員が言われるとおり、国際的に活躍できるリーダーの育成を、国際化に重点を置くガイダンスと大学と連携をし、重点的に行うというものでございます。

文部科学省は指定校に対し、指導、助言、評価及び経費面の支援を5年間行われるというもので、平成26年度から開始されている国の事業でございます。既に県内では公立高校が3校、私立高校が1校の指定を受けているところでございます。

仮に大多喜高校がその指定を受け、取り組むようになれば、麻生議員の言われるとおり、大多喜高校の特色ある学校づくりに大変有効であるというふうに考えております。

しかしながら、あくまでも取り組むのは大多喜高校を設置しております千葉県でありまして、また、教育課程及び教育活動の責任者として学校経営に携わっている学校長でありますので、町内に設置されているとはいえ、町としては直接千葉県及び大多喜高校に対し、取り組むよう申し入れることはできないというふうに考えております。

ただ、町が設置をしております大多喜高校支援推進委員会において、麻生議員からご提案があったことを議題として諮り、高校側の意向を伺うことは可能であると考えますので、次回の大多喜高校支援推進委員会の会議で提案してまいりたいと存じますので、ご理解をいただければと思います。

なお、現在、大多喜町では、保育園から中学校までを視野に入れ、ALTの増員であったり、英語教育支援アドバイザーを活用した質の高い充実した英語教育の推進に取り組んでおります。この学びの連続性を、将来的には大多喜高校校長の理解のもと高等学校までつなげることは、昨年の定例会12月会議におきまして、根本議員からの一般質問に教育長が答弁させていただいたとおりであり、教育の町を推進する上からも大変有意義であるというふうに考えております。

今後、大多喜高校支援推進委員会を通じ、大多喜高校側及び三育学院大学等の関係者と協議していきながら、英語教育に関する支援を模索し、大多喜高校の特色ある学校づくりの一助として推進できればというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 教育課長、ありがとうございました。

最初、私も、教育課長が、町が直接申し入れることは難しいような、そんなニュアンスを感じたけれども、後半、大変建設的なことを言っていただきました。町が支援推進委員会、大多喜高校を支援するという委員会があります。そこから、私、麻生剛の提案であるということと諮り、そして高校側にまずは直球を投げ込むと。あとは、大多喜高校がそれをしっかりと受けとめられるかどうか、しっかりと受けとめられる度量があるかどうかだと思います。

今、教育課長は、今ある立場で精いっぱいのご意見を披露していただいたと思います。あとは、支援推進委員会と、そして大多喜高校、これが第2のクリアすべきところであります。それこそいろいろあるでしょう。しかし、そこをクリアすれば県も国も大きく動くことでしょう。

私は思ったんです。何でも新しいことというのはなかなか厳しいです。私が今、創立120周年を迎える学校の中で知っている歴代校長の方、お一人お名前を挙げてみましょう。伊東正雄さんという立派な校長、この方のお名前は忘れることができません。

伊東正雄校長は長生高校出身の方でありましたけれども、大多喜高校復活のためにさまざまなる新機軸を打ち出しました。英語科設置に関しましても並々ならぬ熱意を持って取り組み、その後、実現に至りました。新しい学科をつくったんです。やればできるということ

私に教えてくれました。

当時、制服も話題になりました。皆さん覚えていらっしゃると思う。当時、今も着ておりますけれども、森英恵ファッションの様式になり、女子に人気が出て、あこがれの制服となり、志願者に女子が急増したことはよく皆さんご存じだと思います。長生郡の方々、茂原市の方々が、大多喜高校の女子の制服は格好いい。それで、多少自分が交通費を使っても、多少時間がかかっても、あの森の中のすばらしい学校に行ってみようという、志願者が急増したんです。

私は、伊東正雄先生に直接お会いしてさまざまなことを教わりました。聞けば、本人は私の実の父も知っていらしゃった。おたくのお父さんとお会いしたことがあると。私はそのときに共学の一路でした。実は私は小学校の代用教員を皮切りにスタートしたんですと。そして公立高校、大多喜高校の校長となり、退職します。しかしさすがですよ。そういう方はその後どうしたか。英語教育の実績が買われ、私立大学の教授となり、世界に通用する人材育成に生涯を捧げた方でした。

そういう気骨のある方と私は出会い、改革を行う信念と情熱をこの目で見てきた。その私にとっては、どうでしょうか、現在の状況は何とも歯がゆいと。歯がゆいと言えようがありません。これは恐らく執行部の皆さんも同じだと思うんです。

どんなにいい球も、受け取ってもらわなければだめなんです。この伊東正雄校長、大多喜高校を復活させた功労者です。初代の村上孚光が、松下村塾門下の。そして、毛利家に尽くした村上水軍の係累であるとするのなら、当時は勅任官ですよ。国立大学の教授と同じ、そのぐらいの格の人が創立した学校が今から120年前ここで興る。しかし、その歴史の中で、私はこの伊東正雄校長も中興の祖に当たる人だと今でも思っております。

それから見ると、教育課長が言ったように、スーパーグローバルハイスクールを提案してくださるとも、その支援委員会が提案して学校側が引き受けてくれればよしとする。引き受けないようだったら、それは校長の任たる資格はありません。だからこそ私は今、伊東正雄校長の話を出しました。多くの反対はあったと思います。しかし英語科を設置しました。そして、大多喜高校の制服を変え、森英恵ファッションにし、女子に人気のある学校になった。

さあ、これからが現実の話です。私が尊敬する大多喜町役場執行部の中で、若いころからひたすら行政手腕を磨き、今は副町長になっております。支援推進委員会の会長でもある。どうですか。この問題について、大多喜高校OBとしても、そして大多喜高校を救うために

も、取り上げる意思はあるのかどうか、そして一緒になって闘ってくださるのか、その辺の決意をお聞きしたいと思います。副町長、お願いいたします。

○議長（野村賢一君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） ご指名をいただきましてありがとうございます。力強いご提案をいただきまして、大変ありがたく思っております。

先ほどイトウ校長先生のこれまでの学校改革というようなお話も承りましたけれども、今、私は、確かに支援推進委員会の委員長ということで、任期も切れているようでございますけれども、これまで委員長をやらせていただきましたので、ご答弁をさせていただきます。

今、麻生議員さんからお話がありましたけれども、大多喜高校の存続の問題、これは根本議員さんからもいろいろ言われておりますけれども、今ここへ来て、大多喜高校が存続だとか統合だとか、そういう話はまだ出てきておりませんので、余りここでそういう話を出しますと、やっぱり生徒たちにも不安を与えるんじゃないかというふうに思います。

それは別といたしまして、今お話のありましたSGH教育ですか、スーパーグローバルハイスクール、すばらしいネーミングの教育なんですけど、制度的な面、またその取り扱いについては、今、教育課長のほうからご答弁のあったとおりでございますけれども、SGH教育につきましては、文科省から応募の要請があつて、それに県のほうが応募して、文科省からその認定を受けて始まる教育だということで、グローバルということで、世界的に通用する人材育成のための教育ということでございます。

5年間の教育期間ということでございますけれども、これが、先ほど県内でも4校の学校が指定を受けているという答弁がございましたけれども、ちょっと見ますと、やはり指定を受けている高校は非常に地域でもトップクラスの学校だということでございますけれども、麻生議員さんがおっしゃられるとおり、これからはグローバルな人材育成というのは、これはかなり必要だと思います。

それで、お話のありました英語なんですけれども、今、大多喜町は、町長も英語教育が必要だと、語学教育が必要だということで、保育園から始めております。保育園、小学校、中学校と、引き続けば高等学校ということで、かつて、おっしゃられていましたけれども、大多喜高等学校にも英語科がございましたが、残念ながら、平成23年の卒業生をもってこの英語科が廃止されたということでございます。これも本当に残念なんですけれども、今、改めてこういう英語科、語学教育というのが、これからの世界を生きていく中では、語学教育というのは非常に大切なものだと思います。

そういった面で、語学教育も含めながら、麻生議員から提案がSGH教育、これについては、近々、支援推進委員会も開催される予定となっておりますので、この中で私からも提案をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 副町長、ありがとうございます。

あなたはさすがである。そうやって私ども議員の意見をしっかりと受けとめて、それを支援推進委員会ですと。私は支援推進委員会には入っておりません。私も入れてほしいぐらいです。なぜならば、せっかく副町長がいい意見をそこで言っても、またできない理由を言う人がいるんです、そういうところには。そういう人たちとお互いに議論を闘わせて、どうしたら大多喜高校を救うんだという、その土俵でやるために、ひとつ副町長、支援推進委員会での健闘を、そして、あなたの背後には大多喜町民がいるんだと、そして議員各位もついているんだということで、自信を持って披露していただきたい。

そして、先ほどあなたは非常に素晴らしい意見を言ってくださったんだけど、1つだけおかしいことを言った。それは、この問題はまだ水面下かもしれない、大多喜高校が廃校だとかいろんな問題。ただ、これが表に持ち上がった時点ではもう終わりなんです。大多喜女子高校だってそうだった。だからこそ、ことしの議会で根本年生議員が素晴らしいことを言ってくれたじゃないか。ことし定員に満たない、これは危機であると、この危機意識をしっかりと共有しなくては、大多喜町から大多喜高校はなくなるんだよ。

いいですか。学校消滅、病院消滅、大多喜町消滅の道をたどらないためにも、言っている人たちに耳を傾けなさいということを私は最後に申します。

なぜならば、これは教育だけではない。先ほど来、教育の町にすると力強い意見が執行部の中から持ち上がってきました。教育の町にするには魅力ある教育機関をつくらなくちゃいけないんです。どこにでもある金太郎飴のような学校をつくったところで屁の役にも立たない。しかし、ここの学校を出たらこういう世界が広がるんだと、そういうバラ色の未来像を描ける学校づくりをみんなですていくんですよ。

スーパーグローバルハイスクールの指定校、佐倉高等学校です、千葉県では。渋谷教育学園幕張、成田国際、松戸高校。どうですか、北にばかり集中しているじゃないですか。北なんです。

千葉県は、面積は南のほうが多い。南のこの豊かな自然で食料を増産し、そして水脈面も

あり、自然環境も豊か、こんなすばらしい環境のところは何でないんですか。それは我々の努力が足りないんです。こういう過疎地だとか、人口が少ないとか、交通が不便だとか、それにあぐらをかいてはいけません。そういうところだからこそつくるんです。これをつくることによって大多喜はよみがえりますよ。大多喜高校はよみがえりますよ。

かつて県立大多喜中学が千葉県で3番目にできた。私もこれはOBですから知っておりましたけれども、ことしの5月16日の毎日新聞に、校長先生の学校自慢、県立大多喜高校、近藤克之校長が載っていますよ。文武両道を目指す伝統校。ちょっと読んでみましょう。全部読むと大変だと思いますから、読みます。

県内3番目に開校した旧制中学が前身で来年創立120年目を迎えますと。地域では「だいこう」と呼ばれて親しまれていますと。生徒の半数近くが利用するいすみ鉄道を応援しようと生徒会にいすみ鉄道対策委員会があり、駅舎でも清掃や花壇づくりで活動していますと。マンドリン部も列車内で演奏会を開き、茶道部は乗客にお茶を振る舞う活動も恒例化していますと。すごいじゃないですか。おもてなしの精神を行っている学校なんですよ。学校もきれいだけれども、駅舎もきれいにする、こんないい学校なんですよ、中身は。生徒は礼儀正しく純朴とされています。

ここからが重要ですね。校歌にある「世界を目指す」という言葉どおりに、地元で役立つとともに、さまざまな分野で活躍できる人材を目指していますと。ここです。副町長、校長が言っているんだから、これは実践してもらいましょう。我々政治家だったら実践しなければ公約違反。教育者も同じだと、うそ偽りを言うてはいけません。これはやらせましょう。副町長、約束してくださいね。

それでは、私はいろいろあるんですけれども、時間も限られていますから、皆さん方と一緒に、大多喜町、そして大多喜高校を救うために考えました。私は、名門校の本当の意味するところは、社会に貢献する人材をいかに多く輩出し、それに続く人材が今でも数多く輩出している学校のことではないかと思えます。

大多喜高校は、政界では、昭和では全盛期の社会党の副委員長を務め、国政の中枢に影響を及ぼした河野密、これは立派な方ですけども、あえてそのまま。財界では、日本とロシアとのパイプを生かし、我が国の資源問題に力を発揮した安西浩。文化芸術部門では、バイオリニスト宇佐見豊。宇佐見豊さんは、めいは芥川賞作家の金原ひとみです。あの大多喜のあそこにずっと住んでいたんです。大多喜高校100周年記念賛歌を作詞作曲した島津勲、尚美学園名誉教授です。土屋秀治郎さんのお子さんですよ。声楽家としては世界で通用する人

材です。惜しいかな、つい先年亡くなりました翻訳家の宇野輝雄先生。「たから島」「王様の耳はロバの耳」、これはすばらしい訳です。また、私の専攻する政治学の分野では、「ボス」という本を翻訳してくれました。私も今から40年前に、この先生の翻訳だということで読ませていただきました。こんなすばらしい方々、これが名門校なんです。

現状維持は座して死ぬのみ。常に殻を破り、積極果敢に攻めていくべき。教育は人づくりであります。人づくりには時間がかかります。地域の支援なくしては大多喜高校は続きません。

私どもは、最も大切なことというのはお約束を守ることです。私の町民の皆さんとお約束は、この町をよくするために生まれました。しかし、私どもの活動というのはいずれ歴史が判断すると思います。後世の方々から歴史の審判にさらされます。歴史にはif、もしというものは禁物です。もしあのとき何々をしていたら、別の決断をしていたらよかったと言われるようなことだけは避けていただきたい。今やらなくしていつやるんだということです。それだけ重大な職責を全うしていくのが行政マンである執行部の皆さん、そして議員各位であります。死中に活を求める、武道者の道であります。

先ほど来、三育学院というミッション系の学校が出ておりますけれども、私の尊敬する内村鑑三先生のお言葉をおかりすれば、「後世への最大遺物」の中で訴えていることがあります。金を残すこと、これは財産でしょう。物を残すこと、これは目に見える物を残すこと。これはまだ普通のことです。そして、最もとうといことは思想であります。時を超えて歴史の検証に耐え得る生きざまを示すこと。次世代へと語り継がれ、影響を及ぼす思想ほど尊いものはありません。

いま一度この言葉をかみしめながら、日曜議会、6番麻生剛の一般質問を締めさせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

ここでしばらく休憩いたします。

（午後 3時10分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時20分）

◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

1 番野中眞弓君の一般質問を行います。

○1 番（野中眞弓君） 1 番野中眞弓です。私は、きょうも教職員の方々と部活動の改革について一般質問させていただきます。

このタイトルとしての一般質問は、昨年の6月会議以来3度目になります。

今、国会で働き方改革という名前の一連の法案が審議されています。ある一定程度のサラリーをいただいている人を対象に、幾ら働いても残業代は払わないというものですが、今、学校で行われようとしている改革は、教員にとっても生徒にとっても、生き生きと学校生活を送れるような改革だと私は信じていますし、これは、今、緒についたばかりで、大多喜町でもしっかりした方針を持って取り組んでいただきたいと思います。一般質問を行います。

前回までの質問で確かめられたことですが、学校において、現場の教員の勤務実態は改善が必要な状況である。それには、教員一人一人の意識改革向上の一層真摯な取り組みが必要だし、その上に、さらに教育委員会の役割が重要である、こういう認識を教育長は示されました。私はそれはとても大事なことだと思っております。

そして、教育長はそのときさらに、働き方改革は、家庭や地域、社会を含めて関係者全ての理解を得ることが重要だと述べられております。学校での教職員の働き方改革、部活動改革が成功するか否かは、教育長が前回答弁されたこの点にかかっていると私も確信しております。

きょうは、教員の長時間勤務に大きな影響を及ぼしている部活動の改善について伺いたいと思います。

国も平成9年以来、何度か改善を促してきているのですが、徹底されないまま過熱化の道をたどり、今日に至っております。しかし、昨年からの国の姿勢には、過去の対応より、より真剣さを感じ取れます。それだけ状況が逼迫していることのあらわれと言えるのではないのでしょうか。新聞、テレビでも取り上げられるようになってきました。そこへ来て、5月のあの日大のアメフト部の事件は、部活動の指導のあり方に大きな問題があることを社会に投げかけました。

さて、教育委員会が学校設置者として、この曲がり角にある部活動の改革の流れを支流のままにしておくのか、本流として定着させ、学校が生徒にとっても教員にとっても、授業も部活も楽しい、親として言えば塾に行かなくても十分間に合うような授業の展開をさらに求めたい。そういう学校環境づくりに力を尽くしていただきたいと思います。以下伺いたいと思

ます。通告から脱線することがあったらお許してください。

まず1点目ですが、新学期が始まりほぼ2カ月たちました。本町では学校現場の改善に努力していると伺っております。4月以降の学校における部活動改革の取り組みについて伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） それでは、4月以降の学校における部活動改革の取り組みについて、教育課のほうからお答えさせていただきます。

中学校におきましては、この4月に西中学校と大多喜中学校の統合により、新たに新生の大多喜中として始まり、部活動においては、昨年まで、平日のうち1日及び土日どちらか1日部活動を行わないということで取り組んでまいりましたが、平日の部活動を行わない1日を明確に本年度4月から月曜日と定め、取り組んでいるところでございます。

部活動の時間については、季節により日没時間に合わせた時間を設定しております。今の時期では、バス通学者の生徒に配慮した18時までの活動としております。

なお、大会に備え、1週間をめぐりとして、保護者の同意のもと、30分程度の練習時間の延長を行うこともあります。この延長時間の練習につきましても、昨年まではどの大会時にも保護者の同意のもと行ってきていたところでございますが、今年度からは、県大会等の上の大会につながる試合のみとしております。

なお、延長練習時の下校については、保護者の方をお願いすることになっております。

小学校においては、学校により曜日は違いますが、週4日、今の時期では17時までの部活動を行っており、明るいうちに下校できるよう配慮しております。

以上です。

○1番（野中眞弓君） ありがとうございます。

私も気になっていることがありました。試合前に限って延長を認めるというところ、そのところが明確になっているということも評価できるのではないかと思います。

私も、大多喜中学校を訪問しまして教頭先生に伺いました。月曜日に子供がいなくなってしまうというのは、教員にとっては、その後の仕事がとても気持ちが楽に取り組めていいですというふうなことをおっしゃっておりまして、着々と進められているのをうれしく思いました。

ところで、4月7日の千葉日報に、「教員負担軽減へ、野田市委員会」という記事が掲載されておりました。小さいけれども、このくらいの記事です。お読みになった方はいらっしゃ

と思いますけれども、3月議会の答弁のとき、国の出すガイドラインや県の方針にのっとった運動活動の休養日や活動時間などの方針を教委として定めていきたいとお答えになっているのですが、野田市は、国の正式なガイドラインや県の方針が出ないうちに、市としてもう既につくられて全小・中学校に届けているわけです。

うちもやらないと言っているわけではありません。町独自のガイドラインを教育委員会としていつまでに完成させるのか、どうやってつくるのか、内容の検討はどうするのかとか、そういうことについて伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 野中議員に申し上げます。議長を通して質問してください。お願いします。指名しますので。

（「はい」の声あり）

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 大多喜町教育委員会独自の部活動ガイドラインを作成する考えはあるかのご質問についてお答えさせていただきます。

議会定例会3月会議でもお答えさせていただきましたが、国から示された中学校の運動部の活動に関するガイドライン、及び県のほうで現在策定中の方針にのっとった運動部活動の休養日や活動時間などの方針を教育委員会として定めた部活動ガイドラインを作成していきたいと考えております。

先ほど新聞記事のお話がありましたが、そういう先進地の例もいいところは取り入れて、その中でチェック項目ということがあったかと思いますが、そういうチェック項目を方針に入れるかどうかというのがありますけれども、その中に入れるか、また別に定めるか、そういうものを検証した上で考えていきたいというふうに考えます。

先ほどの、いつまでにとのお話ですが、策定には、教育現場は当然ございますが、保護者の理解も必要であると考えておりますので、策定に当たっては時間がかかることが予想されますが、保護者からの理解が得られるよう幅広く意見を求めながら、丁寧にガイドラインの策定に取り組んでまいりたいと思います。目標としては、今年度中に策定してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） よその例で申しわけないんですけれども、野田市では策定に当たり策定委員会をつくって、保護者だけではなくて、地域の医師、それから教員も入れて教育委員会がつくるといふ、要するに4者ですよ、教育委員会と教員、それから保護者と医師、そ

ういう形で本当に広い人材と知識を結集しているので、それでやっぱり時間がかかるなと思うんです。不十分でも後で追加するということがありますけれども、できればいろんなことを漏れないガイドラインがいいと思うので、慎重かつ、それでもなるべく早く小・中学校に届けていただきたいと思います。

それともう一つ、今まで何度もいろんな通達が出ているけれども、徹底しなかった。それは徹底しているかどうかという調査、検証が行われなかったからじゃないかと思うんですが、本町でつくるガイドラインの中には、そういう調査、検証という項目もきちんと入れる必要があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 現在のところ、そういう項目を盛り込むかというところも検討しておりませんが、その中で盛り込むのか、また別にチェック項目を策定するかについては、今後検証してまいります、できる限りそのような方向で考えていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） お願いします。

3点目に移ります。

学校現場は非常に多忙です。部活動改革について、教育委員会も真剣に取り組む旨、答えていただいたことは先ほど申しましたが、具体的に、学校現場に対策を求めないで、教育委員会としてできるものは取り組んでいていただきたいと思ひまして、以下何点かお願いします。

中学校に行ったときですが、外部委員のお話がありました。今までは外部委員は全くボランティアでやっていたんですけども、今年度から報酬が予算化されました。それに対して、お金は要らないよということで、正式の外部委員としての登録が何か怪しいようなんですけども、有償か無償かということは別にして、生徒の指導法とか役割分担とか、生徒に接する人については、基本的な知識など研さんが求められます。

普通、教員は、教科教育法といって、そういうのを必ず必修でとられるわけですが、部活動そのものも、部活動指導法というのはいま無免許運転させられているんですけども、外部指導員の方は余計そうだと思うんです。その外部指導員のことで、有償、無償かは別にして、教育委員会が責任を持って、基礎的な知識などの研修をする必要があると思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 外部指導員の確保及び育成の取り組みというところでお答えさせていただきます。

ことしの4月1日から部活動指導員の設置要綱を施行しまして、今までボランティアで協力いただいていた方々へ、学校から正式の部活動指導員としてやっていただけるかを打診しているところですが、現在のところ、引き受けていただける方はおりません。

また、現在ボランティアとしてご協力いただいている方々は、各競技におきまして高い技術をお持ちの方々であると聞いており、学校側と指導方法について綿密な打ち合わせにより取り組んでいただいているところでございます。

教育委員会として、今後、部活の顧問の教員、部活動指導員及びボランティアの方々を対象に、専門的な知識や技術面だけではなく、安全面等に配慮した生徒の発達段階に応じた指導方法について、大学等の専門知識のある講師による研修会を実施するよう計画していきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） その研修会には、一般教養として普通の方も出られるというか、そういう考えはないですか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 現在のところ、生徒だけではなく、保護者、また、それに関係する方々についても出席を想定してございます。

○1番（野中眞弓君） 成功するようによろしくお願いします。

それから、もしかしたら考えていらっしゃるものが2番とも関係があるかもしれませんが、今後は確実に今までよりも部活動の練習時間というのは短くなると思うんです。短い練習時間で最大の効果と、それから身体への負担をなくす、そういうトレーニング法やスポーツ医学の研修を計画的に取り入れ、部活動指導について系統的に学んでいない無免許運転では無責任なので、それを補うための施策を継続的にする必要があると思うんですが、1との関連ですが、1というのは1回だけしかやらないんですか。

○議長（野村賢一君） 先ほどもお願いしてありますけれども、議長を通して、私のほうから指名します。お願いします。

（「すみません」の声あり）

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 効果的なトレーニング方法やスポーツ医学、部活動指導方法など基本的な研修及びその実施については、先ほどの説明と多少重複するところがございますが、部活動指導者が生徒に適切な指導をするためにも、スポーツ科学から見た過度の練習が及ぼすリスク、効果的なトレーニング方法などを正しく理解した上での指導が必要であるというふうに考えます。

先ほども申し上げましたが、大学等の専門知識のある講師による研修を、ことしだけではなく毎年度行っていけるように計画していきたいと考えます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 部活動について指導要領が述べているのは附則だけです。自主的、自発的に行うということです。

部活動は、1 週間を通じて授業のこま数に換算していえば、11こまから12こま分の活動をしています。中学校では、1 こま1 時間の授業は50分です。それを部活動、平日は2 時間、土日については3 時間ぐらいという目安をガイドラインは言っています。これをこま数にすると、11こまから12こまになりますけれども、中学校のそれぞれの教科で一番多いので、国語の4 時間とか5 時間ぐらいではないかと思うんですが、そういう教科に比べてみると断トツにたくさんの時間を部活動はとっています。

指導要領では自主的、自発的と言いながら、ほとんどの学校が全員参加という縛りの中での自主的、自発的の参加なわけです。

最近の勝利至上主義の流れの中で、自主的な活動という側面が片隅に押しやられていることが指摘されています。日大のあの事件で私たちが驚かされたことは、勝利至上主義の中で、自分で考え、判断して行動するという自治力が育っていない、悪に対してだめと言えない空気が蔓延している、そういうことではなかったでしょうか。

部活でこそ、子供たちが自分たちで目標を決め、計画を立て、話し合い、部活動を運営するという自治力を養うことができるのではないのでしょうか。未来の民主主義を支える力を養えるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。そういう部活動の運営のあり方についての項目もガイドラインの中に入れるということではできないのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） スポーツ庁がことしの3月に策定しました「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」にも、先ほど議員が言われたとおり、生徒のニーズや意見の把握と、それらを反映した目標の設定、計画等の作成として盛り込まれております。

その中で、生徒の自主性を尊重した目標設定指導方針、これを運動部活動顧問教員が設定することが必要であるということが盛り込まれておりますので、先ほど議員が言われたとおり、自治性についてはそこで対応できるのかなというふうに考えられます。そういうことが盛り込まれておりますので、町教育委員会としましても、国のガイドライン、県のガイドラインにのっとった町ガイドラインを策定しまして、生徒の自主性、主体的な取り組みを推進してまいりたいというふうに考えます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 4 点目の質問にいきます。

学期中の休養日についてですが、学期中の休養日については、平日、週末にそれぞれ1日とることが頻繁に言われていますけれども、長期休暇中の休暇については余り声高になっておりません。町としてどのように考えていますか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 夏季休業中の休養日につきましては、今年度から設定する学校閉庁日、8月13日、14日、15日、それらを活用しながら、まとまった休養日がとれるようバランスのとれた練習計画、また、週末における各種大会などにより連日活動した場合は、学校の実情を考慮した上で、早い段階で、ほかの日にその部活動に対し休養日を振りかえるなどの内容を、今後策定する町ガイドラインに盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 長期休業中の教員の休養日については、私は、できるだけ長くっていただいて、普通の勤務のある週末にはできないような研修を積んでいただきたい。教員がさまざまな研修を積むことで、経験をすることで、それは必ず子供に返っていくと私は信じております。ぜひたっぷりと、例えば最低でも3週間のバカンスをとるとするのは当たり前のヨーロッパ風の、そういうのを先生方がとっていただけると、随分教育が変わるのではないかと考えております。ぜひ挑戦していただきたいとお願いします。

最後になります。3月会議で教育長も、保護者の皆さんの理解がないとスムーズに進まないと述べられていますが、本当にそのとおりだと思います。NHKが「あさイチ」という番組でこの問題に取り組んだときの投稿は、わずか2時間足らずの間に4万を超えたそうです。関心の高さがうかがえます。保護者の理解と協力を得られる手だては考えておられるでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（古茶義明君） 保護者の理解と協力を得られる手だてということで、先ほども触れましたけれども、大学の講師を招いた研修会、そちらに生徒、また保護者、そういうところも含めて、あと家庭教育学級など保護者が多く集まる機会を活用して、専門知識を持つ講師による講演会、研修会を開催して、理解を得られるよう工夫してまいりたいというふうに考えます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 啓蒙活動には、やっぱり力のある魅力的な講師を呼んでいただいて広めていくというのは、非常に大きなファクターだと思います。ぜひ継続して進めていって、スポーツを一生楽しめる町民をつくり出していただきたいなと思います。
ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） 以上で、野中眞弓君の一般質問を終了します。
以上をもちまして、本日の一般質問を終了します。

◎請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第 8、請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

2 番志関武良夫君。

○2 番（志関武良夫君） 請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書についてご説明申し上げます。

本請願につきましては、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長であります齋藤晟氏から提出されたものでありますが、その代理人である千葉県教職員組合夷隅支部の書記長であります中村氏から連絡をいただき、この請願の趣旨及びその内容を伺いました。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子供たち一人一人が国民として必要な基礎的知識を養うためのものであり、将来を担う子供たちが、全国どこでも同じ条件のもとで教育が受けられることは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度であります。

この制度が廃止されたり国の負担割合がさらに下げられたりした場合には、自治体によって義務教育の水準に格差が生じることは必至であります。このようなことから、義務教育費の国庫負担制度の堅持を強く要望したいとする請願の趣旨であります。

なお、この件につきましては平成24年度から請願書として提出されておりますが、本議会としてはその都度採択し、意見書を政府関係機関に提出をいたしております。

どうかよろしくご審議いただきまして、採択いただきますようお願い申し上げる次第であります。

以上です。

○議長（野村賢一君） お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。

本請願について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第9、請願第2号 「国における平成31（2019）年度教育予算拡

充に関する意見書」採択に関する請願書を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 請願第2号 「国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてご説明申し上げます。

本請願につきましては、平成31年度予算編成に当たりまして、憲法や子どもの権利条約の精神を生かし、子供たちによりよい教育を保障するため、平成31年度の教育予算拡充に努めていただきたいとする内容の請願であります。

本件につきましても、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長であります齋藤晟氏から提出されたものであります。その代理人である千葉県教職員組合夷隅支部の書記長であります中村氏から連絡をいただき、この請願の趣旨及びその内容を伺いました。

日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てることは教育の使命でもあり、その教育環境の整備を一層進める必要があることは申し上げるまでもありません。

本請願につきましてもよろしくご審議をいただきまして、採択いただけますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野村賢一君） お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。

本請願について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。

請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

◎日程の追加

○議長(野村賢一君) お諮りします。

ただいま志関武良夫君外5名から、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について外1件の発議案が提出されました。

この発議案2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

よって、提出された発議案2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

事務局員から議案を配付します。

(議案配付)

○議長(野村賢一君) 議案の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 配付漏れなしと認めます。

お諮りします。

追加日程第1、発議第2号及び追加日程第2、発議第3号を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

◎発議第2号及び発議第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 追加日程第1、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について及び追加日程第2、発議第3号 国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを一括議題といたします。

事務局職員をして議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（麻生克美君） それでは、発議案を朗読します。

発議第2号。

平成30年6月3日。

大多喜町議会議長、野村賢一様。

提出者、大多喜町議会議員、志関武良夫。賛成者、同、根本年生、賛成者、同、吉野僖一、賛成者、同、麻生剛、賛成者、同、麻生勇、賛成者、同、吉野一男。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんに関わらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図の下に、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月 日。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて。

続きまして、発議第3号を朗読させていただきます。

発議第3号。

平成30年6月3日。

大多喜町議会議長、野村賢一様。

提出者、大多喜町議会議員、志関武良夫。賛成者、同、根本年生、賛成者、同、吉野僖一、賛成者、同、麻生剛、賛成者、同、麻生勇、賛成者、同、吉野一男。

国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法や子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育はいじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、平成31年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- 1、震災からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること
- 2、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- 3、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- 4、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算を更に拡充すること
- 5、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること

6、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月 日。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 次に、提案理由について提出者の説明を求めます。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 発議第2号及び発議第3号、提案理由の説明を行います。

発議第2号及び発議第3号につきましては、一括して提案理由をご説明申し上げます。

先ほど請願審査でご審議をいただきました請願第1号及び請願第2号の採択を受けまして、我々大多喜町議会といたしまして、内閣総理大臣を初めとする関係各大臣に意見書を提出したく、根本年生議員、吉野僖一議員、麻生剛議員、麻生勇議員、吉野一男議員の賛同をいただき、連署をもって発議案を提出させていただくものであります。

なお、意見書の内容につきましては、ただいま議会事務局から朗読のありましたとおりでございます。

よろしくご審議いただきまして、可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもって本日の会議を閉じます。

5日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会とします。

お疲れさまでございました。

（午後 4時10分）

第 1 回大多喜町議会定例会 6 月会議

(第 2 号)

平成30年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録

平成30年6月5日(火)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	志関武良夫君
3番	渡辺善男君	4番	根本年生君
5番	吉野僖一君	6番	麻生剛君
7番	渡邊泰宣君	8番	麻生勇君
9番	吉野一男君	10番	末吉昭男君
11番	山田久子君	12番	野村賢一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	宇野輝夫君	総務課長	西郡栄一君
企画課長	米本和弘君	財政課長	君塚恭夫君
税務住民課長	和泉陽一君	健康福祉課長	長野国裕君
建設課長	吉野正展君	産業振興課長	西川栄一君
環境水道課長	山岸勝君	特別養護老人ホーム所長	秋山賢次君
会計室長	吉野敏洋君	教育課長補佐	高松浩君
生涯学習課長	宮原幸男君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 麻生克美 書記 山川貴子

議事日程(第2号)

- 日程第 1 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 28 号 大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 29 号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 30 号 大多喜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 31 号 平成 30 年度大多喜町一般会計補正予算（第 1 号）

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） 皆さん、改めておはようございます。

議員各位を初め執行部職員の皆さんには、3日の本会議に続きまして大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（野村賢一君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程第2号により進めてまいりますので、ご承知願います。

なお、本日、教育課長欠席のため、高松教育課長補佐が出席しておりますので、お知らせいたします。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） これより日程に入ります。

日程第1、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

それでは、41ページをお開き願います。よろしく願いいたします。

住所、大多喜町小内243番地、氏名は高橋恒子氏、生年月日は昭和39年12月6日生まれ、現在53歳でございます。

提案理由でございますが、現在、西畑地区の人権擁護委員として、細谷光江委員にお願いをしております。細谷委員におかれましては、平成30年9月30日をもって任期満了となり、再任を固辞されておりますので、新たに後任者の推薦をお願いするものであります。

候補者の高橋恒子氏につきましては、約20年間、郵便局にお勤めされ、平成29年3月に退職をされました。現在は民間の企業にパートとしてお勤めです。人格、見識も高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解と熱意のある方でありますので、ぜひ議員各位のご承認を賜りたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、被推薦人を適任者と認めることに賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、諮問第1号は、被推薦人を適任者と認めることに決定しました。

◎一般質問

○議長（野村賢一君） 日程第2、一般質問を行います。

なお、本日の一般質問は通告順により行いますが、質問時間については答弁を含めて30分となります。

また、議会報編集のため、議会事務局職員による一般質問中の写真撮影及び質問者の自己の質問時間のみ録音を許可したので、ご承知願ひます。

通告順に従い、発言を許します。

◇ 麻 生 剛 君

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 6番麻生剛です。

日曜議会、そして本日の通常議会、執行部の皆さんや、あるいは議員各位の皆さん、そして傍聴の皆さん、ありがとうございます。これより一般質問に入らせていただきます。

長い年月、人々の心を忘却のかなたへと追いやってしまう、ここ我が大多喜町は、幾多の変遷をたどりながら、今や歴史のベールに包まれつつ、いつともない出番を待っているかのようであります。古い歴史の重みを今に伝える町、これが我が町大多喜であります。町中の至るところに歴史の遺産を数多く抱えながら、それを少しもおごることなく現在に溶け込んでいる。

さて皆さん、その房総の城下再生への道について、以前、私は、城下中心商店街の老化について問いただしたところ、町長を初めとして執行部の皆さんが、個人の所有権の問題である、町が立ち入ることはない、他の機関がやるべきであるとお答えしたことが記憶にあると思います。その後、既に時間が経過し、皆さんの考え方の中に変化は起こったのでしょうか。それとも全く変わりなくいるのか。

今回、私がこの問題を取り上げさせていただいた原点はそこにあるんです。今、廃れ行く商店街、個人の力でなすすべもなく、頼るところがない。だからこそ行政官庁である町当局にお願いする、頼る、これはごく一般の町民の気持ちだと思います。

ここで執行部当局は、これをきっかけに人材派遣や人材育成、税制優遇、そして財政支援のことを真剣に考える時期に今、私は来ていると思います。房総の小江戸は、もはや崩壊寸前なのであります。

かつて私の先輩諸氏の方々、この問題について、観光面、そして文化面、非常に取り組んでまいりました。歴史的景観を維持し活用する道が、今、どうでしょうか。このまま放置していけば、恐らく数年来の間になくなってしまいます。ですから、私が先ほど来言ったように救う道を考えるんです。生かす道を考える。そこで官民一体となった協力、行政の役割というのは、本来、そういう困っている人に手を差し伸べていくことではないでしょうか。

今、私が見たところ、ことしもまた大型の、かつて昭和を代表する、平成を代表する商家だった店が閉じようとしております。そして、つい最近には、生徒数が集まらないということで、予備校に貸していたところも今や去っています。このように、昼間、人通りが少ないのは、人が集まる拠点がどんどん消えていくからであります。この役所にいるとわからない

かもしれない。なぜならば、この役所というのは1つしかありませんから、一方通行であっても必ず来ます。しかし、大多喜はもう人を今集める力がない、そういう中央商店街になっております。また1つと商家や町家が忽然と消え去ろうとしています。

ただ、しもた屋という形で残してくれることはありがたいと思います。時代の変遷を伝える歴史的、文化的価値としての建造物の重みは、どこにでも誇れる大多喜の価値であります。しかし、その所有者自身の意思のみに任されていて果たしていいのでありましょうか。所有者の善意に頼っていていいのでしょうか。もっと行政が何らかの形で手を差し伸べるべきです。

その昔、私が、1年ほど前ですか、総務省や1.5流の観光地を支持する、支援するという制度の問題についてもお伝えしたと思います。京都や鎌倉、奈良のような一流ではないけれども、1.5流あるいは二流でも応援する、そういう制度についてこの場でお話ししたと思うんです。今一番必要なのは、そういう国の制度もあるんですけども、最も大切なことは、私ども独自で考え、独自で歩いて、この町のよさを見詰め直すことではないか、それをきょうはご提案したいと思います。まちづくり、地域おこし、検地制度、小さなお宝発掘制度を私は提案したいと思います。

私どもの町というのは、さまざまな文献の舞台に登場してまいります。これをしっかりと検証し、見詰め直す、これはふるさと再発見です。例えば、何げないけれども、城下のあのかぎ十字型の道路。これは今をさかのぼる1590年、本多忠勝公が大多喜城築城の際に城下町建設の一環としてつくった道路であります。この中には、ご存じ、国指定重要文化財渡辺家があり、渡辺家といたら、あの明治維新のときの大多喜城無血開城の舞台であります。また、明治24年、正岡子規が房総かくれ蓑紀行の中で大多喜を登場させ、さまざまなる俳句を詠んでおります。そして、圧巻は、既に私がお伝えしているんですけども、正宗と村正の伝説がある円照寺三日月池です。今は全く荒廃しておりますけれども、これは復元するなど手を加えれば、観光資源としても可能と思われるものだと思います。

つまり、私が言いたかったことは、ふるさと大多喜にしかないオンリーワンの世界、これを発掘することなんです。城下再生への道は、このような一つ一つの積み重ねであり、郷土愛、ふるさと愛を育みながら、私たちの町の魅力づくり、これを行いたいと思います。

このことに関しまして、担当課長であります産業振興課長、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ただいまのご質問に対し、産業振興課よりお答えいたします。

麻生議員のご質問の趣旨は、観光客の誘客や商店街の振興を目的に、房総の小江戸として整備を進めてきた城下商店街は、現状では人口減少や後継者問題、あるいは消費者ニーズの多様化等による商店街利用者の減少により空き店舗が増加し、商店街の空洞化が進んでいることについて、行政はこれまで以上に踏み込んだ支援を行う必要があること、また再生プランとして、まだ観光資源として生かされていない城下の歴史や城下に残る遺構を新たな観光資源として利用していくべきではないかというふうに理解させていただきまして、答弁させていただきたいと思います。

現在、町では、ご承知のとおり、街なみ環境整備事業といたしまして、商店街内の景観形成地区とされる新丁区、久保区、桜台区、猿稻区、大多喜区の指定された区域において、修景基準に該当する住宅や店舗等の改修を行う場合に補助金を交付しておりますが、平成28年度、平成29年度におきましては、その利用はございませんでした。

現状、城下商店街の町並みが十分なレベルまでに整備されていないと担当課としては考えており、そのような中、平成28年度と29年度において房総の小江戸としての整備が進まなかったことは、担当課としては非常に残念な結果であると反省しております。

そのため、区域が限定的になるかと思いますが、現在の町並み整備の状況に対するご意見や、今後、住宅を利用した修景を行う考えがあるか、あるいは空き店舗等を貸す考えはあるかなどについて、地域住民の意向を調べるなどして、それらの結果も踏まえた上で、今後の街なみ環境整備事業や商店街の振興、活性化のための事業を推進していきたいと考えております。

また、観光資源として生かされていない城下の歴史や城下に残る遺構を新たな観光資源として利用することについては、現在、ボランティアの城下町案内人を養成し、観光客に対して町並み案内を行っておりますが、町並み案内の中で取り入れられる歴史的なお話があれば取り入れることや、必要に応じて見直しなども行ってまいりたいと思います。

また、円照寺の三日月池などを観光資源として取り入れることについては、現在、既に大多喜城にある大多喜城下の歴史的な場所や建物等を案内した大多喜メモリアル・ルートの案内看板に記載され、円照寺や三日月池の現地にも、その歴史や伝説が記載された案内看板が設置されており、町並み案内のコースにもあるところですが、観光資源として積極的に利用しアピールするには、麻生議員さんがおっしゃるとおり不十分であるというふうに考えております。観光客のニーズに見合った整備が必要ではないかというふうに思われます。

その他にも、質問の中で出てまいりました渡辺家や正岡子規の話についても、観光資源として利用できるものであれば、町並み案内などで利用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） どうもありがとうございました。

私も、今お話が出ました城下案内人ですか、この養成講座、この内容などを見て、あるいは一生懸命やっているその姿は感動を覚える次第であります。

しかし、こういうことだと思います。補助金に申請がない。これはもしかすると、一歩突っ込めば、いざ改修するとなるとそれ以上に金がかかる、そんなことがあるんじゃないかなと思います。簡単な新建材で修復してしまえばお金がかからないけれども、やはりそれなりに歴史的景観に即した木材を使ったり施工したりするという事は、もしかすると当初予定しておいた金額では終わらないというようなこと。それからあと、今後長く住むに当たって、どうなんでしょうか、ただそこにだけお金をかけてももったいない、そんな意識がある。

しかし、今、課長答弁の中で、私は非常に積極的な考えがあるというものが、住民の方々に、まずはこちらから手を差し伸べて意向を聞くんだと、今後どうする気持ちで自分の生まれ住んだ家を守るんだと、そういうふるさと愛郷心を育てる意味でも、一旦は調査してみるということですから、その調査を早急にやりまして、次に向かっての城下再生へ足を、あるいは進んでいただきたいなと思います。今、大多喜が危機だと言っております。しかし、危機だからこそ、行政の役割、そして住民の皆さんに火がついたようになる、そういうことだと思います。

私は、大多喜高校のときに、たまたま渡邊包夫先生という日本画家に教わりまして、その先生が40年かけて大多喜城建設の必要性に説いて、ようやく再建まで持ち上がってきた。そして、私がたしか25年前に議会議員になったときに、私の同僚の熱意ある議員の方が、この房総の町並み、房総の小江戸を復活させようじゃないかということで、一生懸命やった姿を見ております。

そんな中で、これはあくまでもご参考になればだと思いますけれども、私なりに、市井の一般人として大多喜をいろいろ調べさせていただきました。かつての大多喜高校の関宏先生や、あるいは大多喜町横山在住の梶原正方先生、あるいはそのお父様、梶原先生のお父様は駒澤大学で教鞭もとられておりましたので、私もよく存じ上げております。

その方に聞いたところ、明治24年、正岡子規が房総かくれ蓑紀行で、ちょうど大多喜の小

土呂坂に入ったんですね。明治24年、正岡子規は当時、鬱々とした、今で言えば鬱病も加味していたんじゃないかとも言われています。

そのときに、大多喜の小土呂坂で菜の花のすばらしい光景を見て、非常に胸をときめかせた。ちょうどあるとき催してきたそうなんです。そこで詠んだ句が「菜の花のかをりめでたき野糞哉」、こういう句を詠んだり、「菜の花の露ひいやりと尻をうつ」、この情景が浮かんでくる。あの小土呂坂のところに菜の花畑一面があった、そういうところで非常に胸をときめかせた正岡子規、ことし生誕150年ですか。そんなところで、また正岡子規が詠んだ句の中では、「堀割や藪鶯を両の耳」、これは非常に重要な句だと思います。これは今の大多喜駅周辺で、大多喜城がもう廃城になっておりましたけれども、内堀があったということです。大多喜駅のあの辺に内堀があり、そこで春のウグイスが鳴いた、あの光景が非常に感動を覚えた。そういうような形で、正岡子規が非常に大多喜のことを取り上げ、房総かくれ蓑紀行の中でも、みのを着ながら大多喜を歩いた姿が目には浮かびます。

私が、どうして子規と大多喜が非常に因縁を持つか、それはある面で子規が南総里見八犬伝に非常に興味を持っていて、城下町大多喜にやってきたいということをずっと思っていたと言われております。なぜならば、ここが恐らく、郷土史会の皆さん、研究しながら観光資源に生かしていただきたいと思うんですけれども、いわゆる南総里見八犬伝の主人公の伏姫のモデルは、大多喜城主正木大膳の長男、大太郎に嫁いだ種姫と言われております。この種姫というのは、上総久留里城主里見義堯の長女です。

私は、これを発展させるというのは、お城まつりで里見隊や久留里隊、つまりこれはあくまでも江戸期のことでやっていると思うんですけれども、その以前、江戸期の前には久留里は里見の領地であり、そこのお姫様がちょうど伏姫であったと。そんなところに、大河ドラマで頑張っている議員の皆さんもいらっしゃるので、そういうのも加味しながら、うまく南総里見、館山とも提携しながら、この大多喜も繰り込んでいく。円形なんです。観光というのは、ご存じのように、一般の人から見れば、ここは大多喜町だと、ここは君津市だとか、ここは館山市だとか、そんな行政の区分けはありません。房総という一つの大きな範囲の中で観光というのは捉えられています。

ですから、そういう面で、こういう歴史的文献に当たりながら、何とかこれを掘り起こしていこうという、私は、これはたまたま隣の睦沢町の資料館の館長さんとお話ししたときに、いろいろ教わりました。麻生さん、皆さんが波の伊八だと言った、波の伊八に影響を及ぼせて、葛飾北斎が神奈川沖浪裏の原形をつくったと言われていたけれども、波の伊八の弟子が

大多喜にもいるんですよと。しかし、それは武志伊八郎信由という、波の伊八のあれを継がないで、押田信一さんという人が自分であれを建てたんだと、そのぐらい大多喜には気骨のある、そんな文化の源流があるんだと。北斎に影響を及ぼした波の伊八、その波の伊八の源流を継がないで、自分で1棟建てた人もいるんですよと、そんなお話も聞くに当たって、まだまだ埋もれた文化財というのはある。

それはなぜかという、私の中学時代の恩師であります妙巖寺ご住職の市原淳田先生が、高松又八という非常な名工がいると。自分のところの南部彫刻をやったと。しかし、よくよく、これはまだ学会では発表なさっておりませんが、もしかしたら左甚五郎ではないかという説もあると。

つまりそのように、まだまだ掘り下げれば、数多くの歴史的文化的遺産がふるさと大多喜にも広がっているんです。私も多数の大多喜の方々から、もう今はこの世界にはおられなくなった方からもいろいろ勉強させていただきました。例えば、これは町長さんのご親族であります高谷の飯島隆さんにもいろいろ教わりました。

非常に郷土を愛し、そして歴史を愛する、そういう人たちから教わった中で、まず例の渡辺家の問題、国指定重要文化財で非常にすばらしいあの舞台。あれは無血開城という、平和裏において武装放棄が行われた、あの舞台なんです。そのときの柳原前光という総督は、明治・大正期の3大歌人と言われた柳原白蓮のお兄さんです。これは皆さんもご存じのように、NHK朝ドラ「花子とアン」で登場したことで知られていると思います。

そのほか、昨年来、私は、大多喜のよさは大多喜以外の方がよく取り上げてくれるので、白土三平の問題も皆さんにお伝えしました。白土三平の定宿でありました新丁の寿恵比楼旅館、今は廃業しております。しかし、あそこでカムイ伝の原形がつくられた。夷隅川のほとりにたたずむ、あの蛇行が創作意欲を誘ったんだと。きょうも同僚の議員さんとちょっとお話しさせていただきました。環境整備が大事だよと。どうでしょうか。夷隅川河川敷事業も、これからより一層手を加えながら、あそこでカムイ伝の原形が捉えられたんだと。白土三平さんのあれがあそこで繰り広げられたと。そういうこともわかってくると思います。資源というものは放っておいたら、眠っていては何もだめです。掘り起こしていく、眠っているものを覚まさせていく、それが必要だと思います。

もう一つ、大多喜の城下の中で朝市という問題があります。これは古くから伝わる六斎市信仰に基づいて、5日と10日、いわゆる五十日、月6回行われています。これはご存じのように、近隣の農家の方はもとより、太平洋の海の幸、新鮮とり立ての野菜、果物、その他日

用の食料品を中心に軒を並べております。今は夷隅神社の境内で行われております。かつては桜台でも行われておりました。

この姿を、私、実はある経済学者、それとある文化人類学者と一緒に連れて歩きましたが、これこそ麻生さん、商売の原点だよと。いわゆる農業、商業が分離している、その一つの典型なんだと。それを見たときに、大多喜には、歴史上の教科書に出てくる、あるいは経済学の教科書に出てくる、文化人類学の教科書に出てくるものがあるんだ、そういうものを感じました。

先ほど来、いろんなことを私は申し上げさせていただきました。一番大切なのは、お互いのコミュニケーションが一方通行にならないんだと。市の場合は、お互い売り手と買い手の相互のつながりが出ている、だから非常に一つの特色がある。そして、先ほど課長が、意向調査をしながら住民の皆さんの気持ちになって考え、そして房総の小江戸を何とか支えるんだという、そのお気持ち、それがあうちは、房総小江戸は崩壊しないでしょう。役所の皆さんが真剣になって、町民のそのところに手を差し伸べて、何とかしようという気になっていただいた、今回はその一つの契機になっていただければと思います。

私は、今回は、多数の方々からのいろんなご答弁もいただく予定ではございましたけれども、なぜならばわずか30分、そしてこれはあくまでも序章なんです。いわゆる町並み、町家、そして商家、これはかつて農家が、農業地帯が耕作放棄地になり、農業が崩壊していった。あれは水田がただなくなっただけじゃないんです。水田がなくなることによって、いわゆる保水作用がなくなり、防災上も非常に厳しくなってくる。国土の保全の意味からも、あれは何とかしなくちゃいけない。それと同じことが今、商店街の町並み、房総の小江戸の町並みにも言えるんです。あれがなくなることによって、どうでしょう。治安上も、あるいは人が住んでいなければ防災上、火災の問題も出てきます。何が観光ですか。彼らが生きられないように持って行ってしまっただけではだめなんです。

でも先ほど来、執行部のほうでは、何とか住民の意向調査をしながら、救うんだという意欲を感じさせていただきました。その意欲があれば何とか前に進むと思います。私がいつもお伝えしているのはこういうことです。今ある資源を最大限に生かすこと。我が町には、前述したようにダイヤの原石がめじろ押しです。しかし、原石は磨かなければ光り輝かないんです。磨かなければ宝にならないんです。

今回、さまざまな事例を紹介させていただきました。これは複合的にあらゆる面で、二の矢、三の矢、四の矢、五の矢とやっていくことによって、恐らく大河ドラマの問題も取り

上げられる可能性が出るでしょう。それには、よく同僚議員とも話題になりますけれども、日本・メキシコとの、あるいはスペインとの友好発祥であったドン・ロドリゴのあの問題もスポットライトを浴びさせなくてはいけない。そのためには今のままでは弱い。弱いなら何が必要なのか、それを私は図書館に行って調べたところ、苅米さんという元町議の方がすばらしいものをつくっている。そういうものも、私どもの身近にテキストがあるわけですから、そういうことを一つ一つ掘り下げながら次につなげていきたいと思います。

今回は、全く皆さんもよく知っている公開情報を私がずっと羅列しただけかもしれません。しかし、この小さな宝をいかに光り輝く大きな宝にするか。そして、私たちがどうそれをメークアップしていくか、その課題が今突きつけられております。知恵を出し、創意工夫をしていこうじゃありませんか。そして、執行部の皆さん、議員各位の皆さん、お互いに力を合わせれば、房総小江戸の復活、そして城下大多喜の再生、恐らく可能だと思います。私はたまたま……

○議長（野村賢一君） 麻生君、時間ですのでお願いします。

○6番（麻生 剛君） まとめさせていただきます。

笠信太郎という人が、イギリス人は歩きながら考える、フランス人は考えた後で走り出す、そしてスペイン人は走ってしまった後で考える、ドイツ人は考えた後で歩き出すと言っています。もしかしたら、日本というのは、ドイツ人の考えた後で歩き出す、これに通ずるんだと思います。しかし、今、大多喜町で必要なのはフランス人の、考えた後で走り出し、そして必ず果実をつかむ、その時期に来ていると思います。

もう時間の猶予はなくなってきました。大多喜高校の問題もそうでしたけれども、この房総小江戸復活、城下再生への道、今ようやく始まったと私……

○議長（野村賢一君） 速やかに一般質問をやめてください。

○6番（麻生 剛君） それでは、私、麻生剛の一般質問を終了させていただきます。今後ともよろしくご指導をお願いいたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

◇ 山 田 久 子 君

○議長（野村賢一君） 次に、11番山田久子君の一般質問を行います。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 11番山田久子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

本日は、大綱2点にわたり質問させていただきます。

初めに、大綱1、運転できる消防団員確保のための支援制度創設についてお伺いをいたします。

初めに、消防団員の皆様の消防訓練を初めとする日ごろの地域防災、安全対策へのご尽力に、心から感謝を申し上げます。

さて、2018年度から改正されました道路交通法で準中型免許が新設をされました。これにより、普通免許で乗っていた消防車両の一部が、改正後は準中型免許でないと運転できなくなり、消防活動に支障が出るおそれがあると言われております。消防団員の確保も年々難しくなってきておりますことから、本町への影響と対策について町の考えをお伺いしたいと思います。

初めに、本町の消防車両の台数と、道路交通法施行後の普通免許では運転できない車両は何台あるのか、また、オートマチック車は何台あるのか、お伺いをいたします。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 山田議員の一般質問に総務課からお答えさせていただきます。

大多喜町消防団には、平成30年4月1日現在、6分団16部12班に対し、水槽つきポンプ自動車1台、ポンプ自動車が6台、小型動力ポンプつき積載車が17台の合計24台を配備しております。

平成29年3月に施行された道路交通法の一部改正により準中型免許が新設されたことにより、普通免許で運転できる車両は、車両総重量3.5トン未満、最大積載量2トン未満となりました。この改正に伴い、町で所有する消防車両24台のうち、平成29年3月12日以降に普通免許を取得された方が運転することができない消防車両は、水槽つきポンプ自動車1台とポンプ自動車6台でございます。また、オートマチック車の車両台数は、現在10台でございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

次に、消防庁は、消防車の更新の際に、普通免許で乗れる小型車両の導入を検討することと呼びかけているかと思えます。また、オートマチック車限定の免許取得者が多くなる中で、消防自動車のマニュアル車両の運転ができない方も出てきているかと思えます。町では消防

自動車の更新計画が予定されていると思いますけれども、普通免許で乗れる小型車両の導入やオートマチック車の導入に対してはどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 消防車の更新に伴う車両の選定につきましては、消防団と構成部の意見を尊重し、消防委員会に諮問して、その答申を踏まえ車両を決定しております。平成15年度から平成29年度までの15年度間で14台の消防車を更新しましたが、うち7台は、ポンプ自動車から小型動力ポンプつき積載車へ変更しております。

町では、消防水利や道路状況を考慮し、普通免許で運転できる消防車を導入する方針ですが、消防署の位置が船子地先にあり、老川・西畑地区の消防活動には到達する時間もかかりますので、これらも考慮しながら、消防団と構成部の皆さんで十分協議していきたいと思っております。

また、オートマチック車の導入につきましては、平成22年度以降の更新車両は全てオートマチック車を配備しておりますので、今後も更新の際にはオートマチック車を導入する予定でおります。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。構成部もしくは消防団のご意見をいただきながら更新計画を立てていただいているということ、それからまた、オートマチック車を中心に更新をしていただいているということで、本当にありがたいと思っております。

その中で、小型車両という考え方の一つとしまして、大多喜町では道が狭いところも非常に多いかと思うんですが、以前に私、救急車の軽車両の導入を考えてみたらいかがでしょうかということでお話をさせていただいたこともあるかと思うんですが、消防車の軽車両というのも全国的には活用されているところも多いかと思っております。本町では、小型の軽車両での消防自動車という考え方というのは考えられないものなのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 消防車の中で軽車両を使っているのは、全国的には当然のようにございます。ただ一つ、軽車両につきましては、軽可搬等を積載した場合に乗車人員に制限があるということで、やはり現実といたしましては、消防の操法という消火活動は1人2人でできることではないと思っておりますので、そういったものを考えると、今導入しております小型動力ポンプつき積載車が妥当ではないのかなということ、町内に整備しておるところでございます。

また、消防団といろいろ協議していく中で、そういう要望等があるようであれば、それもまた検討していきたいというふうに思います。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。

それでは次に、自動車運転免許制度上の運転できる消防団員を確保するために、普通免許所持者の消防団員が消防車を運転するために準中型免許を取得してもらう場合、また現在、オートマチック車免許限定の方がマニュアル車を運転するような場合、免許の更新、変更をする場合なんですけれども、取得費用の補助金制度を創設して助成をしてはどうかと考えるところなんですけど、町としてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 消防車の運転につきましては、救急時の出動というのがございます。この場合、消防団員がふだんから運転しているような車両が理想だと考えております。ふだん乗りなれていない大きな車両を運転する場合は、車幅や内輪差に十分注意することが必要で、出動時の事故をなくす、安全な消防団活動を推進することが必要でございます。このため、消防団活動として、準中型免許を取得してまで活動していただくことより、普通免許で運転できる車両の整備に努めるほうが必要だと考えております。

しかしながら、ポンプ自動車は配備されている班につきましては、平成29年3月12日以降、普通免許を取得された消防団員は運転することができませんので、消防団員の免許の種類に気をつけ、必要に応じて補助金制度を創設したいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 本町と類似団体になると思うんですけれども、鋸南町さんでは、この助成制度を平成29年4月から、消防団準中型自動車等運転免許取得費補助金という形で交付制度を行っているところでございます。消防庁といたしましても、準中型免許取得の助成制度を設けた自治体に対し、本年度から金額の一部を交付税で財政支援を始めるということも報道がされているところではないかと思っております。

今、課長からご答弁をいただきましたように、実際、かなりの台数が更新と同時に小型車の消防車へと切りかえていただいているところでございますけれども、先ほどお話がありましたように、消防本部から離れた地域においては、大きめの消防自動車もまだ活用していただくという、この状況というのはしばらく続くのではないかと思っております。

そういった中におきまして、現在は免許を取っていただいている方というのは、ほとんど

の方が昔の免許で、消防自動車を普通に運転していただける方がほとんどだと思うんですけども、これから免許を取り、そしてまた消防団員さんになっていただくという方は、基本的にはほとんど小型の免許になってくると思うんですね。当然、乗れないという状況が起こると思います。

ですので、私としましては、ちょっと調べさせていただきましたところ、免許の取得をしたときによりまして、教習時間とかお金も若干違うようなんですけども、準中型免許に変える場合には、オートマの解除で約5万円ぐらい、それからAT車の準中型免許の取得などで約5万円前後のお金がかかるようです。また、教習所によりましても、その制度を扱っているところと扱っていないところがあるようなんですね。

ですから、できれば早目にこの制度を町として確立しておいていただきまして、新しく消防団員になられた方が、消防車を将来自分が運転することになったときのために免許を更新しておこうと思っていただける方がいたときに、助成をしていただいて取得しておいていただく、そういったものとなるとよろしいのかなというふうに考えます。お金の問題、それから教習所に通う時間の問題、それからお仕事とか、そういったような都合での計画もあるかと思うので、制度として設けておいていただき、その中で新しい消防団員さんが入ったときに、消防車の運転ということも考えながら免許のことも計画に入れていただくというか、考えていただく、強制ではないわけですけども、そういったものを準備しておくということも必要ではないかと思うんですが、改めていかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（西郡栄一君） 議員さんのおっしゃるとおり、準中型免許の取得に対する補助制度につきましては、県内で実施している自治体もございます。ほかにも何件かあろうかと思っております。また、国では特別交付税措置を講ずるといようなことで説明がされております。町においては、今のところ、消防団員の免許取得状況、これも全て確認をしているところでございます。

そういう中で、先ほども申しましたけれども、補助金制度というのが本当に必要だというような段階で、この制度について協議をしていきたいというふうに思っておりますので、今の段階ですぐにこの制度をつくるというようなことはございませんけれども、いずれ消防団のほうとも十分協議しながら、創設については考えていきたいというふうに思っております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。大多喜町では広い面積を有しておりまして、本当に

地域消防というのは重要な役割を担ってくださっていると思っております。その中で、消防活動のために免許を新たに取得していただくというような形が発生するような場合におきましては、できるだけ町のご支援をいただけるよう、また、そのときになって運転ができる人が少なくなってしまったということがないように、事前の早目の対策をご検討いただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、大綱2に移らせていただきます。地域集会所のバリアフリー化に対し補助金制度を創設することについてお伺いをさせていただきます。

近年、高齢化に伴い、トイレの洋式化を初め地域集会所の整備を求めのお声をいただいております。地域活動の拠点となる集会所のトイレの利便性が向上しますと、子供や女性、高齢者などの地域コミュニティーの充実に寄与することが考えられます。地域防災の拠点として活用する場合もあるかもしれません。各地域で独自に整備ができればよいわけですが、世帯数の減少などもあり、地域における財政状況も十分確保できるところばかりではないのではないかと思うところでございます。

そこで、地域集会所のバリアフリー化事業として、地域にて集会所を改修、修繕する場合に、1、洋式便器への取りかえ費用、2、上記に伴う電気、給排水、必要最低限の床、壁の一部改修費用、3、トイレを含む集会所内外のスロープや手すり等の設置費用等に町からの補助金を交付して、地域集会所の整備をしてはどうかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 地域集会所のバリアフリー化事業について、企画課からお答えをさせていただきます。

地域の集会施設の新築、増築、改修につきましては、地域社会における触れ合いある生活を育成することを目的に、大多喜町コミュニティ育成事業補助金交付要綱により対応させていただいております。

ご質問のありましたバリアフリー化事業については、この要綱に定める改修事業に該当すると思われまます。ご承知のように、この要綱では、集会施設の新築については、補助対象経費の30パーセント以内の補助率で、限度額を1件につき500万円としております。また、増築及び改修につきましては、補助対象経費の30パーセント以内の補助率とし、限度額を1件につき100万円以内としております。なお、増築及び改修事業につきましては、補助対象経費が1件につき100万円以上の事業について補助対象とさせていただきます。

過去10年間の改修事業の状況を見ますと、8件の改修事業の実績があり、事業費の平均は190万円となっております。これら改修事業の内容は、屋根がえ及び外壁修理が6件、合併処理浄化槽の設置を含むトイレ改修工事が2件となっており、地域集会所において一定規模以上の改修事業に対して、負担の軽減を含め助成している状況です。

このような中で、現状の助成制度に対する集会所等を管理する各地区の区長さんからも、100万円以下のバリアフリー化を含む改修事業に対する助成事業の要望等も現在特にはございませんので、現状の基準どおり、100万円以上の改修事業について、コミュニティ育成事業補助金交付要綱の制度により補助対象とすることとして対応していきたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 今、課長さんがおっしゃられましたように、大多喜町のコミュニティ育成事業補助金制度は、事業費が100万円以下の場合には対象外となっているかと思えます。お元気なころというのは洋式トイレに抵抗のあった方も、足腰の衰えの中で考えが変わられてきているようなこともあるようでございます。

大多喜町コミュニティ育成事業補助金事業という形とは別に、地域集会所バリアフリー化事業として、100万円以下のこういった改修等について助成制度を新たに設ける、もしくはコミュニティ事業の中でのバリアフリー化事業として、100万円以下の事業に対しても再度創設をしてみてもどうかと考えるところでございます。

区のほうから上がってきていないということで、今ご答弁があったところなんですけど、実際、私のところにお声をいただきますのは、どちらかといいますと、女性の方ですとかご高齢の方が多かなというふうに感じております。なかなか区のほうへは話しづらいという、また、お金のかかることなので話しづらいというようなお声をいただきまして、私もちょっと町のほうを調べさせていただきましたところ、町としてのコミュニティ育成事業があったわけなんですけど、100万円以下の部分が対象外になっていたということで、トイレ、今、私が申し上げたぐらいの工事ですと100万円以下ぐらいかと思うんですね。ですが、最近、先ほども申し上げましたように、地域の世帯数の減少などによりまして、地域での予算というものもなかなか厳しくなっている。そして、そこからこの事業を行うために支出をしていただきたいと思っても、ご高齢者世帯が多くてなかなか難しいということの中で、お声がけができない、話を進めることができないといった部分もあるかと思っております。

今回、各集会所の改修や修繕の希望を町のほうでとっていただいて、長期という形じゃな

くても、例えば何年かというような助成の期間を区切った形の中として、この事業を実施するというを考えていただくことはできないものかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） ただいまご質問のありました、なかなか実際に利用されている女性の方とか高齢者の方からはお話が上げられないというようなお話もございました。そういった中で、町のほうから逆に、そういった修繕の希望とかをとってはどうかというようなお話がございました。

先ほどお話ししましたが、この制度については、長く修繕、修理、そういった改修工事についての対応としてきたわけなんですけれども、今、一般家庭においては、こういったリフォームの改修工事、特にバリアフリーとかも含んだ中で、20万円以上の事業を実施した場合には対象としているというようなところもございます。

そういった考え方からいきますと、一般家庭で20万円以上、区の集会所あたりも100万円というような、そういった基準があるわけなんですけれども、郡内、また近隣のこういったものの改修工事等の基準等を見ますと、さまざまな基準になっておるようです。

今後、調査するかどうか、また区長会のほうにもそういった投げかけをしてみて、お話を聞きながら進めていければというふうに思います。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ぜひお願いいたしたいと思います。各区で区の行事等でお使いいただいている方からもお声をいただいているところがございますけれども、また今、町では高齢者の健康増進ということで、区の宿のほうをお借りしながら進めさせていただいているところもあるかと思えます。そういった場合にも、お年寄りの方も多くの方が集まってきていただいております。また、この事業が少しでも広まっていくために、区等をお借りしたいというお声もある中で、やはりトイレが問題なところもあるのよねというようなお声も聞いているところもございますので、ぜひまた役場のほうから区へと働きかけをしていただきながら、もしよろしければ、この機会に各集会所の整備などもしていただくことができればありがたいのかなと思うところがございます。

地域人口の減少が進む中、コミュニティーの運営も厳しくなっております。今後、生じるであろう地域のさまざまな課題に対しましても、町のより一層のご支援をお願い申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

一般質問の途中でございますが、ここでしばらく休憩いたします。

（午前 11 時 02 分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 15 分）

◇ 渡 辺 善 男 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、3番渡辺善男君の一般質問を行います。

3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 3番の渡辺善男でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の質問事項は、地域資源を活用した観光まちづくり事業の推進についてでございます。

6つの小項目に分けて順次質問させていただきますので、明快な答弁をお願いいたします。

昨年5月30日に、「古民家を活用した観光まちづくりシンポジウム」が大多喜町中央公民館において開催されました。このシンポジウムでは、大多喜町にも多く存在する古民家を活用し、新たな事業を起業し、地域の活性化につなげようという目的で、県内外から古民家に興味のある方々が多数参加されました。

本町でも、古民家に付加価値をつけることで町の活性化につなげるため、古民家再生や活用事業を積極的に展開し、新たな観光地づくりを進めたいとの考え方を示されておりました。古民家に限らず、既存の地域資源をブラッシュアップして観光まちづくりに活用することは大いに意義あることと、その推進が強く求められていると認識しております。

そこでお伺いいたします。

その後、古民家を活用したまちづくりの計画推進はありますか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 古民家を活用したまちづくりの計画推進はあるかのご質問に対しまして、企画課からお答えをさせていただきます。

昨年5月30日に開催をされましたシンポジウムは、株式会社千葉銀行、株式会社ちばぎん総合研究所及び大多喜町の3者の共催によりまして開催をさせていただきました。シンポ

ジウムの開催に当たりましては、県内外より古民家に対し関心のある多くの皆さんのご参加をいただき開催され、古民家の活用事例の紹介や取り組みについての事例発表等がありました。

町内の古民家につきましては、町の独自の調査では、町内には約230軒の古民家が現存しており、うち50軒が空き家になっているという状況でございました。空き家の増加により、貴重な古民家等が失われるおそれもあることから、現在、これら空き家の所有者に対しまして売却や賃貸の意向確認を進め、観光資源としての活用も検討をしているところでございます。

町内には、大多喜城、古民家が残る城下町、関東一遅い紅葉が望める養老溪谷、その他多くの歴史と自然が存在しております。これらの地域資源を活用した観光まちづくりの事業の計画推進は、今後必要であるものと考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

古民家の活用、そして賃貸、売却、さまざまなケースが想定されますけれども、価値を下げないように努めることが大事と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 現状での古民家の活用につきましては、空き家となっている物件が主に対象となるものと思います。その際には、該当となる建物のこれまでの管理状況によっては、大規模なリフォーム等が必要となる場合もあると思われませんが、古民家本来のつくりを残しつつ、現代の生活様式にも対応したものでなければならないというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

次に移ります。

本町では、房総の小江戸大多喜をテーマに町並み整備事業を推進してきたところですが、ここに来て整備事業の件数も減少し、また、先ほどの麻生議員への答弁にもございました28年度、29年度は一件もなかったということでございますが、商店街においても閉店が進んでいる現状、再度予算を増額して、城下としての環境整備を促進する考えがあるか、お伺いします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） それでは、ただいまのご質問に対し、産業振興課よりお答えさせていただきます。

渡辺議員のおっしゃるとおり、房総の小江戸大多喜をテーマとした町並み整備事業は件数も減少し、商店街においては閉店する店舗が増加しており、深刻な状況であると認識しております。

町並み整備事業につきましては、麻生剛議員の一般質問の中でお答えしましたとおり、平成28年度と平成29年度におきましては、町並み整備事業の補助金の利用がなく、房総の小江戸としての整備が行えておりません。

そのため、現在、町並み整備の状況に対するご意見や今後補助金を利用する考えはあるか、あるいは空き店舗等を貸す考えはあるかなどについて、地域住民の意向を調べるなどして、それらの結果を踏まえた上で、今後の町並み整備事業や商店街の振興、活性化のための事業を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

これまで整備した施設の経年劣化も見受けられるように感じます。その対処、対応をどう考えているか、お伺いします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 経年劣化が見られるものに対する対処、対応をどうするかというご質問でございますが、町で整備したもので修繕等が必要なものにつきましては、状態や費用を考慮し、計画的に修繕できるよう対応していきたいと考えております。また、個人の方針で整備をいただいたものについては、その所有者に直接に維持管理を行っていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。商店街を歩いていて一番気になる、観光客の皆さんも恐らく同じ感じ方だと思いますけれども、特に塗装関係が、道路のところに色をつけたところ等ありますけれども、そういったところは特に目立つと思いますので、前向きにご検討いただけたらと思っております。

それでは次に移ります。

来訪者が増加している大多喜城周辺を今よりも範囲を拡大して整備する考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） ただいまのご質問に対し、産業振興課よりお答えさせていただきます。

現在、大多喜城周辺には、町営駐車場、観光物産センター、公衆トイレ、二之丸公園、大多喜水道跡、大多喜高校内にある大井戸、薬医門、また、町営駐車場とお城をつなぐ道路、お城と大多喜高校をつなぐ道など、観光施設や観光資源があり、大多喜城を訪れた観光客が見学や利用をしております。

今後、観光客の誘客事業や、これまで以上にテレビ、雑誌等のメディアに取り上げられるなど、何らかの要因によりまして大多喜城を訪れる観光客が急増するようなことが見込まれる場合には、現在の観光施設では対応し切れないことが考えられます。特に、駐車場やトイレは、数の不足や整備が十分でない部分もあると思われまますので、改修や拡張あるいは周辺の整備などの対応が必要になると考えております。

しかしながら、現状では、観光客の求めるニーズに対応できるよう、現在ある観光施設や観光資源の充実を図ることを進め、必要があれば周辺の整備等も考えたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

各地のテーマパーク等を見ていますと、本当に最近大型化をしてきているというふうに感じております。大多喜の場合、シンボルの大多喜城を核として、城下一帯をテーマパーク化するような大きな構想が必要ではないかというふうに感じていますが、いかがですか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 大多喜城を核として城下一帯をテーマパーク化する大きな構想が必要ではないかというご質問でございますが、全国の集客力のある観光施設を見ますと、大型化したテーマパークが多いことから、渡辺議員のおっしゃるとおり、大多喜城を核として城下一帯を魅力あるテーマパークにすることで、観光客も増加し、商店街や地域の振興につながると思われますが、現時点では、大多喜城周辺や城下の町並み、養老溪谷やたけゆらの里など、町内には幾つもの観光施設や観光地があることから、これらをより魅力あるものにブラッシュアップし、大多喜町全体が魅力を感じるような観光地となるような施策の進め

方が必要ではないかと考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

かつて大多喜城は、月1万5,000人の延べ年間18万人ぐらいが来ていたというふうに、私の記憶のイメージでは思っております。

一旦落ち込んだものが、最近、長年のネックになっていた旧江澤商店さんのところの踏切が改修されたり、また、その後の大多喜高校入り口も改修されたりということで、徐々に観光バスとか復活してきているように感じております。実際に数字はつかんでおりませんが、こういうときだからこそ、本当に大多喜城を中心とした整備というのが必要ではないかと思っておりますので、ぜひご検討いただけたらと思います。

今度はソフト面で、まちづくりの主体は当然住民です。改めて住民と協働で町並み整備をしていこうという機運の高揚とか、また、動機づけというのが必要ではないかと思っておりますが、いかがですか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） まちづくりにつきましては、渡辺議員のおっしゃるとおり、その地域に暮らす住民が主役、主体となり行うことが必要と感じております。

城下のまちづくり、町並み整備事業は、平成12年から国の補助金を利用して整備を進め、国の補助金が終了した平成21年度で一旦終了しました。その後、平成24年度から町単独の補助事業として整備を進めておりますが、平成28年度と29年度については補助金の利用がありませんでした。

この原因は、渡辺議員のご指摘のとおり、住民との協働で整備していこうという機運、動機づけが欠けていたようにも感じておりますので、前のご質問の中でも答弁いたしました。住民の意向を調べるなどして、現状として最も適切な住民との協働や動機づけの方向を見つけ、今後のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

次に移ります。

本町では現在、本多忠勝・忠朝を大河ドラマにということ掲げて誘致を推進しているところでございます。このドラマ化の実現を見据えて、今から受け入れ体制の整備を計画的に

進めたほうがよいと思っております。両方を一緒に同時進行で進めたほうがよいのではないかと考えておりますが、いかがですか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） それでは、ただいまのご質問に対しまして、産業振興課よりお答えさせていただきます。

本町では、平成21年から本多忠勝・忠朝のNHK大河ドラマ化を目指し活動を行っており、こととして10年目を迎え、活動が長期化しておりますが、今後もドラマ化を目指し、引き続き誘致活動を続けていく考えでございます。

そのため、今後、もし本多忠勝・忠朝が大河ドラマに決定した場合は、間違いなく大多喜町を訪れる観光客は大幅に増加すると思われま。特に、大多喜城や城下商店街の町並みには観光客が集中することが予想され、駐車場、トイレ、飲食する場所等が不足するものと思われ、それに対応するには、当然時間や費用も必要となることから、ドラマ化の実現を見据えた対応が必要と思われま。現状では、観光客が求めるニーズに対応できるよう、現在ある観光施設や観光資源をより充実したものとすることをできるところから進めたいと考えております。

また、これまでに大河ドラマを誘致した自治体でどのような受け入れ体制をとったのかの確認や、本町の大河ドラマの誘致実行委員会の意見を聞くなどして、ドラマ化が実現した際にはどのような準備が必要となるかについては、今から調べておきたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。大河ドラマ誘致については、執行部を初め、また答弁の中にもありました誘致実行委員会の皆さん方が本当に一生懸命やっただいて、長年積み重ねてきているというふうに認識しております。

先ほども言いましたように、それを後押しする意味でも、もう既に決まる前からこういうふうに動いているということも、やっぱりインパクトのあることではないかなと思ひますので、ぜひ検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に移ります。

本町の観光振興に対する方針をまとめたビジョン策定が必要と思ひますが、計画はあるかお伺ひいたします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） それでは、ただいまのご質問に対して産業振興課よりお答え

させていただきます。

渡辺議員のご指摘のとおり、観光振興に対する方針をまとめたビジョン、計画が必要と考えておりますが、現在そのようなビジョンや計画はございません。しかしながら、町第3次総合計画で示した基本指針や施策等を効果的、ポイント的に推進する上で、また事務を進める上での指標ともなることから、町の観光施策の基本となる計画を策定する必要性があると考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

どの事業でも見通しというものが本当に大事だと思います。今はできなくても見通しを示すことで安心する、また住民に理解を得られるということも本当に多いと感じております。総合計画、また基本計画、実施計画を踏まえた観光振興に特化した、関係者と共有できるビジョンの策定、また、アクションプランというものの作成が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（西川栄一君） 総合計画や基本計画、実施計画を踏まえた観光振興に特化した関係者と共有できるビジョンの策定とアクションプランの作成が必要というご質問でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、観光振興に特化した観光施策の基本となる計画は必要と考えております。

ただし、計画の策定に当たりましては、関係団体等の協議や調整に時間を要することが考えられ、また、職員や予算も限られた中で対応する必要がありますので、策定に係る事務量や費用、人員がどれくらい必要となるのか等を調べ、計画の策定のスケジュール等を今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

私が申し上げたいのは、大がかりな冊子とか、お金をかけて分厚いものをつくるとか、そういうものはイメージしておりません。A3判1枚ぺらでもいいと思っておりますけれども、その考え方、こういうふうに進んでいくんだという、それを担当課、関係者が共有する、道しるべとして共有するということが大事ではないかと。計画をつくるのが目的ではなくて、計画

はあくまでも手段、目的は観光を振興させる、みんなで振興させていくという、その道しるべとして、何かあかしが必要ではないかということをお述べておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に移ります。

大多喜町版DMO（観光地経営組織）の設立による観光まちづくりの推進を目指す考えはあるか、お伺いたします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） DMOの設立による観光まちづくりの推進を目指す考えはあるかとのご質問に対しまして、企画課のほうからお答えをさせていただきます。

DMOは、観光物件、自然、食、芸術・芸能や風習等、地域にある観光資源に精通し、地域と協働して観光地域づくりを行う法人のことをいいますが、地域の形成、確立の必要については、これまでの観光地域づくりの課題として3つの問題が挙げられております。1点目といたしましては関係者の巻き込みが不十分であったこと、2つ目はデータの収集・分析が不十分であったこと、3つ目として民間的手法の導入が不十分であったことなどにより、観光地域づくりが進んでいなかったこととされております。

現在、国土交通省、官公庁では、地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行うかじ取り役として、日本版DMOを全国各地で設立または設立に向けた支援の推進が図られております。

具体的には、観光に関する専門職員によるマーケティングやプロモーション、会議、イベント誘致のほか、地域ビジネスの支援、地域イベントやツアーの開発、地域の観光人材の育成などの役割が求められております。

房総の小江戸大多喜をテーマにした町並み整備事業や、大多喜城に関する歴史的資源等を活用した観光まちづくりを推進する上でも、大多喜版DMOの設立は、現状の大多喜町に必要なものであるというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

新たな組織を立ち上げる場合、留意点として、現存する団体との役割分担をどのように整理するかという疑問を投げかけられる場合が多々あります。本町においても既に観光関連団体が多く存在しますが、もし設立を促す場合、どのような位置づけを考えているのか、お伺いたします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 先ほどDMOの目的や役割について説明させていただきましたが、DMOは、観光地域づくりを行うに当たり、地域住民、商工業者、宿泊業者、農林業者、飲食店業者、交通事業者や行政等の多様な関係者との連携を図ることにより、合意形成、各種データ等の継続的な収集、分析や、関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整、仕組みづくり等を担うこと及び観光地域づくりのため一事業体として個別に実施する事業等が大きな役割となっております。

このため、行政が立ち入ることができない観光経営の部分について、現在の観光関連団体がそれぞれに実施している活動を取りまとめることにより、戦略に基づく一元的な情報発信やプロモーションにより多くの観光客を呼び込み、観光による地方創生を図っていこうとするものとなります。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 私もよく言われることが多いんですけども、自分の地元でもいろんな団体ができているわけなんですけれども、たまに投げかけられるのが、もっと整理して1つにまとめられないのかと、そういったことも多く言われることがございます。

ただ、それぞれアイデア、思いがあって、いろんな役割分担というのがないと認識しています。その辺のところを、先ほども申し上げましたけれども、機動的な組織を立ち上げていく、時流に乗ったものをつくっていくということは、非常にいいことだと感じますけれども、これまでの団体との調整、また、それを一くりにする位置づけとか、その辺のところを十分に留意していただけたらというふうに感じております。誠意ある各ご答弁、ありがとうございました。

大多喜町第3次総合計画と前期基本計画、第3次実施計画には、多くの事務事業が盛り込まれており、質問申し上げます。その着実な推進を図るためには、やっぱり推進プランというものは、どんな形であれ必要かと感じております。

私は、地方にとっては、これはもうずっと前から言われていたことですが、3K、観光、環境、教育というのが地方を支える柱になるということは、もう20年以上も前から言われてきたことです。その辺のところを十分に理解してもらいたい。

それと、もう一つ気をつけてほしいことは、いろんなことを進めていくわけなんですけど、ご存じの方もあられるかも知れません。手段の目的化現象というのがあります。手段をやっていることでもう満足というか、これでもう仕事が終わったというような感じを持ってしまう。

陥りやすいところです。あくまでも手段は手段、目的はその先にあるんだということを意識して、事務事業を進めていただけたらというふうに感じております。

それを申し上げて私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。

（午前 11時43分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◇ 吉 野 一 男 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、9番吉野一男君の一般質問を行います。

○9番（吉野一男君） 9番吉野一男でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

今回は、大多喜老人福祉センターの今後の見通しについて質問させていただきますので、誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

大多喜老人福祉センターは、夷隅郡市広域市町村圏事務組合が発足し、初めに取り組んだ事業で、長い間、地域社会のためにご尽力されたお年寄りの方々に感謝の意を込め、これからも長生きしていただくという趣旨に基づき建設されたものと聞いております。このような趣旨のもと、現在でもお年寄りを初め多くの皆さんが利用し、喜ばれている施設であります。

ところが、昨年6月に開催された議員全員協議会では、施設の所有者である夷隅郡市広域市町村圏事務組合では、今年度をもって大多喜町への施設の譲渡または取り壊しを考えているとの説明がありました。

そこで、老人福祉センターの今後について、次の点についてお伺いします。

現状でも多くの方々が活用していると思われる老人福祉センターの利用団体、利用人数、市町別の利用状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に対し、健康福祉課からお答えさせていた

できます。

まず、老人福祉センターの利用団体とのご質問であります、利用団体の主な行事についてもお答えさせていただきます。

主な利用団体としましては、指定管理を受けている社会福祉協議会以外に老人クラブ連合会、各地区老人クラブ、身体障害者福祉会、ゲートボール関係団体、カラオケ愛好会、手をつなぐ親の会、大多喜町商工会、安全運転管理者協議会、大多喜町消防団、役場関係などがございます。

行事といたしましては、心配ごと相談、行政相談、ぬくもり給食会、おもいやり給食会、老人クラブ演芸大会、身体障害者福祉会行事、消防団新年祝賀会、介護予防教室、大人の脳トレ教室、民生・児童委員協議会及びその関係団体の会議、研修会が主な行事内容となっています。

次に、利用人数につきましては、平成29年度実績といたしまして、社会福祉協議会関係行事で1,576人、老人クラブ行事で478人、身体障害者福祉会関係行事で181人、ゲートボール関係行事で391人、一般利用1,102人、役場関係行事で1,977人であり、平成29年度利用者総数は5,705人という実績となっています。

市町別の利用状況につきましては、大多喜町5,477人で96パーセント、いすみ市139人で2.4パーセント、勝浦市26人で0.5パーセント、御宿町38人で0.7パーセント、圏域外利用25人で0.4パーセントという状況でございます。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 答弁ありがとうございました。

ただいまの答弁の中にありましたように、老人福祉センターの市町別利用状況では、全体の利用者総数5,705人のうち、大多喜町が5,477人で、全体のご利用者の96パーセントを占めているということは、大多喜町にとっては大変重要な施設であるということがわかると同時に、大多喜町には他の市町村にはない施設があるということで、非常に恵まれているということも言えるのではないかと思います。

現状の利用者数は5,705人とのことですが、ここ数年の利用者数の推移はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ここ数年の利用者数についてお答えさせていただきます。

老人福祉センターは、施設のオープン以来、年間最大利用者は平成元年度の1万5,766人

で、それ以降については、平成10年度に1万1,278人、平成20年度には6,854人と減少をたどり、平成25年度には5,386人、平成26年度が6,998人、平成27年度が6,517人、平成28年度が5,972人、平成29年度が5,705人と、年々減少傾向となっている状況でございます。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） ありがとうございます。

ただいま年度ごとの利用者数の説明がありましたが、これはやはり人口減少と比例して利用者数も減少しているような感じがいたしますが、この利用者数の減少している要因としては、どのようなことが考えられると思いますか。お伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 利用者数の減少要因についてお答えさせていただきます。

一番の減少要因は、老人クラブ会員数の減少ではないかと考えられます。年々高齢化率は上昇しているものの、実際の会員数は減少している状況です。過去の老人クラブ数は、資料として残っているもので、平成18年度が29クラブで会員数980人でありましたが、現在では9クラブで会員数224人となっている状況です。

会員数の減少により、当然、活動自体も減少します。このため、ゲートボールなどの活動や大会も大きく減少しているためではないかと考えられます。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） ありがとうございます。

それでは、老人クラブのクラブ数が減少した理由についてお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 老人クラブの団体を維持していくためには、会長を初め、会の役員を選出することが必要となると思われませんが、特に、会の現金を預かる会計については、選出が難しいというふうに伺っております。そのため解散を選択されていると考えられます。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） ありがとうございます。

減少の理由についてなんですけれども、ただいま課長のほうから答弁がありまして、老人クラブというのはお年寄りがやっていますので、実際的に長副役員はおりますけれども、役員のほうで、会長は別としても、会計をやる方がだんだん、年寄りですのでできないということで、多分、そういうことで会員が少なくなっていると思います。

そういう点で、補助金申請を出すわけですので、そういう会計の報告をきちっとしないといけないと思うんですけども、できればそういうものを割愛するなり、そういう方向でもっていけば、多少、老人クラブも存続できるんじゃないかと思います。これは今後の検討としてよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次の項目に移ります。

大多喜町社会福祉協議会は、大多喜町老人福祉センター内に事務所を構え、各事業を展開しておりますが、近隣の社会福祉協議会はどこに事務所を設置して活動しているのか、お伺ひいたします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 近隣の社会福祉協議会事務所の設置場所とのご質問でございますが、夷隅管内の状況から申しますと、いすみ市では公民館内、勝浦市では保健福祉センター内、御宿町では地域福祉センター内へ、それぞれ設置されている状況であります。

県内54市町村全体では、保健センターや保健福祉センター内の設置が11カ所、福祉センターや社会福祉会館設置が29カ所、市町村庁舎及び分室などへの設置が7カ所、公民館及び市民センター内設置が4カ所であり、老人福祉センター内設置は大多喜町を含めて3カ所でございます。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 大変ありがとうございました。

老人福祉センターは、社会福祉協議会による指定管理により施設の維持管理を行っておりますが、老人福祉センターの運営に係る維持管理や経費負担についてはどのようになっているのか、わかる範囲内で結構ですのでお伺ひいたします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 老人福祉センターの維持管理につきましては、夷隅郡市広域市町村圏事務組合と指定管理者である大多喜町社会福祉協議会との間で、老人福祉センターの管理に関する基本協定書を締結し、老人福祉センターの管理及び運営に関する業務内容を定めています。

その中では、管理業務に必要な費用負担は、指定管理者である社会福祉協議会が負担することとなり、主な費用は人件費や光熱水費などとなります。また、管理業務によって生ずる施設使用料などの収入は社会福祉協議会の収入となります。なお、建物や備品などの管理物件に要する費用は、広域市町村圏事務組合が負担するものとしております。ただし、簡易な修

繕費などについては社会福祉協議会の負担となっています。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） ありがとうございます。

経費の負担区分についてはわかりましたが、最近の広域が負担した費用はどのくらいになるのか、また、社会福祉協議会は使用料等の収入で経費を賄っているのか、お伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 最近の広域の費用負担につきましては、平成26年度に46万円、平成27年度の支出はございません。平成28年度に40万7,000円、平成29年度に122万円の実績で、平成30年度には128万3,000円の予算計上があります。

次に、社会福祉協議会の福祉センター運営に関する収支についてですが、平成28年度実績では、管理業務により生ずる収入が357万2,000円に対し、人件費や光熱水費などの維持管理费用で1,017万1,000円となり、不足する金額については大多喜町の一般会計で助成している状況にあります。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） ご答弁ありがとうございます。

次の項目に移ります。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合では指定管理を継続しないとのことですが、現在、老人福祉センターで行われています各種事業等はどのように実施していくのか、代替施設等を考えているのかをお伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 老人福祉センター施設に関するご質問でございますので、企画課からお答えをさせていただきます。

老人福祉センターは、夷隅郡市広域市町村圏事務組合が大多喜町社会福祉協議会を指定管理者として指定しております。この指定管理期間の5年間で今年をもって終了となります。吉野議員からの質問要旨の中でお話がありましたように、夷隅郡市広域市町村圏事務組合では、指定管理の終了に合わせまして、組合としての管理も終了したいとの方針のようです。

このような方針となった理由につきましては、現状の施設の利用状況や施設の老朽化が挙げられるようでございます。現在、老人福祉センターでは、先ほど健康福祉課長からお話が

ありましたように、町内の住民を中心に各種団体等によるボランティア活動、会議や研修会等で施設を利用しております。さらに、社会福祉協議会は老人福祉センターを活動拠点の事務所として、町の委託事業等を初め各種事業を展開しているところです。

このような中で、現状の老人福祉センターは昭和49年9月に建築され、平成3年11月には屋根防水、外壁改修、内装改修等の大規模改修工事が行われ、建築後44年が経過しようとしております。

施設の老朽化により取り壊しとなる場合には、当然、代替施設も考えていかなければならないため、あらゆる可能性を模索し、早急に判断をしていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） ありがとうございます。

ただいま課長から答弁ありましたとおり、あらゆる可能性を模索して、早急に判断していきたいということですので、今年度中ということでは全員協議会でも話がありましたけれども、今年度中というとは何月ごろを予定しているのか、決断をするか、お答え願いたいと思います。わかる範囲でいいです。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 今年度中ということですので、3月までにはその方針は示していければというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 課長について、月まではちょっと設定できないと思うんですけども、今年度中ということで解釈していきたいと思います。ありがとうございます。

現在の老人福祉センターを継続しないこととなった場合には、新たに老人福祉センター的な機能を持った施設等を検討するのかどうか、お伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 企画課長。

○企画課長（米本和弘君） 先ほどの答弁の中でも説明をさせていただきましたが、老人福祉センター施設の継続をしなくなった場合には、現在の町有施設への機能の分散や代替施設の確保等について、あらゆる可能性を模索し、老人福祉センターのあり方等について今後協議してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 答弁ありがとうございます。

答弁の中でもありましたが、これからの老人福祉センターのあり方等について、あらゆる可能性を模索し、協議してまいりたいとありますが、最後に町長にお伺いいたします。

現在の老人福祉センターについては、これからも今のままの継続が一番望ましいものと思いますが、老朽化により取り壊しとなった場合には代替施設の整備が可能かどうか、お伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 吉野議員のご質問でございますけれども、代替施設は可能かどうかということでございますが、さきの全員協議会でもお話しいたしましたように、広域市町村圏事務組合のほうでは、今年度をもって指定管理は終了したいということは、さっき説明がありましたように、施設の老朽化ということで、これから大規模改修というものが想定されるということが1つ、そういうことと、老人福祉センターの使命がもう既に終わったということの2点の中で、管理者会議の中で、これはもう今年度をもって終わりにしたいと、これは5年契約の最終年度になるわけですね。そういうことで昨年通告をされてきているところでございます。

ですから、先ほど答弁にもありましたが、いつごろまでにある程度方向性を出すのかということになりますと、今年度という話ではなくて、もう既に関係者協議を進めているところでございます。それで、町で考えていることは、施設はどこかに移せるものはなるべく移したいと。しかし、どうしても必要なものはつくらなければならないということで、必要最低限の経費の中で、やはり代替施設をつくっていかねばならないというふうに考えております。

そこで、今、関係者会議の中でもそれぞれ各課で詰めております。それで、今の施設を代替できる施設はどこにあるか、それは無理であろうと、いろいろ今詰めておまして、また、町にあるいろんな施設を展開しておまして、そういう集約化も含めて考えていきますと、あの施設はやはり解体をしていただくことのほうがいいかなと。原形に復すというのが基本原則でございますので、ただで私どもにいただきますと、これから大規模改修が待っております。もう既に年数も経過しておりますので、考え方としては解体ということの中で、あらゆる方法で、できるだけ経費のかからない中で何とか進めようということで、関係課の協議の中でも今洗い出ししてございますので、どの程度のものが必要で、どの程度のものが移動できるかということをお話ししているところでございますので、年度内ということではなくて、早い時期にまた議会のほうに報告して、方向を出してまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） ありがとうございます。

今、町長の答弁にありましたけれども、大多喜町への施設の譲渡または取り壊しを考えているとの説明がありましたが、その場合、当然、夷隅郡市広域市町村圏事務組合では、取り壊しをし、原状回復ということで進んでいるということによろしいですか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 基本的には、土地は町のものですけれども、施設は広域市町村圏のものでございます。ですから、契約を終わって、指定管理もしないということになれば、使命が終わりますので、それを残されたのでは我々は困るわけで、それはまたこれから管理者会議の中でお話をしますが、基本的には解体して原形に復すというのが基本であろうと思います。

先ほど申しましたように、広域のほうも、これから、もう44年経過しておりますので、大規模改修というのは老朽化の中で想定されますので、基本的に皆さんの考えていることは、解体までという考え方を持っているようでございますが、これからまた詰めてまいります。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） ありがとうございます。各質問に対して誠意ある答弁をありがとうございました。丁寧な答弁、ありがとうございました。

老人福祉センターは、大多喜町の老人福祉にとって大切な施設であり、これからの高齢化社会になくってはならない重要なものであると思います。今後の老人福祉センターのあり方等について、関係者や利用者等の意見を十分反映させていただいて、協議していくことをお約束いただき、以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で、吉野一男君の一般質問を終了します。

◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（野村賢一君） 次に、1番野中眞弓君の一般質問を行います。

○1番（野中眞弓君） 1番野中眞弓です。2点にわたって一般質問を行います。

まず1点目ですが、保育園の給食費の無料化についてお伺いいたします。

この4月から小学校でも給食費の無料化が始まりました。県下初の小・中学校給食の完全無料化が実現しました。子育て家族には特に喜ばれています。これは大いに評価することで

す。

しかし、その前段階の保育園についてはまだ手つかずです。少子化が問題化され、今、働き手不足が大きな社会問題となっています。子育ては各家庭の個人的な事柄でなく、社会全体で担うべき事柄です。最終的には保育料の無料化を求めますが、喫緊の課題として保育園の給食費の無料化を求め、以下お伺いいたします。

1つ目ですが、保育園では給食費として集めていないことは承知しております。給食費に当たる額はどのくらいでしょうか。1人当たりになると幾らほどになるのでしょうか。何か、保育料ってすごく複雑だと思うんですけども、よろしくお願ひします。

○議長（野村賢一君） 教育課長補佐。

○教育課長補佐（高松 浩君） 保育園の給食費の総額と1人当たりの給食費は幾らかというご質問に、教育課から平成28年度の実績によりお答えさせていただきます。

人件費、光熱水費等を除く賄材料費だけの総額は1,525万5,810円、それで5万1,307食を提供してきております。園児の数は年間を通じて変動しますが、平均すると208人となり、おやつを含む1人当たりの年額は7万3,345円となります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） ありがとうございます。

給食費の中の賄い費、ほぼ1,525万、これを小・中学校同様無料化にする考えはありますか。

○議長（野村賢一君） 教育課長補佐。

○教育課長補佐（高松 浩君） 保育料の中には、先ほどお答えしました給食分も含まれております。国の方針では、来年10月から幼児教育及び保育の無償化ということで、3歳から5歳までの子供全てと、ゼロ歳から2歳までは世帯の所得に応じて対処するよう検討されているようですので、町としては、その制度改正に合わせた対応をしていきたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 私もそれはすっかり忘れておりました。ただ、この問題については、消費税を10パーセントに上げることと引きかえで、これは非常な社会問題になると思うんですね。消費税を10パーセントにする、しないというのは、今はちょっと沈着化していますけれども、絶対問題になるはずだと思うんです。そういう事態に陥ったとき、やはり給食費部

分については考慮していただきたいなと思います。

次にいきます。

3歳児以上の給食は、給食として出されるのは副食だけで、主食はお弁当箱に入れて各自が持参することになっています。この主食部分も給食として提供する考えはないでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長補佐。

○教育課長補佐（高松 浩君） この件につきましても、来年10月からの国の制度改正時に合わせて対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと存じます。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） そうすると、消費税のことはこっちに置いておいて、もしも無料化が始まったら、お弁当を持っていかなくてもいいということになりますね。お弁当箱に入れて主食を持っていかなくてもいいというふうにお答えになったととってよろしいですか。

○議長（野村賢一君） 教育課長補佐。

○教育課長補佐（高松 浩君） そちらの内容につきましても、来年10月からの国の改正時に合わせて検討して考えていきたいということでおります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） そうすると、まだその辺については約束はしていただけないということですね。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） とりあえず今答えていただきましたので、その辺は国の制度が本当に確定をした段階で、我々も答えていきたいと思しますので、その辺はひとつ、国の制度が決まるまで、ちょっとお待ちいただければと思います。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 国の制度が決まる、決まらないにかかわらず、どうして主食も給食に入れてほしいか訴えさせていただきます。2点あります。

1つは食育の立場からです。温かいご飯は本当においしいです。もうご存じだと思いますけれども、今の季節、子供たちは冷たいご飯を食べています。11月の末ぐらいから寒くなった段階で、お弁当温め機に入れて温かいご飯を食べるということなんですけれども、2歳児まではつぐみの森なんですけど、炊飯器で炊いたほかほかのご飯を給食で食べているんですね。3歳になると冷や飯になるわけです。私たちが普通、家で食べるときは、炊飯器で保温して

温かいご飯を食べるのが当たり前という中で、やはりおいしいご飯を、温かいご飯を食べさせることによって、ご飯だということで、おかずもそれに応じた、和食に合うおかずだと思うんです。本当にお米はおいしいんだよということを体にしみ込ませる、それはすごく大事な、健康の維持の点でも、それから、大げさに言うと農業を守っていく、米づくりを守っていくという点でも、すごく重要なことだと思いますので、温かいご飯を味覚が発達途上にある子供たちに食べさせたいという願いがあります。

もう一つは働く母親の支援です。日本の女性は世界一睡眠時間が少ないという点から、経済協力開発機構、通称OECDの調査で明らかになっております。こういう表があるんですけども、一番ペケにあるのが日本なんです。しかも、日本と韓国以外では女性のほうが男性よりも睡眠時間が長いんですが、日本と韓国は女性のほうが低い。

それからもう一つ、内閣府の調査によると、日本の場合は、妻と夫の家事・育児にかかる時間、女性が7時間41分に対して男性は1時間7分だけ。小さくて見えないと思うんですけども、女性の働く時間、男性の働く時間、これだけ、多分ここにいらっしゃる方も、女房には苦勞をかけたとしみじみと認めていらっしゃる方が圧倒的に多いんじゃないかと思っております。

睡眠負債という言葉が最近言われています。少ない睡眠不足の積み重ねが大きい結果を招くと。子供のお弁当箱を洗わなかった、あれもしなきゃいけない、これもしなきゃいけない、一つ一つは細かい積み重ねです。朝などは、炊いたばかりのご飯は、お弁当箱に詰めたらある程度冷えるまでふたはできません、蒸れちゃうから。そういうことを考えると、朝晩の忙しいひと手間を省いてあげて、子供を1回そのかわりにだっこしてあげられる、そういう子育てを若いお母さんにつくってあげたいなという、そういう思いがあります。

お米の費用ってそんなに高いものでもないから、給食費を安くしろということではなくて、日常のそういう忙しさから、ほんのちょっぴり解放してあげられたらいい、それも子育て支援だと私は思います。

ですから、来年の10月、国が実現しようとしまいと、そこをめぐりに3歳以上児の主食持参をやめて給食でご飯を出してください。いかがでしょうか。町長。

○議長（野村賢一君） よろしいですか、教育長で。

（「教育長、お願いします」の声あり）

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（宇野輝夫君） いろいろな観点からご意見をありがとうございます。

現に3歳児以上は主食、お米ですけれども提供している、この効果というものは非常にあるということをまず理解していただきたいと思います。確かに主食を提供、親御さん、養育されている方、非常にありがたい、朝の忙しい中ありがたいと思うことは確かだと思います。しかしながら、乳幼児期の愛着感情の定着、これは非常に貴重なことであると。今現在、社会問題、あるいは学校等で配慮を要するお子さんたち、ふえている現状、これは発達障害の中で、文科省の調査では、数年前の調査で約6.5パーセント。現実に私、学校訪問して、あるいは保育園等を訪れて、それ以上のお子さんがある現実を目の当たりにしております。

そういった中で、幼児教育の期間中、確かに母親の方は、養育する方は、非常に忙しい中でございますけれども、それに合った、幼児期に大切な愛着感情の定着という点では非常にプラスになっております。この愛着感情がそれこそきちんと構築されないと、それが将来、小学校、中学校、年をとるにつれて、いろいろな今度は障害を持ってくるのがよく言われております。

ですから、そういった面でも、できるだけ幼児教育期間中の食育のかかわりという点では、大変ですけれども、養育される方、特に母親の役目というのは大きいと思いますけれども、どんなに忙しくても、せめて主食であるご飯を家庭の味としてお子さんたちに提供していただきたい。そうすることによって家庭の味、せめて白米、ご飯でも、母親の味ということで、それこそ五感に、冬等、私も保育園のときに、母親につくってもらったのを温めてもらったのを今でも覚えております。そういった貴重な主食であるということも加味していただかないと、全て合理的になると、やはりその後の教育に大きな支障を来すということが現実にありますので、どうかその点もご理解いただきたい。

特に、今言われているのは、発達障害の中で大きなウェートを占めているのは愛着障害であると。だっこも大切ですが、そういう母親の味、家庭の味というのも非常に大切である、こう言われていますので、そのプラスの効果もぜひ生かしていただきたいと思います。以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 家事に追われて、やらなきゃいけない物理的な仕事に追われて、疲れていらいらして、子供が「お母さん」「お父さん」と来たら、「あっちに行ってよ、今忙しいんだから」と言うのが疲れている母親の大方だと思います。やはり子供にちょっと優しい言葉をかけてあげるのも余裕がなければできません。母親の余裕のために、私は、だっこしてほしいときにだっこしてくれるほうが、3歳から5歳の子が、これはお母さんが詰

めてくれたの、これはおばあちゃんが詰めてくれたのって、そう一々思って食べているわけではないと思うんです。ぜひ母親を忙しいのから解放して、余裕を持って子供に接することができるように、本当に一回のだっこのほうが愛着感情にはいいのではないのでしょうかと思って、次にいきます。

2つ目の質問は、緊急通報システムの改善についてです。

老人福祉事業の一つに緊急通報システムがあります。高齢の独居者を中心に安否確認などの業務をするシステムです。2年半前にシステムを変えたということですが、そのことについて何点か改善を求めます。

まず、新しくなったシステムについて、簡単にその特徴も含めて説明してください。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） ただいまのご質問に対して、健康福祉課からお答えさせていただきます。

緊急通報システムの特徴についてでございますが、現在の緊急通報システムは平成27年10月に導入したものでございます。以前の緊急通報システムは、緊急時に利用者本人が親機またはペンダント型送信機の緊急ボタンを押すことでコールセンターへ通報を発信し、救急車の出動要請あるいは親族等への連絡を行っておりました。現在使用しているシステムは、通報装置に加え、安否センサーという人感センサーを導入し、規定の時間であります午前4時から午前8時にセンサーに一度も検知されない場合、自動的に通報が発報され、コールセンターから電話で本人に安否確認を行います。

利用者本人の安否確認がとれない場合は、協力員に安否確認を行っていただきます。協力員とは、利用者本人が選ばれた親族、親戚、近所の方、友人、知人、民生委員などであります。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） ありがとうございます。

現在の実績、加入者数とか安否確認の実働数とか、あるいは救急車の出動回数とか費用負担など、どうなっているのか教えてください。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） システム導入後の対応件数などについてお答えさせていただきます。

緊急通報システムの利用者数は、平成29年度末現在42名でございます。

対応状況につきましては、ご自身が通報ボタンを押して緊急通報した案件が平成28年度が1件、平成29年度が2件であります。人感センサーに検知されないことによる安否通報は、平成28年度が124件、平成29年度が100件であります。安否通報のうち、緊急案件は平成28年度が2件、平成29年度が1件であります。協力員による訪問依頼は、平成28年度が17件、平成29年度が8件でございます。それ以外としまして、誤報によるものが平成28年度が9件、平成29年度が10件ありました。

費用負担についてでございますが、利用者1件当たり月額270円であります。生活保護世帯の費用負担はございません。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） ありがとうございます。

前のシステムとの大きな相違点は人感センサーの導入で、本人が連絡できない事態が起きたとき、自動的に第三者による安否確認が得られるということは前進だと思います。この安否確認をしていただく第三者協力員は、申し込みのときに3名届けることになっています。このところで協力員をお願いし切れないという声が聞かれます。町が協力員制度をつくり、個人で協力員を見つけ切れない場合に対応するということはできませんか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 協力員の依頼が困難な場合の制度化についてお答えさせていただきます。

協力員は、緊急通報システムを利用申請する際に、同意が得られた協力員3人を選定していただいております。

安否確認の流れであります。コールセンターで安否確認がとれない場合、まず協力員1、協力員2、協力員3の順で連絡をし、いずれの協力員にも確認がとれない場合、役場へ確認依頼があります。協力員はあくまでも任意の協力者であり、善意のもとに成り立っているものであることから、これを制度化して画一的に、この地区の対象者にはこの協力員として依頼するなどということは難しいと考えます。また、近隣の市町村では、警備会社が安否確認を行っているところもありますが、国が進めている地域包括ケアシステムにありますように、高齢者を地域全体で支えていこうという観点から、しばらくは協力員に安否確認を行っていただく方向で考えております。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 任意の協力者で善意のもとに成り立つのが協力員だということですが、その協力員が3名用意できない、だから何とか制度化して、緊急通報システムを申し込みたい人が、申し込み時に協力員の心配なく3人依頼できる人はいいいんです。どうしても3人依頼できない人のために、町であらかじめお願いする人を用意してくれということなんです。それでも、善意のもとで任意でやってもらうのが協力員だから、今までどおり探してくれというのはどうも納得いかないんです。

協力員って大変だと思うんです。もしかしたら、重篤な場面の第一発見者になる可能性だってあるし、親戚にも断られちゃったねという方もいらっしゃるし、そしたら結局、協力員が3名用意できないために、このシステムを利用できないという事態も起こりかねないと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 協力員が得られない場合の対応についてお答えさせていただきます。

協力員は3名以上選出していただくことが望ましいこととなりますが、最低でも2名以上選出できるように、役場のほうが積極的にかかわって選出できるようにしております。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 特別に協力員をと、事前に用意しておくのではなくて、ケース・バイ・ケースで対応してあげるとのことですね。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） はい、そのとおりでございます。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 最低でも2名ということですね。わかりました。

近隣の自治体の場合、会社の警備員が安否確認に来るとのことなんですけれども、そのシステムに変えられないのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 安否確認を警備会社に依頼できないかのご質問についてありますが、現在のシステムにおいて警備会社などの安否確認サービスを追加する場合、利用者が少ないこともあり、1契約当たり別額1,500円から2,000円程度の追加料金が必要とのことです。また、繰り返しとなりますが、国が進めている地域包括ケアシステムにありますように、高齢者を地域で支えていこうという観点から、しばらくは協力員に安否確認

を行っていただく方向で考えております。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） しばらくというのはどのくらいですか。どのくらいをめどに検討していただけるんですか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 当面、協力員が得られるうちは現体制でいこうと考えております。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 本町の加入者43名ということです。高齢者人口の1.何パーセント、1パーセント強だと思うんですが、近隣市町村と比べて格段にこれは少ない数字なんですね。いすみ市は75歳以上が利用できるんですけども、利用率はほぼ4パーセント、御宿町と勝浦市はうちと同じで65歳以上が利用できるんですが、6パーセント前後の人たちが利用しています。本町の利用率、高齢化率はそんなに変わらないと思うんですけども、格段に少ない原因はどこにあると考えられますか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 利用者数が伸びない要因としては、幾つか考えられると思います。まず1つとしてシステムを導入することにより利用料金が発生する、あと、人感センサーがあることにより常に監視されているようで導入を見送る場合、あと、利用者自身が必要性を感じていないなどが考えられます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 私の知人も、電話に余り出ないので、お子さんが行ってみたら廊下で倒れていて、こと切れていたという例が2年前にありました。需要がないわけではないと思うんですが、その辺の啓蒙というか、周知活動が足りないというようなことはありませんか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 議員さんのおっしゃられるように、若干周知不足な点もあるかと思われませんが、現在は、民生委員さん等の高齢者の訪問、あるいは地域包括支援センターの高齢者訪問等で周知を行ったり、あるいは広報等での周知を行っております。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 高齢者が本当に一人で最期を迎えるというようなことがないよう、ご近所のと看うけれども、こういう機械によるシステムに助けてもらうことって多いと思うん

です。大多喜町だけ特別に低いということは、何らか足りないんだと思いますので、担当課及び関係の方々、大変だと思いますけれども、周知をしていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で、野中眞弓君の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

（午後 1時55分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時05分）

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

次に、5番吉野僖一君の一般質問を行います。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 5番吉野僖一でございます。議長さんのお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、町民の貴重な財産を守るということで、いろいろ皆さん頑張っておりますけれども、当初、一般質問の内容は、今出ている町道会所麻綿原線ということになってはいますが、その前にはストーリーがありまして、実は5月4日、5日に養老溪谷音楽祭という、老川小で小泉さんが毎年やっている、これをまず見まして、老川小もずっとこのところ行っていなかったの、中のほうもずっと見せてもらいました。全て緊急対策対応というか、緊急課題というか、そういうときの連絡方法とか、やっぱり区長さんに、毎年区長さんがかわって、町のほうから連絡がいつていると思うんですけども、そういう場合の連絡方法とか、いろいろちょっと問題があると思うので。

ただ、老川小を見て、そのときにですね、5年の教室ですか、イベントをやって、ちょっと手の届く範囲、はりがナット締めになっているんですよ。鉄骨の部分を木材で、木造を通したようになっている。その一番の肝心なはりのナットが緩んでいる事実があったので、その辺は、初めの一般質問のこういうやつが入っていたので、ちょっと割愛されたので、その辺は管理者は財政ですか、こういうのは、学校施設。無印良品が使っているんだけど、

その辺はどうなっているんですか。

○議長（野村賢一君） それは通告がないでしょう。

○5番（吉野僖一君） 通告はないんだけど、初めはこれに書いてあるんだよね。

○議長（野村賢一君） いや、書いていないですよ。こっちに書いていないですよ。だから、それは後でまた担当のほうと話してください。

○5番（吉野僖一君） ちょっと待って。さっき言ったストーリーがあるので、そういう現場を見て、やっぱりこれはまずいんじゃないかということで、それをカットされたけれども、やはりそういうことが非常に問題でね、町民の声を皆さん言っているわけだから、その辺の……

○議長（野村賢一君） 吉野僖一議員に申し上げます。通告順にやってください。

○5番（吉野僖一君） わかりました。

そういうことで、今、議長から指導がありましたけれども、じゃ町道会所麻綿原線についてあれします。

先ほど言ったように、老川地区を見て回って、会所分校のそば、道ですか、そういうのをやっている現場を見てきて、他県から来て、そういう免許を持ったりして、すごく地域おこし、まちおこしで一生懸命やっておるところを見てきました。

それで、町民からの声ということで、去年の3月の県議会で地元県議さんが、今、議長さんになっているんですけども、県道178号線小田代勝浦線の改修整備を一般質問でしていましたので、町民から町の議会も頑張ってくださいとお願いされましたので、その辺について町のほうはどういうふうな考えでもって今後対応するのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 全般的なお話だと思いますけれども、初めに通告に従いまして答弁させていただいてもよろしゅうございますか。

（「そうですね」の声あり）

○建設課長（吉野正展君） 吉野僖一議員からのご質問ですけれども、町道会所麻綿原線につきまして、幅員等の改良をする予定があるというようなご質問について、建設課からお答えをさせていただきます。

町道会所麻綿原線は、県道小田代勝浦線会所地先から麻綿原までの延長約4.7キロメートルの町道で、このうち、起点の会所から会所貯木場までの約2.2キロメートルは改良済みで

あります。残り2.6メートルは、幅員が狭いところでは3メートル程度の未改良区間となっております。この未改良区間は国有地内を通っております、国有林野無償貸付契約により町が借り受けをしております。

この道路の隣接地は急峻な地形を有しております、この区間の道路を改良するには、多くの土地と多額の経費、年月がかかるものと思われまます。つきましては、本路線の未改良区間の道路拡幅等の道路改良工事は非常に難しいものと建設課では考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） なかなか難しいということでございますけれども、町民の声としましては、質問には字句では入っていないんだけど、麻綿原から清澄、麻綿原から内浦山県民の森ですか、つながる道路があるんですよね。昔は麻綿原から清澄へ車も通っておったんですが、ある事故があつて、それ以来通行どめで、門扉で塞がれておるんですけども、その辺の今後の対応というか、天津小湊、鴨川市との対応はどうなりますか。先行き、そういう計画というのは町のほうは。昔はつながって抜けられたんですけども、今はそのあれでできないので、ずれているかもしれないけれども、一応関連があるのでね。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） ただいまのご質問は、会所麻綿原から鴨川市に抜ける林道のことだと思います。

今、吉野議員がおっしゃったとおり、会所麻綿原線は、会所から麻綿原を通過して、あと麻綿原から老川の大田代に抜ける道路、これは老津線でありまして、これからアジサイのシーズンですけれども、そして一方通行で観光的な道路として使用されております。

ただいまのご質問の林道につきましては、会所から向かっていきまして、麻綿原から左に行きますと、約200メートルほどで林道が二手に分かれております。1つは、内浦山県民の森を通過して小湊へ抜ける林道、これが林道奥谷線、これは県の管轄の林道でございます。

もう一つは、その交差点を右に曲がりますと林道天津線、こちらが国道126号まで、約6キロほどで、鴨川の天津から鴨川市内に抜けるバイパスの、ちょうど橋の下に出てくる道路、これが同じく林道天津線といいまして、やはりこれも県の管轄の林道でございます。

いずれにしましても、例えば、先ほど申しましたとおり、会所麻綿原線が何らかの都合で通行どめになった場合、こちらの林道を通じて迂回できるものと考えております。

なお、先ほど話があつた清澄に抜ける道路につきましては、これは現地を確認しましたけ

れども、現道のほうは封鎖されておりましたので、議員さんのおっしゃるとおりだと思います。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 5番吉野儔一君。

○5番（吉野儔一君） 今後、発展的な観光という、清澄というか、そういう一番のメインでもあるし、麻綿原と宗教的なあれになるのかもしれないけれども、できれば利便性を、県がやることなんだけれども、やはりお医者さんと同じで、痛いところを言わないと県も動いてくれないので、できるだけみんなのあれで、観光、養老溪谷と海の連絡道路というか、それがすごく有効的なあれだと思うので、きょう言ってあしたというわけにはいかないの、やはり長期的な要望は言わないと、県も国も動いてくれないと思うので、その辺、町長さん、どうですか。昔、ここを通ったことがあると思うんですけども、今は完全に門扉で塞がれちゃっていますけれども、町外で申しわけないんですけども、関連があるということで。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは管轄外で、町でできるものと県ができるものと、また、ほかの鴨川市でできること、それぞれありますので、我々が管轄外に行くということはなかなかできませんので、そういう機会があればお話をしておきます。

○議長（野村賢一君） 5番吉野儔一君。

○5番（吉野儔一君） すみません、脱線しちゃって。建設的なこういう意見があるということをお県・国に言わないと、せっかくの観光資源があるので有効活用しなくちゃいけない。そういうことでございます。

それと、町民は遊歩道、町長さんも先月の15日ですか、小沢又から橋のほうまで川を歩いたようなあれも聞いておりますけれども、途中、大きな橋もあるし、小さな滝も何か所かあるということで、それを整備するのは、それよりも生活道路、県道ですけれども、せっかく県議さんが一般質問やってくれたので、そういうほうをもう少し町の議会として頑張ってくれというのが町民の声でございます、そこら辺、いろいろあるかと思っておりますけれども、確かに県道は県の管轄ですけれども、その辺について町民の声というのは、町も県とうまくやってくれと、その辺は今後どういうふうに対応するかお伺いします。

（「議長、これは申しわけないけれども」「町民の声はわかるけど、もう少しきちんとした答弁を受けなさいよ」の声あり）

○5番（吉野儔一君） 遊歩道もいいけれども、やはり生活道路、そっちを優先してくれとい

う町民の声なんです、そこなんですよ。

じゃ、わかりました。以上で終わりにします。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） 以上で、吉野僖一君の一般質問を終わります。

◇ 根 本 年 生 君

○議長（野村賢一君） 次に、4番根本年生君の一般質問を行います。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 根本です。質問させていただきます。

私、今回、特別養護老人ホームの施設運営についてということで質問させていただきます。しかしながら、日曜日の議会の中で、吉野一男議員が立派な質問をしていただいて、答弁のほうも本当に立派な答弁をいただきましたので、1番と2番については省略させていただきます。

ただ、その中で1番と2番をかいつまんで言いますと、大変厳しい状況だということは認識していると、そういったところを認識の上で、平成30年度中に方向を定め、改善計画書ができるのであれば作成して、その方針を決定するということがよろしいですか。再度確認で。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 今ご質問がありましたとおり、平成30年度中に方向性を示させていただくということで答弁させていただいております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。1番、2番については、もし時間がありましたら、再度私の考え方を述べさせていただきたいと思っております。

続きまして③の、職員不足を解消するために外国人技能実習生を採用する計画になっていると、計画というと、これは実行に移されていると思っておりますけれども、その進捗状況はどうなっているのか。それと、前回の議会の中で、これについてはある程度の経費が、普通の日本人の方を雇うよりは経費がかかるんだよという答弁をいただいているところでございます。改めて、29年度で負担した分があるのか、30年度とかですね、それ以降、経費の負担というのはどのくらい日本人に比べてふえるのか。概略で結構ですので教えてください。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） ただいまのご質問について回答させていただきます。

外国人技能実習生につきましては、現在、日本において実習生を管理する管理団体が国との協議、調整を行っております。この実習生受け入れに関しまして、介護士職としての受け入れ事例及び自治体での受け入れ事例がないため、通常の手続より時間を要しております。現在のところ10月ごろの来日となる見込みとのことですが、今後も協議の進捗状況で多少前後する可能性もあるとのことでございます。

次に、日本人に比べて経費の負担増はどのくらいかのご質問ですが、現在、日本人の介護臨時職員の最低額は、月20日の勤務で換算しますと、賃金、社会保険料、通勤手当等を合わせて年間210万円ほどとなっております。実習生も同程度で受け入れしておりますので、正規職員の介護職1人当たりの平均必要経費と比較しますと、年間約170万円程度少なくなります。

次に、採用に当たりその体制ということですが、現在、実習生が事前に学習できるように、振り仮名付きの介護マニュアルを作成しており、今月中には実習生に送付したいと考えております。

また、当施設の職員におきましては、外国人技能実習生の受け入れに際し、自主的に書籍等を購入し、受け入れに向けて準備を始めている職員もおります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） そうしますと、日本人に比べ170万円安くなるということだったのですか。

それと、採用に当たりその体制ということで、外国人が来るのは初めてだと思いますので、一般の職員との対応というんですか、コミュニケーションが十分とれるような体制をつくっていけるのか、既にそういった準備も進めているのかということ、せっかく来ていただくんですから、本当に環境のよい場所で働いてもらって、1年でも2年でも長くずっと働いてもらえるような環境づくりも大切ではないかという意味で言いました。

ですから、ちょっと確認で、日本人を雇うより安くなると、170万安くなるというような感じを受けたんですが、それでいいですか。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 正規職員と比較してということでございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） そうすると、この間、その間に入る、仲介する管理団体のほうにお金

を払うとか、毎年そこに決まった額を納めるとかということじゃなかったかと思うんですけども、要はその経費はどのくらいかということをお聞きしたいんですよ。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 実習生につきましては、渡航経費や研修費など初年度のみ必要となる経費が1人当たり約30万円、その他、実習生を管理する団体に管理経費等といたしまして、1人当たり年間約50万円程度の経費が見込まれております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） そうすると、年間、初年度は30万プラス50万、次年度以降は1人当たり50万、その経費がかかるということですね。わかりました。

続きまして、平成29年度、たしか労働基準監督署の立入調査が行われました。その報告は議会のほうでも受けているところでございます。その後、何も議会のほうに報告がないんですけども、その指摘事項については全て解決したんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 昨年6月12日に茂原労働基準監督署から8項目に関し指摘を受けました。そのうち、早期に対応が可能な6項目に関しましては、昨年7月末日までに順次是正し、完了報告をしております。解決に時間を要しました2項目に関しましては、昨年10月に1項目、残り1項目に関しましてはことし3月に是正が完了し、随時、茂原労働基準監督署長宛てに完了報告書を提出し、受理されておりますことから、この時点で指摘事項については解決したと認識しております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 解決したということで、大変ありがたいと思いますけれども、もう一つ確認したいのは、労働基準監督署の立入調査が行われるということは、それなりのものがあるって立入調査が行われたと考える。じゃ、どのようなことがあってこの立入調査が行われたと考えているのか。多分、こういった例は、1度目はいいけれども、これが2回、3回繰り返されると、なかなか大変厳しい状況になってくるものと思われまますけれども、今後このような立入調査が行われることについてはもうないと断言してよろしいですか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 労働基準監督署の立ち入りについては定期的にあります。ですから、今回ここで終わったからないということじゃなくて、事業所には、一定の事業規模のところ

には必ず定期的に入るようになっております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） そのとおりだと思います。ただ、この立入調査は定期的なものじゃないというふうに認識しています。これは定期的な立入調査だったのでしょうか。それとも何かあって、我々、会社をやっていたときもそうですけれども、通告なしに来る場合もあるし、ちゃんと通告して、税理士さんを通じて来る場合もあります。ですから、この立入調査については、定期的な調査であれば何ら問題ないと思うんですけども、私の認識では、定期的ではなかったんじゃないかろうかというような認識でいますけれども、これは定期的だったんですか、それとも突然予告なしに来たということだったのかということを知っています。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） この立入検査につきましては、以前、一度立入検査が行われております。それから年数がたって、ある一定期間で来ているものと思いますが、その真意につきましては、こちらではわかりかねます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） じゃ、今の答弁だと、これは定期的なものであるというような認識でいるということによろしいですね。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） そのとおりです。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） わかりました。じゃ、今後、労働基準監督署からいろいろな指摘がないように、十分努力していただきたいと思います。

続きまして、こういった定期的な立入調査かどうか分かりませんが、指摘事項はかなりあった。私が思うに、普通の定期の立入調査ではこれほどのあれはないと、意見というんですか、改善命令、これはないものと考えていますけれども、定期的であるということであればそれでいいんですけれども、こういったことがあると、なかなか職場の人たち、働いている人たちも、不安というんですか、そういったこともあるんじゃないかと。それと、後のほうでまたちょっと言いますけれども、数年前に死亡事故等もありました。これについても結構職員の方はシビアに考えている。また同じような事故があったらどうしようとかか、そういったふうに考えている。それと、先ほど、大変な赤字で苦勞しているという中で、そういった面でも職員の方は非常に不安に思っている。

こういった不安定な状況の中で働いている職員もいる中で、私が一番危惧しているのは、今の状況でも大変厳しい状況でやっているのに、仮に1人2人とまた離職者が出た場合には、もうそれこそ特養の事業自体が大変なことになってくるんじゃないだろうかというふうに感じております。ですから、職員の方々が本当に働きやすい環境を整えることが今後につながっていくのではなかろうかと思って、この質問をさせていただきました。その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） ご指摘のとおり、職員が働きやすい環境を整えるということは大変重要であると思います。それには施設の運営方針も関連性があると思われるので、今後の施設の方向性を示した上での検討が必要だと考えております。そのため、今年度中に方向性を示すことを目標に、今後、施設内において協議を進めていきたいと考えます。

また、職員が働きやすい環境に不可欠であると思われるのが、利用者と職員の安全確保であると思います。利用者と職員の安全確保につきましては、機会あるごとに職員に周知しており、直近では、4月末に利用者と職員の安全確保に関して回覧方式で全職員に周知をしております。職員みずからも安全で働きやすい環境づくりの意識を高めていると考えますので、今後、施設内で協議し、全職員で安心して働ける職場環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。ですから、職員の方とは十分コミュニケーションをとりながら、働きやすい職場環境を目指してお願いしたいと思います。

続きまして、数年前の死亡事故ですね、これについては解決したと聞いていたんですけども、聞くところによると、平成29年度、警察の再調査があったやに聞いています。なぜ再調査が行われたのか。あのとき、たしか議会でもあれがあって、関係者と示談が成立して、県のほうですか、監査するのは県のほうでしょうね、そちらとも十分協議を終わって、それで終わりになったというふうに思っておりましたところ、再調査があったと聞いています。なぜ再調査が行われたのか、その結果はどうだったのか、その辺を聞かせてください。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 平成28年の事故に対しましては、平成29年3月31日に損害賠償金を支払い、家族との示談が成立したことに伴いまして、刑法の業務上過失致

死傷等の調査のため、平成29年9月から平成29年12月にかけて、施設において勝浦警察署員による職員への聞き取り調査が行われ、1月下旬から2月初旬にかけまして、事故発生当時の施設長とケアマネジャーが千葉県検察庁に招集され、検事から聴取を受けております。聴取を受けた2名は、3月末までに起訴されなければ特に裁判等を行わず、不起訴になるとの話で、不起訴の場合は連絡はないとのことだったそうですが、現在まで連絡がないとのことですので、起訴には至らなかったものと認識しております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ちょっと心配していたんですけども、無事済んで、その後何も無いということで安心いたしました。

続きまして、これも先ほどと同じですけれども、同じような事故があると、やはりそういったうわさ等が出たりとか、事業者、職員の方々もなかなか大変な事態になってくるのかなというふうに思っています。二度と同じような事故があってはならないと思います。その体制は十分できているのでしょうか。

それとまた、災害時の体制について、聞きましたら、あそこは身障者の避難場所にもなっているということでした。せんだって、避難所マニュアルというんですか、総務課のほうから示されました。その中にもこの福祉施設の件は書かれていたと思います。しかし、自由に動ける方と、身障者という方ですと自分では動けない方々で、日常もほとんど車椅子で自分で動けないと。この間の東日本の地震のときもこういったことが問題になったと思います。そういったことはより一層、普通の避難施設より、その体制については十分配慮されていなければいけないと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 二度と同じような事故を起こさない体制はできているのかということですが、事故の原因となりましたスロープには、事故発生後に可動式の柵を設置し、利用者が間違っただけでスロープに立ち入ることがないように対策をとるとともに、見守りを強化しております。

次に、災害時の体制についてのご質問ですが、災害時の体制につきましては、大多喜町災害対策本部規程に基づきまして、配備体制を作成し、職員に周知をしております。また、大多喜町特別養護老人ホーム消防計画に基づきまして各種訓練を実施しており、必要に応じ、消防署職員の立ち会いのもと実施しております。そのほかに、消防署職員の指導のもと、AEDの使用方法等の研修会を随時実施しています。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 特に特養の場合は、従業員さんも女性の方がほとんどだと思うんですね。なかなかやっぱり災害のときになってくると、女性の職員が自宅からその職場に駆けつけるというのはよっぽど大変じゃなかろうかと、その辺なども大変危惧しております。ですから、男性が多い本庁の中であればそうでもないのか、でも大変なんでしょうけれども、特に特養の場合は女性職員が多い。その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） 先ほど、大多喜町災害対策本部規程に基づき配備体制をしいているということで回答させていただきましたが、当施設に限りまして、第3配備のときは誰と誰が出てきてくださいというような名前を指定して、職員に周知をさせていただいてあります。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ですから、障害者の方なので、十分な配慮をした上で体制を整えていただければと思います。

続きまして、行きます。特養ですね、国の方針とかいろいろ見ていると、毎年、介護保険に関する法律が変わってきます。国の方針も、地域で守るとか言っていながら、全体で守っていきなさい、要は在宅で介護しなさいとか、いろんな面での専門性が問われていると。本当に秋山所長は一生懸命やってくさっているのを重々承知しています。しかし今後は、介護保険に本当に詳しい方とか、その辺の施設運営について何年も経験を積んでやっている方々、そういった方の人材の確保が、町でやっていく場合には必要であろうと考えます。

最近では新聞を見ても、介護士の労働力不足は否めない。そうするとロボットを導入するんだとか、国の方針でも。それでITですか、その辺も導入しなければならないというような方針も打ち出されていると思います。そうするとますます専門性が問われてくると。今後は、ある程度そういった専門性のある方をここに加えて、抜本的にやっついていかないとはいけませんけれども、専門性を備えた職員を雇用するとか、そういった考えはありますか。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（秋山賢次君） ただいまのご質問ですが、一般的な福祉施設は、法人や病院、会社等によりましてグループ的な組織を構成しているケースが多く見られますが、そのような施設におきましては、施設間の人材交流及び情報の共有も比較的容易に実施

できると思われませんが、当施設のように関係事業所が存在せず、単独で運営している施設に関しましては、全て施設の職員で対応するほかなく、グループを構成している事業所と比較した場合、劣ることは事実であり、ある程度やむを得ないことと考えます。

しかしながら、収入の多くを介護報酬に依存している現状で、介護保険の制度の熟知と、限られた財源において施設を運営していく経営能力の向上は不可欠であると考えますので、在職している職員全員がより能力を上げるとともに、情報の収集等に一層努力をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ベテランの所長さんが皆さんそうだったと思うんですけども、大変苦労されていると思いますけれども、今まで介護保険といっても、余り十分深く、担当にもなっていなかったのでよくわからないとか、税務課とか住民課の職員であった人が、人事異動でいきなりこういったところに行けということであると、なかなか、昔のように介護保険がない時代であれば、十分対応できたんでしょうけれども、今の時代ではなかなか厳しいのかなという思いでおりますので、できるだけ専門性の整った方に入っていただけてやっていただければと思います。

あと、残り時間5分になったんですけども、1番と2番について、答弁は結構ですので、私の思いを述べさせていただきます。

特別養護老人ホーム、大多喜は住宅地の端のほうにあるんですけども、一般的に特別養護老人ホームというのは在のほうですよ、山合いの土地とかそっちのほうにあります。本来、特別養護老人ホームは、国のほうの指針にもありますように、交通の便のいい市街地にあるのが理想的で、来る方が公共交通機関でそこへすぐ来られると。ただし、町なかにあるのは小規模の、29人以下の地域密着型というのはありますけれども、こういったふうに市街地というんですか、町なかにあるところはないと。だから、それは非常にいい立地条件だと思っています。

それで、先ほど吉野一男議員さんの質問の中にありましたように、老人福祉センター、これも今年度中に結論を出すと。答弁の内容を聞いていますと、取り壊さざるを得ないのかなというような方向のように見受けられました。

それで、今、国の方針でも、先ほど答弁がありましたように、地域で支えるということが今後の老人福祉の重要な観点になってくると思われます。

それで私もいろいろ調べさせていただいたら、老人福祉センターと特別養護老人ホームが隣接して、老人福祉センターというのは地域の人が集う場所、それと特別養護老人ホームがあると、そういった施設というのはなかなか見当たらないんです。それと、あそこは環境もすばらしくて、夷隅川沿いに水辺の、県でつくっていただいた施設もあるし、多くの方が散歩している桜並木もある。そういったすばらしい環境のところではぜひ特別養護老人ホームを、私の考えとすれば何らかの形で、そうすると全国的な模範的なものになるんじゃないかと。

なかなか今、福祉の拠点というものがありません。特別養護老人ホームがなくなって、老人福祉センターがなくなると、大多喜町には福祉の拠点というのが本当になくなってしまうんじゃないかならうかと思っていますので、日曜日も答弁がありましたように、議会で4番議員が質問したように、子供の遊び場をつくるか、本当に地域で支えるような老人の施設をつくっていただければと。

それで、海岸の水辺のところは、今、非常にまずい状態ですけれども、県のほうにちょっと私なりに聞いたところ、あそこの壊れている箇所のところについては県のほうで修復する準備はあるよと、だけどそれだけではいけないので、町のほうでこういった計画があるので、こういったふうにしてもらいたいという計画があれば、県のほうでも直す準備があるように聞いていますので、あの辺一帯を大多喜町の福祉の拠点としてやっていただけると大変うれしいかなと、これは私の個人的な意見です。

当然、それには町単費ではとてもできないでしょうから、県とか国とかのそういった補助金を受ける可能性、そういったものがないとなかなか難しいと思いますけれども、ぜひ、福祉の拠点としてあそこに何らかの形で存続させて、大多喜町は福祉の町なんだ、福祉に力を入れているんだということを内外にアピールしていただきたいなと思っています。これは答弁は結構です。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

これで、4番根本年生君の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩します。

（午後 2時48分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時59分）

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 議員の皆様申し上げます。

これから議案審議に入りますが、質疑につきましては、同一内容について3回までとします。また、議案書のほかに議案審議資料が配付をされていますが、この資料は、あくまで参考資料として配付をされているものですので、質疑の際は議案書により質疑されるようお願いいたします。

日程第3、議案第28号 大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育課長補佐。

○教育課長補佐（高松 浩君） 43ページをお開きください。

議案第28号 大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について本文説明の前に提案理由を説明させていただきます。

本改正案は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が、本年4月1日から施行したことに伴い、この基準を参酌している「大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正し、放課後児童支援員としての資格を得るための要件を明確にするとともに新たな資格要件を追加しようとするものです。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

（4）教職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者。

第10条第3項に次の1号を加える。

（10）5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） （4）と（10）ですが、具体的にどういうふうに、現状はこうだけれどもこういうふうになるんだと、具体例で説明していただけないでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長補佐。

○教育課長補佐（高松 浩君） この改正につきましては、今まで、第10号にあるように、「高等学校卒業者等で、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」とあるように、学歴が最低でも高等学校卒業以上が要件となっておりますが、高等学校を卒業していなくとも、5年以上の放課後児童健全育成事業に従事した経験があれば、資格を得るための講習会を受講できることとなったものです。

以上です。

（「もう一つ、（4）」の声あり）

○教育課長補佐（高松 浩君） すみません。（4）ですね。改正前は、学校教育法の規定により、幼稚園、小・中学校、高等学校等の教諭となる資格を有する者とされていましたが、教育免許更新制度により、10年以上の有効期限など、免許状を保有していても更新しないと教諭としての資格を失うなどわかりづらいことから、免許状の有効期限などが明記されている教職員免許法に規定されている免許状を有している者と改正するものであります。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第4、議案第29号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(和泉陽一君) それでは、議案第29号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本文に入ります前に提案理由の説明を申し上げます。

議案つづり45ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、平成30年4月から国民健康保険制度が広域化され、県から示された標準保険料率を参考に税率の改正をお願いするものでございます。主な改正点は、基礎額医療分及び後期高齢者医療支援金分、介護納付金分課税額の資産割額を削除し、それぞれの税率を改めるものでございます。

それでは、本文に入りますが、改正条文の朗読は割愛させていただきたいと存じます。

大多喜町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項から第4項までの規定中「及び資産割額」を削る。こちらにつきましては、基礎額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の資産割額を削除するものです。

第3条第1項中以下につきましては、基礎額医療分の所得割額の税率を100分の7.8から100分の7.5に改めるものです。

次の第4条を削るにつきましては、資産割額の税率を定めたものであるため、これを削除するものです。

第5条中以下につきましては、基礎額の被保険者均等割額を2万5,800円から2万2,000円に、第5条の2第1号中以下につきましては、世帯別平等割額を2万5,200円から2万1,000円に改め、それに伴い、特定世帯の平等割額を1万2,600円から1万500円に、特定継続世帯の平等割額を1万8,900円から1万5,750円にそれぞれ改めるものです。

第6条中以下につきましては、後期高齢者支援金等課税額の税率を改めるもので、第6条は所得割の税率を100分の2.0から100分の2.2に。第7条につきましては、後期高齢者支援金等課税額の資産割額の税率を定めたものであるため、これを削除するものです。

第8条中以下につきましては、介護納付金の所得割の税率を100分の2.2から100分の2.1に。第9条につきましては、介護納付金に係る資産割の税率を定めたものであるため、これを削除し、次のページになりますけれども、第9条の2中以下につきましては、被保険者均等割額を9,000円から8,700円に、第9条の3中以下につきましては、世帯別平等割額を8,400円から8,100円に改めるものであります。

続きまして、第23条第1号ア中以下につきましては、それぞれ均等割、平等割額の額が引き下げになることに伴い、7割、5割、2割軽減額が引き下げになるものです。第23条第1号ア中以下につきましては、医療分均等割の7割軽減の額を1万8,060円から1万5,400円に引き下げ、平等割については、特定世帯及び特定世帯以外の世帯については1万7,640円から1万4,700円に、特定世帯については8,820円から7,350円に、特定継続世帯については1万3,230円から1万1,025円に改めるものです。

同号オ中以下につきましては、介護納付金分の均等割の7割軽減の額を6,300円から6,090円に改め、平等割については5,880円から5,670円に改めるものです。

次の同条第2号ア中以下につきましては、医療分均等割の5割軽減の額を1万2,900円から1万1,000円に引き下げ、平等割については、特定世帯及び特定世帯以外の世帯については1万2,600円から1万500円に、特定世帯については6,300円から5,250円に、特定継続世帯については9,450円から7,875円に改めるものです。

同号オ中以下につきましては、介護納付金分均等割の5割軽減の額を4,500円から4,350円に改め、平等割については4,200円から4,050円に改めるものです。

同条第3号ア中以下につきましては、医療分均等割の2割軽減の額を5,160円から4,400円に引き下げ、平等割については、特定世帯及び特定世帯以外の世帯については5,040円から4,200円に、特定世帯については2,520円から2,100円に、特定継続世帯については3,780円から3,150円に改めるものです。

同号オ中以下につきましては、介護納付金分均等割の2割軽減の額を1,800円から1,740円に改め、平等割額については1,680円から1,620円に改めるものです。

附則につきましては、施行期日、経過措置の規定になり、平成30年度の国民健康保険税について適用するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、今回の税率改正に当たりましては、後期高齢者支援金等課税額の税率の所得割については引き上げ、資産割を削除、基礎額及び介護納付金課税額の所得割、均等割、平等割について引き下げ、また、資産割を削除する改正を行うものです。

このたびの改正によりまして、医療、後期支援、介護分を合わせた所得割の税率は、改定前12パーセントであったものが改定後11.8パーセントと、0.2ポイント引き下げとなります。被保険者均等割については、改定前4万3,200円から3万9,100円となり、4,100円の引き下げとなります。世帯平等割につきましては、改定前4万1,600円から改定後3万7,100円となり、4,500円の引き下げとなります。

また、加入者1人当たりの税負担は、試算の結果、平成29年度当初と比較しまして5,491円、率にして5.7パーセント、また、1世帯当たり1万2,927円、率にして7.9パーセントの減額が見込まれます。

なお、本改正案につきましては、去る5月22日開催されました国民健康保険運営協議会において、ご協議並びにご承認をいただいたことを申し添えます。

以上で提案理由及び改正内容の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 1点目は均等割のことについて伺います。私は昨年度、子供の均等割について、非常にこれは不公平な理に合わない制度なので、子供の均等割は廃止するか軽減してほしいという一般質問を行いました。回答は忘れましたが実現していません。今回のこの大幅改定の中でも実現していません。子供の均等割について、どのくらいをめどに軽減あるいは廃止する考えがあるのか伺いたいのが1点。

それから、今回のこの条例案改正ではなくて、3日に出た税制のときに、税制改悪のときに、国保の上限の変更がありました。医療区分が、今まで上限54万だったところを58万に値上がりしています。この対象者は何人になるのでしょうか。3日のときには、ただ報告だけで質疑できませんでしたので、今お答えいただけたら、よろしく願いいたします。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（和泉陽一君） 野中議員さんからのご質問ですけれども、まず1点目の子供

の均等割についてなんですけれども、子供の均等割については、子育て支援の施策の一つとも考えられますけれども、軽減を行うことによりまして、お子さんのいない世帯へ減収分を転嫁すると、お子さんのいない世帯に対して負担が増加されるということもありますし、また、国民健康保険制度という相互扶助の考えの中で、公平な負担を考慮しまして、子供の均等割をなくすということは考えておりません。

それから、2点目ですけれども、まず限度額が上がったことによって、世帯額、去年とことしでどう変わったかということですが、限度額が超過したことによって、29年度につきましては、世帯については15世帯だったんですけれども、今回、30年度につきましては12世帯ということで3世帯減っております。被保険者数にしますと10人減っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（野村賢一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 私は、今回は賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険税条例の改正について賛成するのは初めてです。賛成の理由は2つあります。

1点目は資産割が廃止されたことです。資産割というのは、固定資産税に一定の割合を掛けて調整するものでした。ほとんどの方の固定資産税は、生きることに必要な住居関連と、農村ですから先祖伝来の、今では手入れだけを必要としても、収入には結びつかない山林や遊休地へ課税されたもので、そこにまた課税するのは税の二重取りとも言える課税方法でした。既に廃止している市町村も多く、むしろ遅かったくらいです。

2つ目は、残された3分野、国民健康保険税の課税は4通りありまして、所得割、均等割、

平等割、資産割でした。残された3分野、所得割、均等割、平等割の負担が全てにおいて軽減されていることです。ここで値上げになるのは、所得割の上限が上がったことによって影響を受ける12世帯だけという状況です。1人当たり5,491円、ほぼ5,500円、1世帯当たりほぼ1万6,000円、総額でいうと3,200万円の負担軽減が実現したことになります。

国保税の減税は、私ども共産党はずっと要望してきたことです。大多喜町として国保税が前年と同じという年はありました。しかし、前年より安くなったというのは初めてのことでないでしょうか。消費税増税以来、国民の実質収入は減っています。その中で高過ぎる国保税を引き下げることは、何はともあれ歓迎できることです。

しかし、どうしても賛成するに当たって触れておきたいことが2点あります。

1点目は均等割です。今まで2回私は一般質問で子供の均等割の軽減を要望しました。1度目はかなり前です。しかし改善されません。均等割は平等割ともに国保のみの特殊な課税法です。家族の人数に応じて課税されます。子供が1人生まれれば翌月から早速増税になります。今、急速に人口減が進み、さまざまな少子化がとられる中で、子供の均等割課税は逆行するものです。

先ほど課長は、子供の均等割の軽減を実施すると、子供のいない家庭にとって不公平だと言われましたが、今、国を挙げて少子化対策をするのは、子供は個人のものではなく社会のもので、社会の富をつくり出すのが国民だから、それが少なくなっては困るということで、少子化対策に躍起になっているわけです。自分のところに子供がいるとかいないとかではなくて、未来を支える国民という立場で考えるべきではないでしょうか。そういう考えからして、最終的には全廃です。資産割も、いつになったら資産割がなくなるのだろうと思っていましたが、こういう形で、話題にもならないうちに解消されたということは、均等割も早い時期に対策をとっていただけるものだと思いたいと思います。

2点目は、今回の保険税の減額が広域化によってもたらされたのではないのでしょうか。本町とは逆に上がった自治体もあります。共助の精神と国は言いたいでしょうが、異常に高い保険料という、国民健康保険が高いという構造的問題は広域化では解決されません。広域化は国保の抱えている問題を根本的に解決するものではありません。

国保は、組合健保や協会けんぽに比べ、平均年収レベルで、平均的家族で計算すると2倍以上高いものです。そして、独身ならば1.5倍ほど高い。本当に高過ぎる保険料を根本的に解決するのは広域化ではありません。

この広域化の目的は、給付削減、収納率の向上、一般会計からの繰り入れ解消の指導を県

にやらせるためだと言われています。ことし1月に赤字削減解消のための、つまり繰り入れをやらせないための計画策定なる通知も国が県に出しております。今は移行期間ですが、6年後には法定繰り入れもなくすなど、保険料の大幅引き上げが専門家から指摘されています。自治体の自治力を奪うものです。

私たち政治にかかわる者として、制度の本質を見きわめ、声を出し続け、住民の暮らしと命を守っていかなければならないという思いを新たに、気持ちを引き締め、本当に目先のことですが、根本的な解決にはならないと思いますが、今回は賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかに討論はありませんか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 今、野中議員が細かいことを説明されました。先月の5月22日、さつき課長からの報告がありましたけれども、大多喜町国民健康保険運営協議会がありまして、そこも賛成ということで、簡単ですが、細かくは言いません。大多喜町国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場から討論させていただきます。

公的医療保険である国民健康保険は、医療技術の進歩や少子高齢化、国保加入者の減少により、年々医療費に対する自己財源の確保が困難な状況になっております。本町の国民健康保険事業についても、保険税の歳入は減少し、ますます国保財源は厳しい状況であります。そのため、平成30年4月から、県も国民健康保険の保険者となり、市町村とともに国民健康保険を運営していくことになりました。これは先ほど言いました広域化ということです。広域化に伴い県から標準的な保険税率が示され、それを参考に、各市町村において保険税率を設定していくところであります。

今回の改正においては、資産割をなくし、また所得割、均等割、平等割の税率についても引き下げがされており、加入者の方の負担軽減が図られるよう改正されております。

以上のことから、本件について委員会で協議したことで、賛成するものでございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第5、議案第30号 大多喜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長(長野国裕君) それでは、議案つづり47ページをお開きください。

議案第30号 大多喜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本文に入る前に、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年4月1日から介護保険法施行規則の一部が改正され、指定地域密着型サービス事業者の指定の申請者の資格要件が追加されたことになりました。申請者の資格要件は市町村の条例で定めることとされているため、現行の条例の一部を改正するものでございます。現行の条例では、指定地域密着型サービス事業者の指定の申請者は法人に限られていますが、改正により、法人以外にも、病床を有する診療所を開設している者による指定の申請が認められることとするものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第3条中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請に限る。)」を加える。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(野村賢一君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 複合型サービス、看護小規模多機能型居宅介護、具体的にはどのような事業でしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 複合型サービス、看護小規模多機能型居宅介護とは、通所介護を中心に利用しながら、必要に応じてショートステイや訪問介護、訪問看護を受けることができるサービスです。地域密着型サービスのため、原則としてお住まいの市町村の施設や介護事業所を利用することとなります。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第6、議案第31号 平成30年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） それでは、議案第31号の説明をさせていただきます。

49ページをお開きください。

議案第31号 平成30年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）。

平成30年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,667万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億7,367万7,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることを定めるものです。

それでは次に、事項別明細書の2歳入及び3歳出により補正予算の説明をさせていただきます。54、55ページをお願いします。

2歳入、款12分担金及び負担金、項1負担金、目2衛生費負担金19万3,000円の増額補正は、養育医療給付費の増額に伴う個人負担金の増でございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金30万円の増額補正は、養育医療給付費の増額に伴う国の負担分でございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金21万4,000円の増額補正は、個人番号カード交付事業の国の補助金でございます。

款15県支出金、項1県負担金、目3衛生費県負担金15万円の増額補正は、養育医療給付費の増額に伴う県の負担分でございます。

項2県補助金、目4農林水産業費県補助金370万4,000円の増額補正は、今年度から有害獣対策として実施されるイノシシ棲み家撲滅特別対策事業の県補助金でございます。

次の款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金1,032万3,000円の増額補正は、収支の均衡を図るために前年度繰越金を充てたものでございます。

款20諸収入、項5雑入、目2雑入179万3,000円の増額補正は、移住・定住・交流推進支援事業実施による一般財団法人地域活性化センターの助成金でございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。次のページをお開きください。

3歳出、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費654万2,000円の増額補正は、役場庁舎に隣接している千葉県ヤクルト販売株式会社大多喜センター跡地と建物の購入費でございます。

目6企画費41万7,000円の増額補正は、歳入で説明させていただきました一般財団法人地

域活性化センターの助成を受けて実施する移住・定住・交流推進支援事業実施のためのもので、事業の実施に当たり、予算の不足分の増額と科目の変更でございます。予定している事業としては、大多喜町へ来ていただくモニターツアーのコースと移住ガイドブックの作成、及びこのガイドブックを活用し、ふるさと回帰フェアや移住・交流フェアなどの機会に広く大多喜町のPRを実施するものです。

節8報償費は、移住ガイドブック作成に係るデザイナー、カメラマン等の謝礼。節13委託料の家計調査委託料は大多喜町で生活する上で必要な家計の調査、車両借上料はモニターツアー時の移動用車両借り上げ料でございます。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費21万4,000円の増額補正は、地方公共団体情報システム機構に支払う個人番号カード等発行に係る経費で、平成30年度前期分の額の確定に伴う増額でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生費580万円の増額補正は、本年度から実施する寄附講座の開設による国保国吉病院組合負担金の増額と、養育医療給付費は未熟児の養育に必要な医療費で、今後の給付見込み等による増額でございます。

款5農林水産業費、項2林業費、目1林業総務費370万4,000円の増額補正は、新たに実施する有害獣駆除対策事業で、県の補助制度の活用により、イノシシのすみかとなるような不耕作地の草刈りなどへの補助でございます。

以上で議案第31号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 私は、補正予算に反対の立場から討論させていただきます。

反対したいのは、住民基本台帳ネットワークシステム事業です。個人番号については、行政では厳重に管理するというので始められていますけれども、実際生活していると、いろんなところから、特に金融関係なんですけれども、個人番号を知らせろ、個人番号を知らせろという文書が届きます。こんなにたくさんの場所に散らばって、どこかで結局漏れていくのではないかという不安に駆られます。

ドイツでは個人番号制度を見直しというか、廃止の方向で検討し始めたとかという話を聞いたことがあります。私たち国民の立場からすると、12桁の、12の鎖でがんじがらめにされ、私たちを奴隷化する鎖のように思えてなりません。問題点が指摘されながら、強引に押し進めようとする国のやり方に非常に憤りを感じます。

反対討論といたしますが、有害獣対策、イノシシ棲み家撲滅特別対策事業補助金については、これは何としても、いろんなところで取り組んでいただきたい。担当課については新しい事業で大変だと思いますけれども、知らなかったという被害者がいないように、きめ細かく取り組んでいただきたいということをつけ加えて、反対討論といたします。

○議長（野村賢一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（野村賢一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、明日6日から9月30日まで休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

よって、明日6日から9月30日まで休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(野村賢一君) 本日はこれをもって散会とします。

ご苦労さまでございました。

(午後 3時44分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 野 村 賢 一

署 名 議 員 末 吉 昭 男

署 名 議 員 山 田 久 子